平成23年度 長浜市環境年次報告書







~自然と人がともに生きる環境重視のまち・ながはま~

はじめに

長浜市は、平成18年2月、平成22年1月の合併により、県内一の面積を誇る森林地域や豊穣な田園地域、琵琶湖や余呉湖、姉川などの水の恵みにもあふれる、自然環境に大変恵まれた市となりました。この素晴らしい財産を守り、良好な形で次の世代へ引き継ぐことは私たちに与えられた責務です。

しかし、近年私たちが求めてきた快適さ・便利さを追求するライフスタイルは、大量の エネルギーを消費し自然環境を破壊するなど、環境に対して大きな負荷をかけてきました。 た。その結果、私たちは地球温暖化など深刻な環境問題に直面することになりました。

これらの問題を解決し持続可能な社会を築くためには、私たち一人ひとりがこうした問題を認識したうえで、ライフスタイルを省資源・省エネルギー型に切り替えるとともに、 豊かで多様な自然環境の保全についても考えていく必要があります。

本市においては、本市固有の歴史文化を踏まえながら、良好な環境の保全と創造をめざし、市、市民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの指針として、「長浜市環境基本条例」に基づき、「長浜市環境基本計画(ながはま環境まちづくりプラン21)」を策定しています。

この計画では、持続可能な節度ある発展を基本として環境まちづくりを進めるため、日常生活や事業活動から教育、文化などのあらゆる場面で、まちの仕組みやひとの意識などに関して、その基本的な方向や具体的施策について明らかにしています。

本書は、「長浜市環境基本条例」第14条に基づく報告書として、長浜市における平成22 年度の環境施策の推進状況をとりまとめたものであり、多くの皆様の環境の保全と創造の 取組みの一助となれば幸いです。

平成23年12月

長浜市長 藤井 勇治

目 次

~ 本編~

第1章 良好な自然環境の維持・回復1
1 自然の生態系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(1)多様な自然の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2)生物の生息・生育空間の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2 自然とのふれあい2
(1) 自然とのふれあいの機会の確保2
第2章 ひとの健康と安全の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
1 水と土3
(1)河川・琵琶湖の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
(2)土壌・地下水の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
2 空気と音、光5
(1)大気の保全
(2)騒音・振動の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
(3)日照の確保、電波障害、光害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
3 有害化学物質6
(1)事業活動にともなう汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)日常生活にともなう汚染の防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
4 環境監視体制6
(1)水質調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2)底質調査9
(3)大気環境調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0
(4)道路交通騒音・振動調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2
(5)環境騒音調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 3
(6)公害苦情への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4
(7)事業所への指導徹底・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 4
第3章 もの・水・エネルギーの循環・・・・・・・・・・・・・・15
1 ごみ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
(1)廃棄物の発生抑制
(2)リサイクルの推進‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 1 7
2 水循環19
(1)節水・未利用水の利用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

3 エネルギー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
(1)省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進‥‥‥‥	19
第4章 地球環境保全への貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
1 地球環境問題への理解・協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1)地球環境問題の普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2 環境への負荷低減・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(1)地球温暖化対策の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第5章 まちの個性と魅力の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
1 水辺とみどり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
(1)公園・緑地の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1
2 歴史と文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(1)歴史・文化遺産の保存・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(2)市民文化活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
3 まちなみ景観・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
(1)地域美化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
4 生活空間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
(1)交通環境のバリアフリー化の推進‥‥‥‥‥‥	2 4
(2)公共施設などのバリアフリー化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
1 環境教育・学習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
(1)学校での環境教育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
(2)家庭や地域、職場での環境学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
2 環境まちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(1) 市民の取組の促進	29
(2)事業者の取組の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
(3) 市の取組の推進	29
(4)パートナーシップの構築‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥	3 1
3 環境情報の提供・整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
(1)環境情報の収集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
(2)環境情報の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2

~ 資料編 ~

第1章 環境調査結果3	3
1 水質調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	3
2 底質調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3 大気環境調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7	8
4 道路交通騒音・振動調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・9	1
5 環境騒音調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0	0
第2章 環境行政のあゆみ・・・・・・・10	6
第3章 長浜市環境基本計画について10	8
1 計画のめざすもの10	8
(1)「ながはま環境まちづくりプラン21」策定(見直し)の背景と趣旨‥‥10	8
(2)計画の枠組み・・・・・・・10	9
■目的・性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 0	
■位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	
■対象・・・・・・・・・・10	9
1. 対象の分野10	9
2. 対象の地域10	
3. 主体・・・・・・・・・・10	9
■計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	9
■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系・・・・・11	
2 計画をどのように推進するのか・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1	0
(1)推進体制······11	0
●環境審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1	
●市民・事業者・市での推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1	0
●広域的な連携体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1	1
(2)進捗状況の点検・評価と計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・1 1	1
●推進指標による継続的な調査・・・・・・・・・・・・・・・・・11	1
●年次報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1	1
●市民の参画による評価と計画の見直し・・・・・・・・・・・・・11	1
第4章 環境の保全と創造に関する条例等	2
1 長浜市環境基本条例	3
2 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例・・・・・・1 1	7
3 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例・・・・・・・・・・・・・・ 1 2	
4 長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)・・・・・・・・・・・・・・・・12	8

長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の「環境まちづくりの取り組み」 および「行動と連携による環境まちづくりの推進」に基づいて、平成22年度における長浜市の 環境の状況や取り組みの内容を示します。

第1章 良好な自然環境の維持・回復

第1節 自然の生態系

(1) 多様な自然の保全

里山リニューアル事業及び緊急雇用対策による里山整備、治山事業による森林整備、松くい被害木の伐採駆除、間伐など森林保全に努め、森林の持つ多面的機能の発揮を図りました。 また自治会組織等による生活環境保全林の維持活動を行いました。

長浜市の森林整備の状況

(単位:ha 但し松くい虫:m³)

	間伐	枝打ち	下刈り	雪越し	松くい虫 被害木伐倒	松くい虫 伐倒駆除	治山事業	造林	里山リ ニューアル 事業
H20	16. 94	21. 38	35. 68	31. 08	0. 00	0. 00	39. 56	4. 36	12. 00
H21	106. 00	47. 36	56. 69	30. 02	350. 83	15. 46	135. 81	4. 87	87. 37
H22	89. 74	35. 7	49. 97	76. 15	360. 92	10. 74	82. 51	0. 65	49. 7

各年度末現在

田園森林整備課調べ

また、市町の合併にともない、風格、樹形、樹齢などを判断基準に新たに34ヶ所を保存樹に指定し、長浜市の保存樹は合計82ヶ所になりました。

(2)生物の生息・生育空間の保全

琵琶湖に生えるヨシ群落は、水質浄化をはじめ魚や水鳥たちのすみかとして大切な役割を果たしていることから、ながはまアメニティ会議によるヨシの育成しやすい環境づくりやヨシ植え(参加者約70人)、びわ中学校の全校生徒およびPTAによるヨシ植え・ヨシ刈り、下八木町自治会によるヨシ刈り・ヨシ焼きなど、ヨシ群落保全事業が行われました。

第2節 自然とのふれあい

(1) 自然とのふれあいの機会の確保

市内20小学校で、県事業である農業体験「田んぼのこ」を、地域人材の協力のもとで実施 し、米作りを通じた生産体験学習実施しました。

また、湖北野鳥センターでは水鳥観察を通じて、長浜に飛来する水鳥に親しむとともに、 ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会としました。

高山キャンプ場において小学校4年生(830人、28校、36学級)を対象に「やまのこ事業」 を実施し、森林環境について学ぶ機会を提供しました。

また、横山はらっぱ倶楽部が里山整備など森林の中での活動を行いました。

第2章 ひとの健康と安全の確保

第1節 水と土

(1)河川・琵琶湖の保全

公共下水道の普及率は76.7%、農村下水道の普及率は22.8%、また、浄化槽の設置状況は 単独が1,279基、合併が821基と、地域に応じた生活排水処理対策をすすめました。

公共下水道の普及状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
処理区域面積(ha)A	2, 341. 9	2, 343. 1	2. 343. 1	3, 381. 9	3, 438. 0
行政区域内人口(人)B	84, 572	85, 093	84, 872	126, 039	125, 523
処理区域内人口(人)C	71, 571	72, 305	72, 195	96, 440	96, 271
処理区域化内水洗化人口(人)D	61, 838	65, 146	64, 559	84, 179	86, 530
処理区域内世帯数(世帯)E	25, 848	26, 473	26, 735	35, 124	35, 407
処理区域内水洗化世帯数(世帯)F	22, 623	24, 129	23, 803	30, 321	31, 639
普及率 (%) C/B	84. 6	85. 0	85. 1	76. 5	76. 7
水洗化率[人口](%)D/C	86. 4	90. 1	89. 4	87. 3	89. 9
水洗化率[世帯](%)F/E	87. 5	91. 1	89. 0	86. 3	89. 4

各年度末現在

※平成21年度より、旧6町分を含む

上下水道課調べ

農村下水道整備率

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
処理区域面積(ha)A	497. 1	497. 1	497. 1	1, 649. 0	1, 649. 0
行政区域内人口(人)B	84, 572	85, 093	84, 813	126, 039	125, 523
処理区域内人口(人)C	12, 269	12, 206	12, 009	29, 383	28, 605
処理区域化内水洗化人口(人)D	11, 901	11, 638	11, 515	27, 298	27, 303
処理区域内世帯数(世帯)E	3, 573	3, 454	3, 387	8, 813	8, 766
処理区域内水洗化世帯数(世帯)F	3, 103	3, 101	3, 143	8, 246	8, 395
普及率(%) C/B	14. 5	14. 3	14. 2	23. 3	22. 8
水洗化率[人口](%)D/C	97. 0	95. 4	95. 9	92. 9	95. 4
水洗化率[世帯] (%) F/E	86. 8	89. 8	90. 1	93. 6	95. 8

各年度末現在 ※平成21年度より、旧6町分を含む

上下水道課調べ

浄化槽設置状況 (単位:基)

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
5 00 L l#	単独	1, 469	1, 360	1, 280	1, 113	1, 077
5~20人槽	合併	872	733	678	695	645
21~100人槽	単独	287	278	259	209	195
21~100入僧	合併	63	61	61	76	72
101200 L #典	単独	5	5	5	6	5
101~200人槽	合併	29	22	22	32	32
201 200 L l#	単独	4	2	2	1	1
201~300人槽	合併	12	10	8	12	12
301~500人槽	単独	0	0	0	1	1
301~300入僧	合併	11	11	11	19	19
501~人槽	単独	0	0	0	0	0
501~入僧	合併	14	13	13	43	41
	単独	1, 765	1, 645	1, 546	1, 330	1, 279
合計	合併	1, 001	850	793	877	821
	計	2, 766	2, 495	2, 339	2, 207	2, 100

各年度末現在

環境保全課調べ

- ※平成21年度より旧6町分を含む
- ※平成21年度に浄化槽の台帳整備事業を実施

琵琶湖や流入河川の水質改善やうるおいのある生活環境の創造と都市基盤の整備のための 重点的な取り組みとして、国庫補助を活用し、下水道の早期整備を図りました。

また、下水道に対する理解と普及を促進するため、普及促進員の設置・融資あっ旋・広報・水洗化促進補助などにより、未水洗化世帯への普及促進と広報、啓発活動に努めました。

森林整備に関する事業により、森林のもつ水土保全機能を良好に保つよう努め、農村・農地などから濁水の流出を抑えるため、濁水ゼロチャレンジ事業の実施に浅水代かきの推進、農村まるごと保全向上対策に取り組みました。

琵琶湖の水質保全を図るため、ヨシ群落の保全活動団体の支援を行い、ヨシ植えを実施しました。

(2) 土壌・地下水の保全

病害虫防除協議会は、農薬適正散布、飛散防止や薬剤成分数の削減等、環境にやさしい防 除について検討し実施に努めました。

また、公園・街路樹などの害虫駆除時には農薬の使用を最小限にするように努めました。

第2節 空気と音、光

(1) 大気の保全

エコオフィス活動の取り組みの一環として、アイドリングストップなどエコ運転の励行、 片道 1 km未満の場所への自転車・徒歩移動に努めました。

また、曳山まつり、長浜・北びわ湖大花火大会、江・浅井三姉妹博覧会の会場間でのシャトルバスの運行、ゴールデンウィーク、秋の行楽シーズンには北びわこフォーラムと連携して巡回バスを運行するなど、バスの利用について広報・周知を徹底し自動車交通量の抑制に努めました。

また、繁忙期には交通誘導警備員を市内各所に配置し、スムーズな交通誘導に努めました。

(2)騒音・振動の防止

工事車両におけるアイドリングのストップ、騒音・振動の抑制指導に努めました。

(3) 日照の確保、電波障害、光害対策

電波障害を未然に防ぐために建築確認申請時等に受信障害防止指導を行い、高さ10m以上、または5戸以上の集合住宅、あるいは住宅以外の用途で50㎡以上の新築(2倍超増改築含む)に該当する建築物については、事前に電波障害等を予測してもらい、障害等発生時の対処方法等を報告してもらいました。(25件)

豊公園、加納白山公園等の都市公園については、防犯上の観点から光害に注意しつつ、必要な照明の確保を行っています。

田畑付近への夜間照明の設置については、減光器具を使用するよう努めました。

第3節 有害化学物質

(1)事業活動にともなう汚染の防止

農地への農薬、化学肥料削減のため、環境こだわり農作物の推進に努めました。

長浜市および米原市で構成する一部事務組合「湖北広域行政事務センター」のごみ焼却処理施設クリスタルプラザでは、焼却炉内の温度を850℃~950℃に設定し、排ガスをバグフィルタ内のろ布を通過させることにより、ダイオキシン、酸性ガスおよびばいじんを非常に低い濃度に除去するなど、汚染の防止に努めました。

(2) 日常生活にともなう汚染の防止

野焼きによる汚染物質の排出を防ぐため、市ホームページで周知啓発を行いました。 塩素系プラスチックは不燃ごみとして分別を図るなど、こほくる~るによる汚染防止の周知 啓発を行いました。

第4節 環境監視体制

(1) 水質調査

河川の水質状況を把握するため、毎年調査を実施しています。平成22年度においても、市内39地点において調査を実施しました。全般的に、水質は市街地を流れる河川の方がやや数値が高くなっていますが、概ね横ばいの状態です。

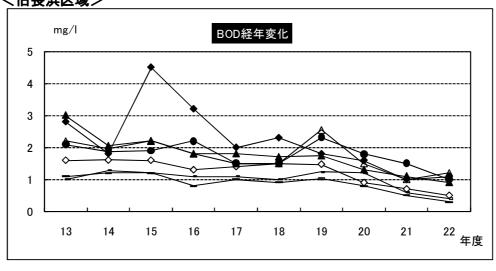
その他、人の健康に直接影響を及ぼす項目については全地点不検出でした。

調査地点数		頻 度	調査項目					
	7地点	毎月	◆生活環境の保全に関する項目 pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数					
旧長浜区域	5地点	年4回	◆人の健康の保護に関する項目					
	7地点	年2回	カドミウム、シアン、鉛、 六価クロム等 全22項目					
旧東浅井区域	12地点	年4回	◆その他 COD、全窒素、全リン、					
旧伊香区域	8地点	年4回	陰イオン界面活性剤(MBAS)					

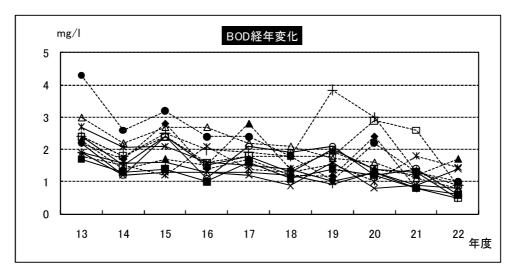
※ 旧長浜区域(旧長浜市)、旧東浅井区域(旧浅井町、旧びわ町、旧虎姫町、旧湖北町)、 旧伊香区域(旧高月町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町)

BOD経年変化

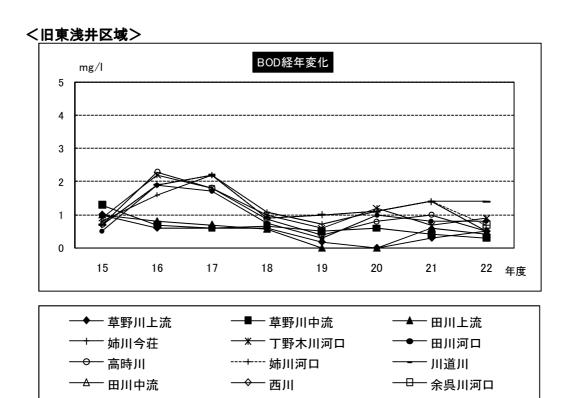
<旧長浜区域>











※旧虎姫町・旧湖北町区域(西川・余呉川河口)については平成22年度から調査実施



※旧伊香区域については平成22年度から調査実施

(2) 底質調査

昭和48年に市内河川の底質問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。

その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、平成22年度も同項目について 調査を実施しました。

主要河川の底質調査結果

(採取日:平成22年9月28日)

調査河川	総水銀	カドミウム	鉛	ひ素	PCB	総クロム	水分率
米川	0. 12	0. 16	12	4. 2	<0.01	20	20. 1
+-川	0. 04	0. 20	19	5. 0	<0.01	22	22. 3
三六堀川	0. 01	0. 40	16	4. 8	0. 05	32	16. 5
大井川	0. 02	0. 11	6	5. 2	<0.01	19	18. 9
暫定除去基準	25				10		

単位:ppm(ドライ含有量)

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準(昭和50年10月28日、環水管119号、環境庁、水質保全局通知)が定められており、各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

その他の項目については、概ね横ばいで推移しており長期的に見て安定した状態にあると 考えられます。



<底質採取場所:米川河口>



< 底質採取場所: 十一川河口>

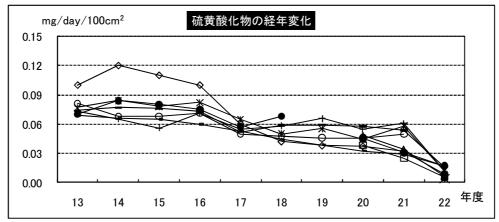
(3) 大気環境調査

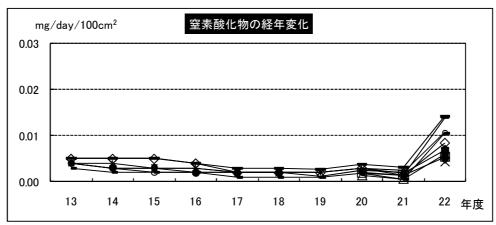
大気の状況を①~③の方法により調査しました。

①簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物および窒素酸化物について、アルカリろ紙法により1か月ごとの積算量を市内 13地点において調査しました。

平成22年度は窒素酸化物について、問題のないレベルではあるものの全体的に増加傾向となりました。今後の推移に注意が必要です。







※ 浅井支所・びわ支所は平成19年度から、湖北支所・高月支所・木之本支所・余呉支所・ 西浅井支所は平成22年度から調査実施。長浜南中については平成21年度まで調査。

②自動計測器よる調査

旧教職員住宅(長浜市加田町)に設置した自動計測器で、窒素酸化物、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質について24時間連続測定を実施した結果、概ね大気汚染に係る環境基準を満たしていました。

(H22)

項目	測定時間	年平均	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98%値	日平均値の 2%除外値	環境基準に	対する評価
	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	長期的評価	短期的評価
二酸化窒素 (NO ₂)	6739	0. 011	0. 035	0. 023		問題なし	問題なし
二酸化硫黄 (SO ₂)	6728	0. 002	0. 008		0. 004	問題なし	問題なし
浮遊粒子状物質 (SPM)	6727	0. 024	0. 162		0. 064	問題なし	問題なし

※二酸化窒素については、「1時間値の1日平均値が0.04ppmから、0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること」(大気汚染による環境基準より)

※二酸化硫黄については、「1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること」(大気汚染に係る環境基準より)

※浮遊粒子状物質については、「1時間値の1日平均値が $0.10 mg/m^3$ 以下であり、かつ1時間値が $0.20 mg/m^3$ 以下であること」(大気汚染に係る環境基準より)

③ハイボリュームエアーサンプラーによる粉じん中の重金属調査

ハイボリュームエアーサンプラーによる吸引捕集試料中の金属成分6種(鉛・カドミウム・マンガン・バナジウム・クロム・亜鉛)と硫酸根および粉じん量について、市内12地点において年2回調査を実施しました。全調査地点において異常は認められませんでした。



<自動計測器(大気測定車内)>



<粉じん中の重金属調査(長浜東中学校)>

(4) 道路交通騒音·振動調査結果

道路交通に関する騒音、振動の状況を把握するため①および②の調査を実施しました。

①市内主要道路交通調査

県道中山東上坂線馬車道と県道長浜近江線および県道間田長浜線の3カ所で、騒音、振動 および交通量について調査を実施しました。

●県道中山東上坂線/馬車道(測定場所:山階町 a u ショップ長浜インター店前)

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼72.4dB、夜67.4dBであり、幹線交通を担う 道路に面する地域の環境基準(70・65)について昼と夜の時間区分を満たしていません。し かし、概ねどの時間帯も自動車騒音要請限度(75・70)以下となっています。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼31.6dB、夜21.5dBでした。時間帯ごとの 2輪を含む平均交通量は、昼288.8台/10分、夜128.0台/10分で日中は概ね交通量が多く、20 時以降で減少傾向が見られました。

●県道長浜近江線(測定場所:平方町 清水商会前)

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼69.4dB、夜63.2dBであり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準(70・65)を全ての時間区分で満たしていました。

自動車騒音要請限度(75·70)についても、同様に全ての時間区分で満足してました。 振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼30.8dB、夜20.8dBでした。

時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼146.2台/10分、夜59.0台/10分で8時と18時の交通量の多いことがわかりました。

●県道間田長浜線 (測定場所:高田町 長浜市役所本庁前)

騒音レベルは時間区分ごとの平均レベルで、昼63.7dB、夜59.4dBであり、幹線交通を担う 道路に面する地域の環境基準(70・65)を全ての時間区分で満たしていました。

自動車騒音要請限度に(75・60)についても、同様に全ての時間区分で満足してました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼24.8dB、夜20dBでした。時間ごとの2輪を含む平均交通量は昼150.1台/10分、夜65.0台/10分で、日中は一定の交通量があり、20時以降で減少傾向が見られました。

②北陸自動車道交通騒音調査

市内を縦断する高速道路の騒音状況を把握するため、沿線の側道4カ所(榎木町・加納町・ 南田附町・宮司町)にて調査を実施しました。いずれの地点とも、幹線交通を担う道路に面す る地域の環境基準(昼:70dB、夜:65dB)を大きく下回っており、過去と比較しても大きな変 動はありません。

_		平成1	8年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成2	2年度
測定場所	測定時間	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50
指 士m-	昼	58. 4	57. 3	60. 0	59. 4	55. 5	54. 4	55. 8	54. 8	57. 8	57. 1
榎木町	夜	58. 8	57. 0	59. 7	58. 6	58. 7	57. 7	56. 4	54. 1	57. 1	56. 0
40 %4 m-	昼	56. 6	56. 1	56. 8	56. 4	56. 6	54. 9	60. 9	58. 1	61. 8	58. 6
加納町	夜	54. 1	53. 3	54. 8	53. 6	56. 2	55. 0	58. 5	52. 8	60. 7	54. 8
± 0.74 m-	昼	58. 1	56. 9	59. 7	58. 9	58. 5	57. 3	59. 1	58. 2	56. 9	56. 4
南田附町	夜	56. 2	54. 3	58. 0	56. 2	59. 9	57. 9	56. 1	53. 1	55. 3	53. 7
효크마	昼	55. 4	54. 6	56. 2	55. 4	56. 3	55. 6	55. 9	55. 0	56. 5	55. 9
宮司町	夜	54. 0	52. 3	54. 8	53. 5	57. 1	54. 7	55. 2	53. 8	56. 6	55. 4

(5)環境騒音調査結果

環境騒音について、環境基準の達成度等を把握するため市内13地点(一般地域11地点、道路に面する地点2地点)において測定を実施しました。

昼間はすべての地点で環境基準を満たしていましたが、夜間においては、2地点で環境基準を満たしていませんでした。

これらの地点は、高速道路や幹線道路、線路に近いことから交通音の影響を受けたものと 考えられます。

長浜地域については経年変化から見て大きな変動は見られませんでした。その他地域については今年度が初めての測定となりましたが、長浜地域と比較して、環境基準を大幅に超過するような状況を確認できなかったため、現時点で市民生活への影響は少ないものと思われます。

				環境騒音	道路に面	平成18年		平成19年		平成22年	
都市計画区分	地域	町名	施設名	類型	する地域	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
第一種低層住居専用地域	長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	А	該当	47. 9	44. 8	44. 7	48. 8	45. 5	49. 9
第一種中高層住居専用地域	長浜	小堀町	グランド化学西の公園	Α		50. 1	44. 9	46. 2	45. 9	49. 6	42. 3
第二種中高層住居専用地域	長浜	大戌亥町	大戌亥コミュニティーセンター南東の公園	А		48. 4	44. 4	47. 6	47. 0	43. 8	43. 0
第二種住居専用地域	虎姫	田町	虎姫公民館駐車場	В		-	-	-	-	48. 0	43. 9
準工業地域	長浜	中山町	中山町会館東の公園	С	該当	49. 2	45. 6	50. 3	45. 5	54. 0	44. 6
工業地域	長浜	末広町	上田産業東の公園	O		44. 1	38. 8	47. 3	47. 4	42. 2	40. 8
市街化調整区域	長浜	八条町	共同作業所北の広場	В		42. 5	36. 9	44. 0	48. 1	44. 9	46. 7
市街化調整区域	びわ	川道町	川道農村公園	В		-	-	-	-	48. 5	41. 0
非線引き都市計画区域	浅井	三田町	公園(浅井雪寒基地付近)	С		ı	1	1	1	46. 6	48. 0
非線引き都市計画区域	湖北	湖北町山本	山本区会議所前	В		_	_	_	_	40. 2	35. 6
非線引き都市計画区域	高月	高月町井口	井口地区会議所前	В			1		1	40. 8	41. 2
非線引き都市計画区域	木之本	木之本町木之本	江北図書館駐車場	С			-		-	43. 0	41. 6
都市計画区域外	西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	В		_	_	_	_	48. 4	47. 8

:環境基準超過(単位:dB)

(6) 公害苦情への対応

平成22年度に寄せられた公害関係の総苦情件数は77件、種類別に見ると水質が32件と最も多く、続いて悪臭が17件、大気が16件、騒音9件となりました。特に油漏れを原因する苦情が多くありました。

公害苦情の種類別対応件数

年度	大気	水質	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	総計
H19	37	19	5	2	0	0	6	14	83
H20	23	10	0	4	1	0	7	5	50
H21	25	17	1	4	1	0	5	11	64
H22	16	32	0	9	0	0	17	3	77

各年度末現在環境保全課調べ

(7) 事業所への指導徹底

工場・事業場などに対する公害防止の規制・指導を行いました。

第3章 もの・水・エネルギーの循環

第1節 ごみ

(1) 廃棄物の発生抑制

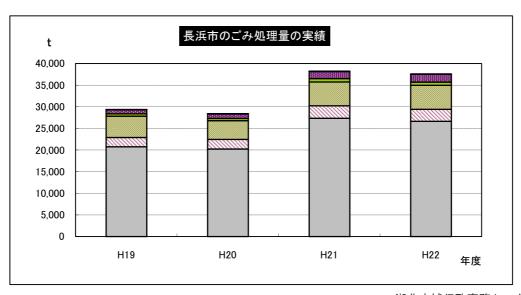
ごみ処理量の推移を見ると、ごみ処理量が平成21年度より全体的に減少しました。

長浜市のごみ処理量の実績(年度別/ごみ品目別)

単位:kg

品目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
可燃ごみ	20, 746, 000	20, 252, 000	27, 351, 000	26, 650, 000
不燃ごみ	2, 174, 000	2, 222, 000	2, 865, 000	2, 752, 000
資源ごみ	4, 917, 000	4, 321, 000	5, 539, 000	5, 564, 000
ガラスびん	540, 000	524, 000	752, 000	730, 000
粗大ごみ	924, 000	1, 020, 000	1, 651, 000	1, 808, 000
使用ずみ乾電池	28, 000	23, 000	29, 000	34, 000
使用ずみ蛍光管	5, 000	6, 000	8, 000	10, 000
合 計	29, 334, 000	28, 368, 000	38, 195, 000	37, 548, 000

湖北広域行政事務センター調べ

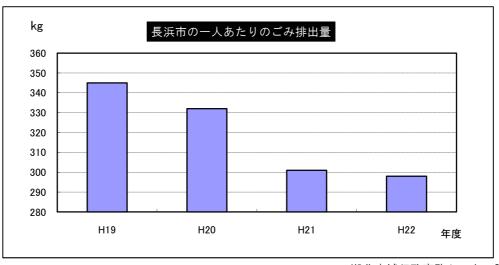


湖北広域行政事務センター調べ

□可燃ごみ □不燃ごみ □資源ごみ □ガラスびん ■粗大ごみ □使用ずみ乾電池 □使用ずみ蛍光管

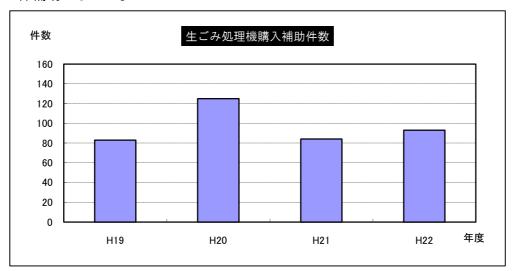
※平成21年度より旧6町分含む。

一人あたりのごみ処理量の推移を見ると、ごみの指定袋の有料化による減量意識が働いたことから、一人あたりのごみの処理量が3kg減量しました。



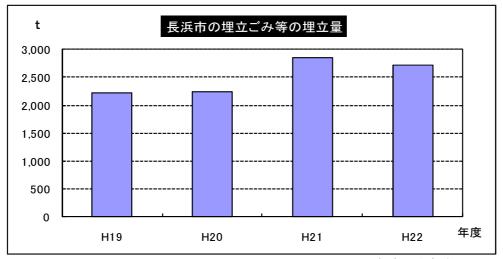
湖北広域行政事務センター調べ

家庭の台所等から出る生ごみ等を減量し、再資源化を図ることを目的に、生ごみ処理機の 購入に対し84件補助しました。



環境保全課調べ

クリーンプラントで埋め立てられる破砕物、プラスチック、がれき等の不燃物の埋立量の 実績値を長浜市分として按分して推定した量に、伊香クリーンプラザの埋立量を加えた長浜 市の埋立量は、前年度より減少しています。

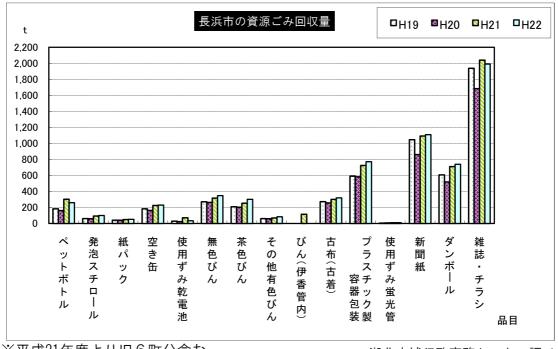


※平成21年度より旧6町分含む。

湖北広域行政事務センター調べ

(2) リサイクルの推進

総ごみ回収量が前年度に比べて大幅に減少しているのにもかかわらず、資源ごみ回収量については、前年度と比較して、ほぼ同程度の回収量となっており、市民におけるごみの減量とリサイクル推進意識が高まってきたことが伺えます。



※平成21年度より旧6町分含む。

湖北広域行政事務センター調べ

ごみ指定袋の有料化の周知やその利用の徹底およびごみ分別の徹底を図るため、行政出前 講座を実施しました(3団体、50人)。

ごみの減量および資源の有効利用、ならびに市民のごみ問題に対する意識の高揚を図ること を目的に、リサイクル活動を実施している団体(自治会、婦人会、子ども会、老人会、PTA 等)に対し奨励金を支給していましたが、平成21年度で終了しました。

リサイクル活動実施団体数

ı	リサイクル活動実施団体数							単位:団体)
		PTA	子ども会	婦人会	老人会	自治会	その他	合計
	H20	4	7	9	5	4	2	31
	H21	5	5	8	5	5	0	28

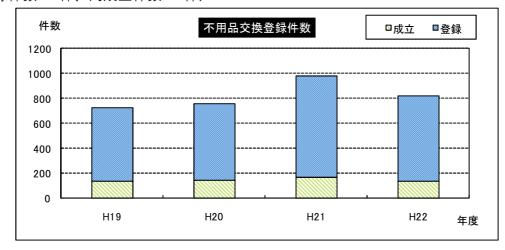
平成22年度 終了

リサイクル活動収集実績

	新聞紙(kg)	雑誌(kg)	ダンボール (kg)	繊維類(kg)	酒びん(本)	ビールびん (本)
H20	57, 910	64, 750	51, 120	0	784	1, 043
H21	56, 655	70, 597	50, 300	460	536	522

平成22年度 終了

使用可能な不用品を譲り渡したい、あるいは譲り受けたい人のために不用品交換情報を広 報ながはま、ホームページ等に掲示し、資源の有効利用およびリサイクルの推進を図りまし た。(登録件数687件、内成立件数128件)



長浜市の建築物の建築や道路舗装、下水道および舗装復旧工事について、各現場で再生材(アスファルト・砕石)を利用するよう、仕様書・設計書に条件明示し実施しました。

5万円以上の物品購入については、グリーン購入に努めました。

市内の各保育園では、生ごみ処理機により生ごみを堆肥化し園内の花壇や菜園で肥料として利用しました。

長浜市学校給食センターでは、生ごみ処理施設において生ごみの堆肥化を行いました。 クリスタルプラザではリサイクル体験学習を実施しました。

第2節 水循環

(1) 節水・未利用水の利用

びわ水環境を守る生活推進協議会が実施する水を大切にするライフスタイルの構築にむけた た啓発活動等に対し支援を行いました。

(2)農業排水の循環利用

市内水質保全施設による農業排水の循環利用に努めました。

また農地の持つ水源涵養機能を維持するため、農村まるごと保全向上対策や中山間直接支払事業による農地保全に努めました。

第3節 エネルギー

(1)省エネルギーの推進、未利用エネルギーの利用促進

市役所では冷暖房期間中、省エネルギーの取り組みとして、職員はクールビズおよびウォームビズに努めて、来庁者への啓発を図りました。

また、冷暖房機の稼働基準温度および機器の適正な使用方法の周知、業務前・昼休みの消灯等、省エネルギーに配慮した事業活動の実践・普及に努めました。

神田公民館、南郷里公民館ではエアコンの入れ替えを行いました。従来の機器と比べて20%以上の省エネ効率が見込めます。

木質バイオマスの利用、カーボンニュートラルの普及啓発のため、市民課前待合室にペレットストーブを設置しています。また、市所有のトラック1台にバイオディーゼル燃料を一定期間使用し、利用検証しました。

地球温暖化対策事業として、太陽光発電システム、小型風力発電システム、ペレットストーブを設置した市民に対して補助を行いました。(太陽光発電システム75件)

第4章 地球環境保全への貢献

第1節 地球環境問題への理解・協力

(1) 地球環境問題の普及・啓発

教育課程内の総合的な学習の時間において、中学校では、地球的規模の環境問題学習を実施しました。また、小学校では、水質検査や、森林学習などの身近な自然観察等により、環境問題に対する理解を深めました。

第2節 環境への負荷低減

(1)地球温暖化対策の推進

市内全域における地球温暖化対策の方針を示すとともに、その対策を総合的かつ計画的に推進するため、平成23年3月に長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定しました。

市役所の事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出削減を推進するため、長浜市地球温 暖化対策実行計画(事務事業編)を策定しました。

エコオフィス活動の取り組みによる省エネルギー化の促進や毎月1回定期点検を行うこと により公用車の適正利用に努めました。

第5章 まちの個性と魅力の創出

第1節 水辺とみどり

(1) 公園・緑地の整備

長浜市みどりの基本計画に基づき、多面的なレクリエーション拠点ならびに広域的な防災拠点である神照運動公園の第2期整備を推進し、平成22年12月にはレクリエーション広場を供用しました。

都市公園の整備状況を見ると、合併により虎御前山公園が加わり都市公園の総数が36か所 、総面積が161.19haと増加しましたが、都市公園を持たない町との合併により公園面積の増 加に対し人口の増加が大きく、一人あたりの都市公園面積は12.79m²に減少しました。

また、地域住民と連携しながら公園・緑地などの維持管理を図るため、街区公園等の管理を地域に委託しました。(28か所)

都市計画法に基づく開発許可および長浜市開発事業に関する指導要綱、長浜市中高層等建築物に関する指導要綱で緑化率を20%に定めて指導を行いました。(42件)

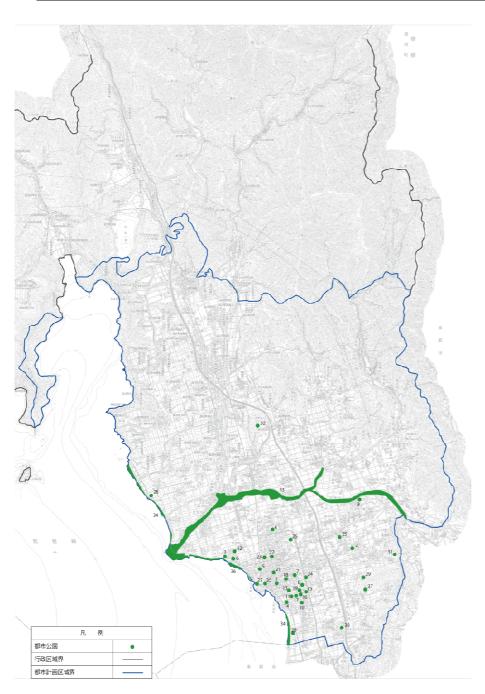
植樹帯の維持管理を行い緑化に努めました。

みどりへの市民意識の高揚をはかるため、ハンギングバスケット教室 2 会場 (3月12日: 六角館17人参加、3月13日: 湖北公民館25人参加) ならびに豊公園においてネイチャーゲーム (10月16日: 45人参加) を開催しました。

また、家庭や地域における緑化を推進するため、緑化を推進する自治会などの団体活動に対して補助を行いました。

緑化支援の状況(平成22年度)

事 業 名	内 容 等
生活環境緑化事業	施工か所 30か所、植栽樹木数 737本、延面積 1,533㎡
長浜市緑化推進事業	生垣補助 0件、プランターへの植栽等に対する補助 5団体
緑の募金還元事業	実績なし
(語らいの森整備事業)	実績なし



【街区公園】

- あけぼの公園
- 南小足公園 2
- 3 緑ヶ丘公園
- 4 新庄公園
- 5 殿町公園
- 相撲公園 6
- 東高田公園 7
- 8 勝公園
- 9 千草公園
- 大戌亥公園 10
- 弥高町公園 11
- 相撲西公園
- 12 弥高北公園 13
- さいかち公園 14
- 15 勝東公園
- 16 勝中央公園
- 17 勝西公園
- 南高田公園 18
- 四ツ塚みらい公園 19
- 20 田村辻町公園
- 21 金屋公園
- 22 大通寺公園

【近隣公園】

- 23 梨木公園
- 24 長浜中央公園
- 25 加納白山公園

【地区公園】

26 神照運動公園

【総合公園】

- 27 豊公園
- 28 奥びわスポーツの森

【特殊公園】

- 八条山公園 29
- 神田山公園 30
- 石田山公園 31
- 32 虎御前山公園

【緑 地】

- 33 姉川緑地
- 琵琶湖岸緑地 34
- 35 舟町公園
- 36 琵琶湖岸緑地(細江地区)

園】 【墓

37 松の岩公園

第2節 歴史と文化

(1) 歴史・文化遺産の保存・活用

指定文化財の防災設備等の保守点検、名勝庭園の荒廃防止等に対して、所有者各位に補助活動を行い、文化財の維持管理に努める(6件)とともに未指定文化財の調査を行いました。

また、文化財講演会、速報展示などを開催しました。長浜曳山文化協会への補助を行い、 長浜曳山まつりなどの有形・無形の文化財の保存伝承に努めました。

長浜城歴史博物館では、友の会と共催で湖北学講座(5回:271人)、北近江歴史大学(4回:823人)、北近江古代、万葉のロマン講座(3回:222人)、大河ドラマ講座(3回:221人)を開催しました。

また、各地の名勝、文化財を訪ねる臨地見学会や歴史探求ハイクを11回行いました(のべ313人参加)。さらに館長をはじめとする学芸員による出前講座を行い、湖北・長浜の歴史文化を学ぶ機会を提供しました。(172回:のベ7,741人)

(2) 市民文化活動の推進

長浜の伝統や文化を大切にしつつ、まちの新しい生き方を発見し、これからの生涯学習のまちづくりを推進していくことを目的に、第23回生涯学習大学講座「長浜学」を開催しました。(全5回:受講者のべ430人)

クラシックコンサートや落語など鑑賞型事業(全14件)を開催しました。

第62回長浜市美術展覧会には、6部門409点の作品が出品され、来場者は2,037人でした。 第13回「絵で伝えよう!わたしの町のたからもの」絵画展は、38点の作品が出品され、長 浜・木之本・浅井で巡回展示を行いました。

第3節 まちなみ景観

(1) 地域美化の推進

琵琶湖の日(7月1日)に長浜市湖岸一帯(高月町片山地先から米原市境界、西野水道周辺、余呉湖一帯、西浅井地区湖岸)において琵琶湖一斉清掃を行いました(参加者約2,000人・71団体、ごみ収集量 可燃2.1トン、不燃3.1トン)。

長浜・北びわ湖大花火大会において、ごみの持ち帰りを看板やアナウンスなどで啓発しま した。

道路を守る月間(8月)について広報し、市民の道路愛護意識が高まるよう努めました。 11月21日から12月5日までの間に実施された「県下一斉清掃運動」には、98団体が参加し、 可燃ごみ9.1トン・不燃ごみ11.6トンのごみを回収しました。

自治会等が実施する河川・側溝清掃等地域美化活動に対しては、ダンプの配車等による支援を行いました。(のべ120自治会)

やわた夢生小路を新たに特定景観形成重点区域に指定しました。

また、「ながはま百景」を選定しました。

第4節 生活空間

(1)交通環境のバリアフリー化の推進

道路や歩道への放置自転車については、道路パトロールおよび市民からの通報により、撤去・保管・処分を行いました。

また、屋外広告物、商品など障害物対策として、定期的な道路パトロールによる状況把握、 撤去指導を行いました。長浜駅前・田村駅前自転車放置禁止区域にて、放置禁止啓発を行うと ともに年間270台の撤去を行い、公共の場所の良好な環境の確保に努めました。

放置自転車等移動保管台数

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
放置自転車等移動保管台数	281台	389台	413台	356台	270台

市民自治振興課調べ

(2)公共施設などのバリアフリー化の推進

公共施設改修時等においてはバリアフリー化を推進しました。

第6章 行動と連携による環境まちづくりの推進

第1節 環境教育·学習

(1) 学校での環境教育の充実

小学校4年生を対象に、県事業である森林環境学習「やまのこ」を、荒神山少年自然の家、 高山キャンプ場、サイクリングターミナル等で実施し、森林への理解と関心を深める学習を行いました。

また、中学校1年生を対象に、宿泊体験学習を福井県立奥越高原青少年自然の家や県内宿泊施設で実施し、登山や自然体験学習を行いました。

● 長浜市水生生物少年少女調査隊事業

平成22年度調査隊は、隊員280人が水生生物調査を中心に以下の活動を行いました。

- ・各小学校の校区内の河川の調査ポイントを月1回程度調査し、川の中の生き物の種類や数を 調べて川の汚れ具合を調査。
- ・身のまわりの環境について日常生活で気づいたことを「環境日記」として記録。
- ・夏休みに隊員が集い、調査活動の報告等を行う「交流会」を実施。
- ・環境学習施設を訪問し、水環境問題について広く学ぶ「体験学習会」を実施。

以上の調査結果を「調査報告書」として冊子にまとめ発行。

【長浜市水生生物少年少女調査隊】

■組織の概要

長浜市から河川の調査委託を受けるかたちで昭和62年に始まり、平成22年で24期目。市内13小学校の 4~6年生の有志(毎年公募)と、各小学校の同調査隊の指導教諭(水生生物少年少女調査隊指導者連 絡会)で構成。通算3,233人の隊員が指導教諭のもと調査隊活動を実施。

■活動の目的

子どもたちが川で遊び、楽しみながら川の中にすむ生き物を調べることによって、川の実態を知り、 環境を見る目を養い、身近な環境への関心を高め、環境づくり活動のリーダーを育成すること。

■活動の概要

各小学校区内の川に入り、そこにすんでいる生き物の種類や数を調べて、その川の汚れ具合などを判定。また、普段の生活や活動を通じて身近な環境について気づいたことや感じたことを「環境日記」に記録。一連の活動は調査報告書にとりまとめ発行。

(2) 家庭や地域、職場での環境学習の充実

① 環境学習の機会・場の提供

● 琵琶湖水鳥一斉観察会の開催

冬の水鳥観察を通じて長浜に飛来する水鳥に親しみ、ラムサール条約登録湿地である琵琶湖の重要性について考える機会として、2月6日に水鳥観察会を開催しました。

(参加者70人)

● 土曜学び座事業での環境学習講座の開催

「野鳥に会いに行こう」「木の葉のしおりづくり」「山門湿原を歩こう」「地球にやさしい ラーメンづくり」等、様々な環境学習を実施しました。

● ヨシ植えの開催(ながはまアメニティ会議)

平成22年度は、琵琶湖の浜欠けにより十分にヨシが育成しなかったため、防止杭を設置するなど、ヨシの育成しやすい環境づくりを行い、あわせてヨシ植えを実施しました。

(参加者約70人)

身近な環境を考えるべく、とりわけ私たちの暮らしと密接な関係である琵琶湖への感謝の 気持ちを込めて、水質浄化や湖岸の侵食防止をはじめ、魚や水鳥たちのすみかとして大切な 役割を果たしている「ヨシ」を下坂浜町地先に植えました。ヨシ植えに際しては、長浜農業 高等学校より、ヨシ苗の提供とヨシ植え時の指導をいただきました。

● リサイクル工作コンテスト

環境保全・リサイクル意識の醸成を図るため、不用品を使った「リサイクル工作コンテスト」を市内の小学生を対象に実施し709点の出品があり、入賞者32人を表彰しました。

● 淡海生涯カレッジ長浜校

滋賀県教育委員会、長浜市が主催する「淡海生涯カレッジ長浜校」では、環境やバイオについての講義、フィールドワーク、実験、実習等を実施しました。受講者42人、終了者27人でした。

② 環境学習体制の準備

環境活動リーダーを育成するため、市民を対象に環境推進員研修等を開催しました。

また、環境教育担当教諭等を対象に、滋賀県総合教育センターおよび夏休み中の出前講座などでの受講をすすめ、指導内容の充実を図りました。

● 湖北野鳥センターの取り組み

野鳥を中心とする湖北の湖岸域の自然を守ることを目的に、湖北野鳥センターとして3つの 柱を設けて活動を行ってきました。

- 1. 自然保護の普及啓発と環境学習
- 2. 鳥類を中心とした自然物の研究および情報発信
- 3. 琵琶湖岸の自然環境の保全活動

1. 自然保護の普及啓発と環境学習

センター周辺の湖岸の自然は、今なお豊かな自然が残っており、多種多様な生態系を創り 出しています。

また地域の人々の生活も、自然に密着したものが数多く残されています。それらを観察したり触れたりすることで自然保護や、環境学習を深めることを進めています。

(1) センター内外での自然解説・観察指導

センターへの来館者へ、観察できる野鳥や湖岸の自然について詳しい解説を交えながら観察指導を行いました。

また、学校・園へ直接赴き環境学習などの外部講師としての活動も積極的に行いました。 H22年度入館者数 25,256人 (93団体、35校・園を含む)

講師派遣 10校·園(16学年)

(2)企画展示

四季折々の湖岸の自然などを展示しました。

- ・春~初夏の生き物展 ・水生昆虫展 ・COP10展 ・世界湿地の日とカモ展
- ·定例観察会 毎月1回開催 計912人参加
- ・鳥のおはなしの会 毎月1回開催 計269人参加
- ·探鳥会 各月1回開催 計97人参加
- ・愛鳥週間ポスター展(第21回) 応募総数136点(6保育・幼稚園 11小学校)
- ・湖北野鳥(第23回)・風景(第7回)写真コンテスト 応募総数273点(116名)
- ・自然環境学習プログラム「めざせ!湖北びわ湖マイスター」 20名6回講座として展開

2. 鳥類を中心とした自然物の研究および情報発信

県内にある数少ない野鳥専門の機関として情報収集・研究を行いました。

また全国の諸施設と連携した取り組みや、当センターからの情報発信なども行いました。

- (1) コハクチョウ・オオヒシクイをはじめ、その他の野鳥の生息記録情報などの収集・保存・ 提供
- (2) 鳥インフルエンザ検査対象種の同定協力
- (3) 野鳥・湿地だよりの発行
- (4) ホームページによるセンター周辺の自然の情報発信
- (5)他の施設や、関係団体との連携

3. 琵琶湖岸の自然環境の保全活動

県内有数の豊かな自然が残るセンター周辺の湖岸域を守るために保全活動を行っています。

- (1) 湖岸域のモラルの啓発
 - · 「琵琶湖のレジャー適正化に関する条例」の呼びかけ
 - ・カメラマン、釣りなどの湖岸利用者へのマナー啓発
- (2) 傷病鳥の保護



オオヒシクイ

第2節 環境まちづくり

(1) 市民の取組の促進

環境問題を考えるうえで、市民一人ひとりが賢い消費者になることが重要であるとの考えから、長浜市消費学習研究会の活動を支援しました。

地域における環境保全活動を推進するリーダーの育成を図るため、環境推進員研修会(参加者 45人)および環境推進委員説明会(参加者378人)を開催しました。

長浜市消費学習研究会主催の「消費生活フェア」の開催支援や、「環境にやさしい日」など、 市民が環境活動に参加できるよう、機会の提供を行ないました。

● 長浜市「環境にやさしい日」事業

市民一人ひとりが環境の保全と創造についての理解と認識を深めるため、湖北文化交流センターで環境にやさしい市民団体による意見交換会や活動展示、「2020年の長浜を語る」をテーマとした鼎談を行いました。(来場者数100人)

【環境にやさしい日】

市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に関する活動への参加意欲を高めるために、長浜市環境基本条例にて、春分の日を「環境にやさしい日」として制定。

(2) 事業者の取組の促進

滋賀県立長浜ドームにおいて、10月20日から10月22日までの間、びわ湖環境ビジネスメッセ2010を開催しました(参加企業数313社)。

びわ湖の日(7月1日)に開催した琵琶湖一斉清掃では、51の事業所が活動に参加しました。

(3) 市の取組の推進

市では長浜市環境基本条例に基づく長浜市環境基本計画のめざす「自然とひとがともに生きる環境重視のまち」をつくるための取り組みを、市民、事業者、市等が協働・連携して進めています。こうした取り組みの中で、市自らが先頭に立って組織的な環境保全の取り組みを進めていくため、エコオフィス活動に基づき天然資源・エネルギー使用の削減、環境事業の推進を行いました。

長浜市役所における環境への負荷を低減するための取組み一覧

環境目的	No.	事業活動
	1	決裁添付文書および会議文書の両面使用
	2	ファックス送信文書をなくすために送信用ゴム印をつくる
	3	裏紙で利用できるものとできないものの区別をしてなるべく裏紙利用する
コピー用紙の削減	4	全職員配布を止め、回覧にする
(アメニティの削減)	5	掲示板を設けて簡易な事務連絡等に利用(互助会事業の通知等)
	6	■
		各課別、種類(コピー、輪転機、それ以外)別に使用枚数を監視測定す
	7	<u>వ</u>
	8	こまめに蛇口を閉める
L. I. H. T. E. L. March	9	内部会議でお茶を出さない
上水使用量の削減	10	節水コマの導入
	11	トイレの2度流し禁止
	12	漏水の再発防止、予防措置を手順書に追加する
	13	ホームページを活用する
パンフレット・カタログ・委託印刷物の削	14	イベントや事業の開催通知、簡易な啓発、周知、連絡事項等は広報なが
減		はまを利用する
	15	広報ながはまの各課配布数を減らす
	16	片道1km未満の場所へは、自転車、徒歩で行く
	17	遠距離は原則公共交通機関利用(近距離公用車利用禁止)
ガソリン使用量の削減(軽油使用量の削	18	アイドリングストップの徹底
減)	19	ガソリン・軽油の使用量を各課別月別に算定し、対前年同月を目標値と して設定する
	20	公用車の更新時において適応車種があれば、ハイブリッド車に替えてい く
都市ガス使用量の増加抑制(灯油使用量の 増加抑制)	21	冷暖房期間中のフィルターの掃除(6月および11月に各1回以上)
	22	朝、昼休み等機器の電源を切る(窓口部分のみ点灯)
	23	OA機器の不用電源消灯(使っていないときはこまめに消す)
	24	- 夜間残業時、点灯部分を最小限にする
電気使用量の削減	25	晴天時の窓際消灯
	26	リフレッシュデーの徹底のため、実施回数を記録し監視する
	27	東別館エレベーターの職員利用の自粛
	28	各課に重点行動を定める
	29	本館空調機の運転時間の削減
	30	私的なチラシ類は持ち帰る
	31	再利用できるものは再利用する(封筒、ひも等)
一般ゴミ排出量の削減		私的ゴミは持ち帰る
	33	事業所用可燃ごみ指定袋の搬出数を記録する
	34	執務室および給湯室等の整理・整頓をする
新聞紙排出量の増加抑制	35	新聞紙の排出量を管理する
	36	私用雑誌、パンフレットの持ち帰り
雑誌、カタログ、パンフレット、ダンボー ル、帳票類の増加抑制	37	カタログ、パンフレットは必要なもの以外は受け取らない(必要なものだけ購入する)
\ 18/3/\AR->\selon 19/101	38	業者の持ち帰り
	39	乗鱼の行っ畑り 業者への引き取り
	40	乗有への行さ取り 私的ゴミの持ち帰り
不燃ゴミ等排出量の増加抑制	40	松的コミの持ち帰り 備品類消耗品等について再利用可能かどうかを検討し、再利用できるも
」 w っ ~ 女 心 田 末 へ 垣 川 沙 町		のは再利用する
	42	消耗品類は詰め替え可能製品を使用する
公共事業による環境影響の増加抑制	43	公共工事環境配慮手順書による公共工事の管理

(4) パートナーシップの構築

① 様々な活動をつなぐ機会や情報の提供など

● 米川支流環境づくり協議会

市街地の中心を流れる川幅2メートル前後、長さ800メートルの小さな河川である米川支流で、約2か月に1回の河川パトロール(河川清掃)、夏休みには子どもたちを集めてのイベント「川とあそぼう」、景観づくりのため水仙、菖蒲の植栽・管理を実施し、人の暮らしと川との密接な関わりを取り戻そうと地道な活動を展開している米川支流環境づくり協議会に対し支援・サポートを行いました。

● ながはまアメニティ会議

市民、各種団体および事業者の総意と英知により、市民の手によるアメニティながはまを つくりあげ、健康で文化的な市民生活の実現に資することを目的とするながはまアメニティ 会議は、米原市の姉川上流域の活動団体との交流会や、水鳥観察会、ヨシ植え、星空観望 会、長浜市「環境にやさしい日」に行う身近な環境づくりに取り組む市民の表彰など、環境 まちづくり行動を育てる取り組みを展開し、良好な環境の保全・創造へとつながる活動を 行っています。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● 長浜市消費学習研究会

消費者知識の向上と、環境に配慮した生活を実践することを目的とする長浜市消費学習研究会は、健全な消費環境生活を送るための啓発・情報発信活動として『くらしの小窓』の発行、資源を有効活用するためのリサイクル事業としてフリーマーケットやリフォーム教室の開催、その他環境に配慮した暮らしや消費者意識向上をめざした事業として視察研修(コカ・コーラウエスト(株)京都工場)や各種学習会の開催、調査等を行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

● びわ水環境を守る生活推進協議会

琵琶湖をはじめ身近な河川の水質保全のため、これからの生活排水対策の検討や身近な環境づくりを通じて「うるおい」と「やすらぎ」の感じられる快適な環境づくりを目指し、人材の育成としての研修会参加、住民啓発としての学習会の実施、市民の総合的な環境学習の機会として「湖のまちフォーラム」の開催、広報および市民への環境についての啓発などを行いました。長浜市では、これらの活動に対し支援・サポートを行いました。

第3節 環境情報の提供・整備

(1)環境情報の収集

環境年次報告書等により、環境の現状、施策の推進状況などに関する情報の収集・提供を 行いました。また、市民や事業者などの環境活動に関する情報の収集・提供を図るため、行 政出前講座(3団体、50人)を行いました。

(2)環境情報の提供

広報ながはまや市ホームページ、湖北野鳥センターにおいて環境情報を提供しました。 市立図書館では、毎年恒例となった「夏休み工作教室」を行いました。廃材を使い、図書 館の資料を参考にして楽しめるおもちゃをつくりました。

また、浅井図書館を会場にリサイクルブックフェアを行いました。市内6図書館での保存期限の過ぎた雑誌や図書を市民の方にお持ち帰りいただき、ご家庭で有効利用していただきました。このリサイクルフェアに先立って、児童書は市の公的機関に移管し、再活用されています。図書資料においては、6館で効率的な収集に努めました。



資 料 編

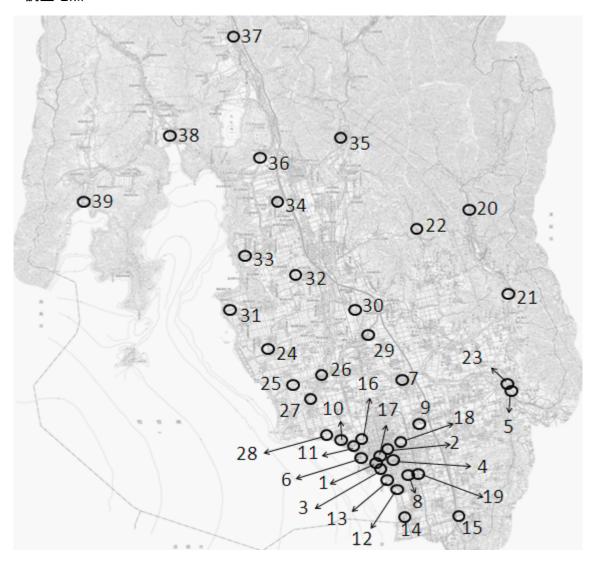
第1章 環境調査結果

第1節 水質調査結果

1 概要

市内の主要な河川の水質の状況を把握するため、昭和 48 年度から調査を実施しており、 平成 22 年度についても、39 地点において健康項目、生活環境項目について調査を実施しま した。

2 調査地点



平成 22 年度 河川採水内容

		項	基	礎項	目		生活	項目				- 4	₹of	也												6	建康	項目										
		I	気	水温	透泡	p H	大島	D	B 0	C O D	全	全				陰	カ ド	シアン	鉛	六	P	総水銀	ひ 素	ij	四	1	1	ショ	1	1	ŀ	テ	1	チゥラ	ショ	۶ ÷	~	t
			温	温	透視度	н	大腸菌群	. 0	D	D	全りん	窒素	(ケル	=	(硝	イオン	トミウ	ソ		六価クロ	C B	銀	紊	ジクロロメ	塩化炭素	2	1	ス : 1	1	1	リクロロエチレン	トラクロ	3	ラム	シマジン	オ ペ ン	ベンゼン	レン
							数						ルダー	(亜硝酸性窒素	酸性	界面	Ā			Д				9	素	ジ	ジク	2	1	2	D I	П	ジク			カル		
													- ル窒素	性窒素	性窒素)	界面活性剤								צ		クロロエタン	クロロエ	ージク	トリカ	ト リ ク ロ	チレン	エチレ	ロロプ			ブ		
													素)	×		M										タン	チレ	п	ク ロ ロ エ	o I	,	ž	ロペ					
		\														B A											ン		9	9			ン					
																S												レン	צ	ン								
地域/河川	No./ 川名/採取地																																					
	1 米川河口	朝日町																			1 回	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	2 米川中流	宮前町																			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3 十一川河口	朝日町																			1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	4 十一川中流	南高田町						ŧ	₽月								1	年4回	1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5 姉川口	東上坂町																			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	6 三六堀川河口	公園町																							1	-			年	10	i				1			
		国友町																			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		勝町						年	4 🗇												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		山階町														-					1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
長浜区域		祇園町															1	年1回	回		<u> </u>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	11 旧大井川河口	末広町	-					年	2回												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	12 五井戸川河口	高橋町														l					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-
	13 打越川河口	平方町						年	4回												-								Í	¥1@								
		田村町																∓ 2 [1		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15 土川	布勢町						年	2 💷												-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		祇園町																			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		朝日町						年	4 🗖									年1回	回		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		八幡東町														l					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		大戌亥町						4	2 💷							L					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20 草野川上流	高山町											-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		岡谷町	ł										-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		谷口町					年4	回					-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-
	23 姉川今荘	今荘町											-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-		-		-		-	-	-	-	-	-
	24 丁野木川河口 25 田川河口	安養寺町下八木町											-	-		-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-		-	-	-	-	-	-
東浅井区域		落合町					年2	П					-		-	-		-	-	-		Ē	-	_	_	_	_	_		- ∓1⊡		_	_	_	_	_	_	_
	27 姉川河口	南浜町					+-	ഥ						Ė	H		Ė	_				_	-	-	_	-	_	-	_	- 12	- -		_	_	_	_		_
		川道町												H							-	-		_		-	-						_					_
	29 田川中流	大寺町											_	-		-			-	-	-	-	-		-	-	-					-	-			_	_	_
	30 西川	湖北町河毛	1										_		-	-		-		-	-	-			-	-		-					-		-		_	-
	-	湖北町今西											-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	_	-		-	-		-	_	-	_	-	-
	32 丁野木川中流	高月町宇根											-	-	-	-	-	-	-	-	-		-		-		-	_		-	-		-	-	-	_	-	-
		高月町西野	1				年4						-	-	-	-		-	-	-	-	Г						_		¥1@	1	_					_	_
	34 赤川	高月町唐川	1					_					-	-		-	-		-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_	-
	35 高時川上流	木之本町川合	1										-			-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	_			-			_	_		_	-
伊香区域	36 余呉川中流	木之本町黒田	1										-			-					-		-				-					-				_	-	-
		余呉町新堂	1										-			-										-	-										-	-
		西浅井町塩津浜											-			-		-		-	-	-	-	-	_	-	_	_			-				_	_		-
	<u> </u>	西浅井町大浦	1										-													-	-							-			-	
	N.VIII. 11/21H	-1,201 E37NH	<u> </u>											Ĺ						Ĺ												Ĺ						

(平成 22 年度、田川中流の採水地点を山之前町から大寺町へ移動)

3 調査結果

昨年との比較

有機汚濁項目であるBODは、概ね低値で推移しています。

また、全窒素、全リンについてはともに大きな変動はありません。

SSは低い値で推移しており、大腸菌についても昨年同様に、概ね市街地や河口部で値が高くなっています。

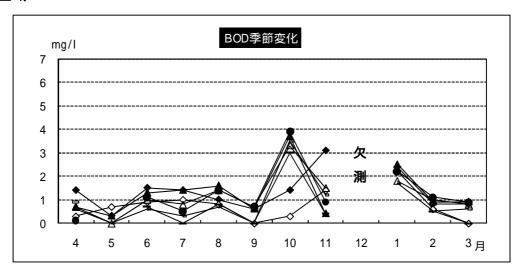
			В		CC			S		(T-P)		툿(T-N)				00
+4	1 +at: /	No. / 河川名	(mg		(mg		_	/1)	(mg 21年度	/I) 22年度	(mg		(MPN/1			/I) 22年度
10		1											21年度	22年度		
		米川河口	1.0	1.3	1.9	2.8	2		0.094	0.107	0.81	0.71	4158	5482	10.8	
		米川中流	0.7	0.8	1.5	1.7	1		0.064	0.067	0.88	0.91	3845	4473	10.6	
		十一川河口	1.1	1.3	2.2	2.2	2		0.114		0.97	0.98	9442	13742	11.2	
		十一川中流	1.0	1.2	2.4	2.7	2		0.089	0.085	1.17	1.16	7517	14642	11.6	
		姉川口	0.6	1.0	1.7	1.5	2		0.033	0.049	0.88	0.93	3402	4918	10.7	
	6	三六堀川河口	1.5	1.3	2.8	1.8	2		0.105	0.092	1.03	1.21	4366	3732	13.0	8.4
		姉川国友	0.5	0.9	1.5	1.6	3		0.043	0.058	1.04	0.94	1954	4054	10.9	10.3
	8	薬師堂川中流	0.9	0.8	3.8	2.6	2		0.110	0.125	1.21	1.01	16633	5075	11.2	
長浜		平田川	0.8	0.5	2.3	1.8	<1	6	0.053	0.063	0.98	1.08	1600	14598	10.6	
区域		大井川河口	0.8	0.6	2.0	2.8	3		0.072	0.082	0.82	0.59	900	3300	11.5	10.9
坝		旧大井川河口	1.3	0.5	2.2	3.0	10	2	0.160	0.098	1.13	1.21	8150	49500	11.7	11.4
		五井戸川河口	1.2		3.6	2.7	4	8	0.108		1.58	0.64	5100	1800	10.8	
		打越川河口	1.3	1.0	1.8	2.5	1		0.122	0.135	0.85	0.96	4225	6300	11.8	13.1
		南川河口	1.8	1.5	5.7	5.0	6		0.145	0.162	1.19	1.35	10150	2500	10.0	
		土川	1.4	0.6	5.5	3.1	10	8	0.118	0.126	1.56	1.05	3300	2350	9.6	9.4
		的場井川	1.3	0.9	2.1	3.4	1		0.100	0.115	0.90	0.90	8150	54000	10.3	
		米川支流神明神社	1.1	1.3	2.2	2.5	1	2	0.133	0.154	1.08	1.26	45050	7172	10.6	9.2
		八幡川	2.6	0.9	3.1	2.8	4		0.100	0.093	1.55	1.08	123750	16123	10.7	10.6
		長浜新川	0.9	1.4	2.4	4.2	3		0.060	0.096	0.86	0.78	2200	2300	9.8	9.8
	20	草野川上流	0.3	0.5	1.6	1.0	3		0.024	0.018	0.43	0.42	1280	785	10.9	
	21	草野川中流	0.4	0.5	1.5	1.0	2		0.033	0.019	0.47	0.43	1033	2110	10.8	11.0
	22	田川上流	0.6	0.5	2.1	2.6	3		0.033	0.040	0.48	0.45	1933	1203	10.0	10.2
		姉川今荘	0.6	0.5	1.9	1.5	4		0.039	0.019	0.58	0.55	4550	368	9.8	10.6
東	24	丁野木川河口	1.4	0.9	3.4	2.6	10	9	0.080	0.052	0.78	0.78	2022	12398	10.7	10.7
浅井	25	田川河口	1.3	0.8	3.0	4.1	6	8	0.069	0.069	0.68	0.74	3998	7950	10.5	10.5
区域	26	高時川	0.8	0.5	1.8	0.8	14	1	0.032	0.034	0.47	0.46	395	2615	13.0	
		姉川河口	1.0	0.7	1.8	1.4	7		0.036	0.022	0.62	0.58	1488	2165	11.1	11.0
		川道川	1.4	0.9	3.6	2.9	6		0.106	0.100	0.66	0.88	2760	7873	10.4	9.7
	29	田川中流	-	1.0	-	3.1	-	7	-	0.087	-	0.73	-	9823	-	10.8
	30	西川	-	1.0	-	3.4	-	16	-	0.435	-	0.59	-	15248	-	11.0
	31	余呉川河口	-	1.2	-	2.4	-	9	-	0.760	-	0.68	-	3420	-	10.0
	32	丁野木川中流	-	1.4	-	2.9	-	9	-	0.083	-	0.59	-	3130	-	10.9
	33	西野放水路	-	1.1	-	2.9	-	15	-	0.235	-	0.77	-	9423	-	11.0
伊	34	赤川	-	1.4	-	3.3	-	19	-	0.099	-	0.66	-	9698	-	11.6
香 区	35	高時川上流	-	0.7	-	1.1	-	3	-	0.031	-	0.38	-	1070	-	11.9
域	36	余呉川中流	-	0.9	-	1.7	-	3	-	0.027	-	0.61	-	3220	-	20.1
	37	余呉川上流	-	0.7	-	1.2	-	3	-	0.018	-	0.63	-	9400	-	11.3
	38	大川河口	-	0.7	-	2.2	-	6	-	0.029	-	0.57	-	4530	-	10.9
	39	大浦川河口	-	0.9	-	3.1	-	3	-	0.390	-	0.56	-	6198	-	10.5

季節変化

毎月の調査地点におけるBODの季節変化を次に示します。

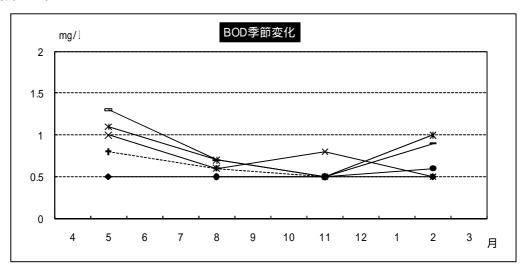
概ね1~4mg/Iの値で推移しており人口密集地ではやや高い傾向が見られました。 大きな季節変化はありませんでした。

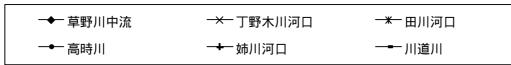
<旧長浜区域>



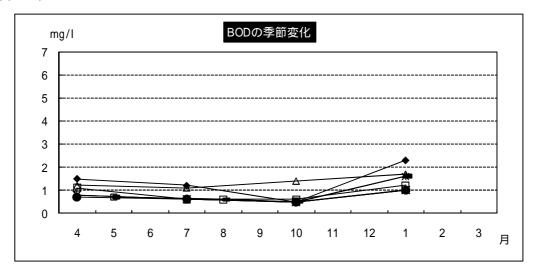


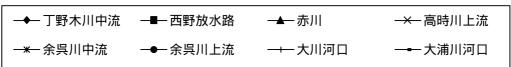
< 旧東浅井区域 >





<旧伊香区域>





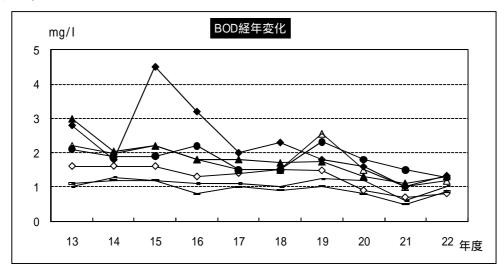


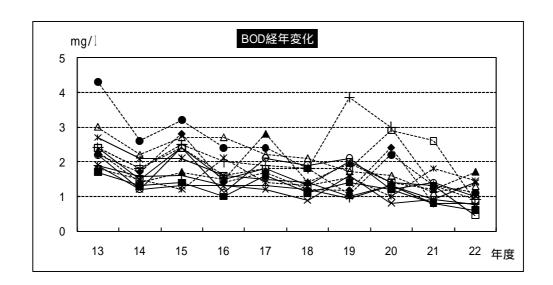
<河川 No . 34 赤川 >

経年変化

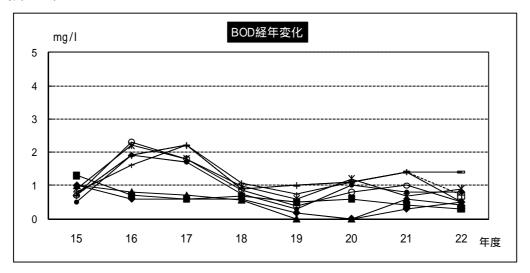
[BOD]

都市部および河口付近は相対的にやや高めの数値となっています。ただし、全体的には、 横ばいの状態にあり、特に近年は概ね低い値を維持できています。



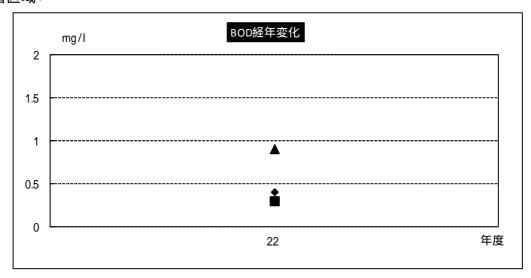


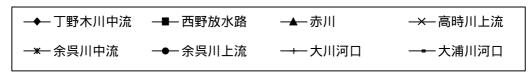






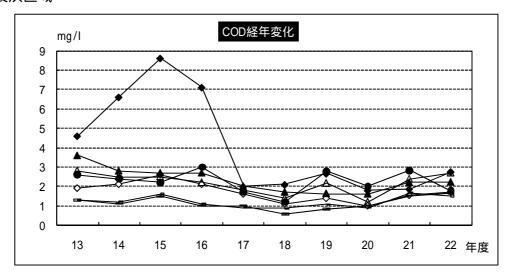
< 旧伊香区域 >

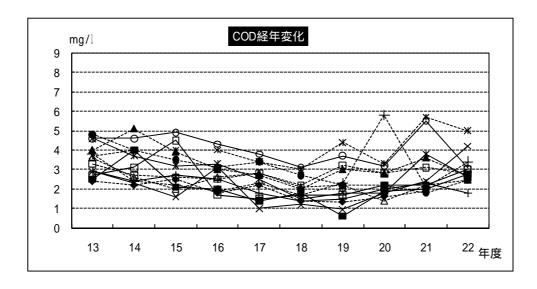


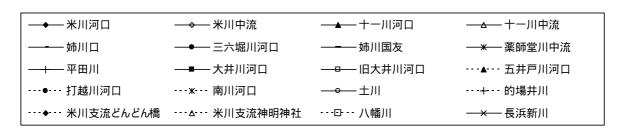


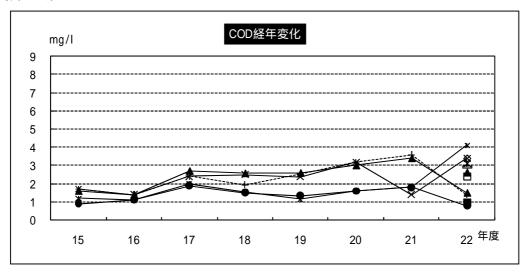
[COD]

米川河口で高い値を示していましたが、近年は低い値となりました。他の河川についても 全体的に低い値を維持できています。



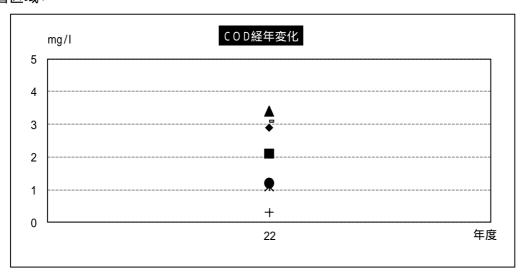


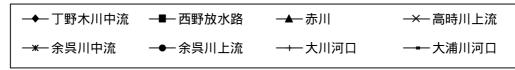






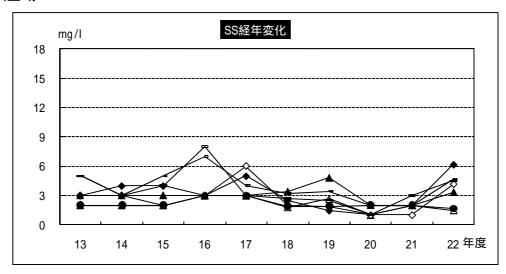
<旧伊香区域>

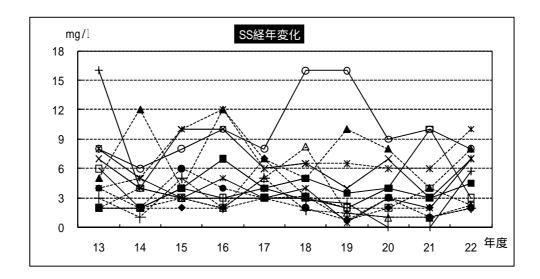




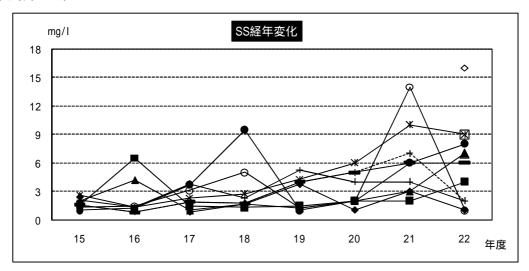
[SS]

土川、高時川は一時期高い値となっておりましたが、近年は低くなり改善が見られました。 一方で、新たな測定地点である西川で高い値が確認されていますので注意が必要です。その 他の河川については、全体的に概ね横ばいの状態でした。



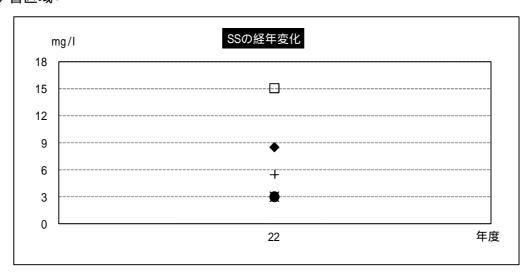








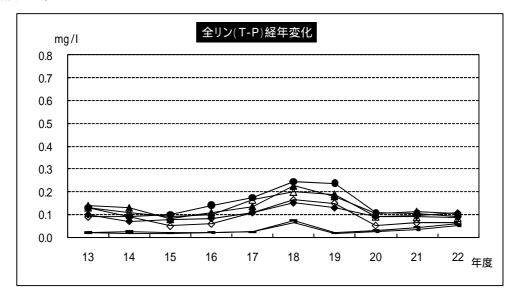
<旧伊香区域>

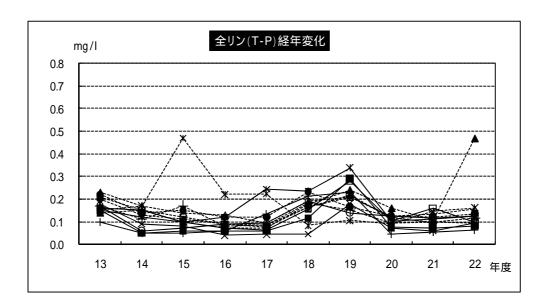


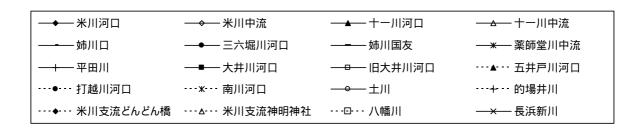


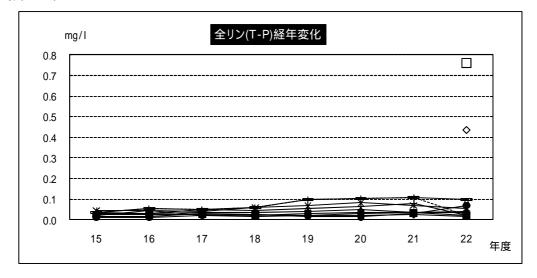
【全リン】

五井戸川河口、西川、余呉川河口で高い値が出ていますので注意が必要です。



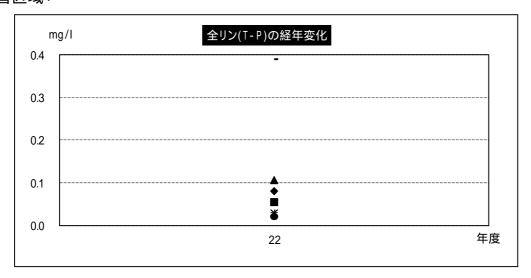


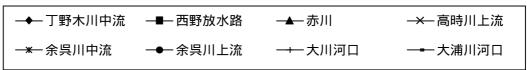






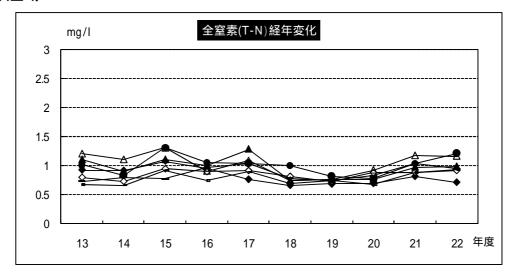
<旧伊香区域>

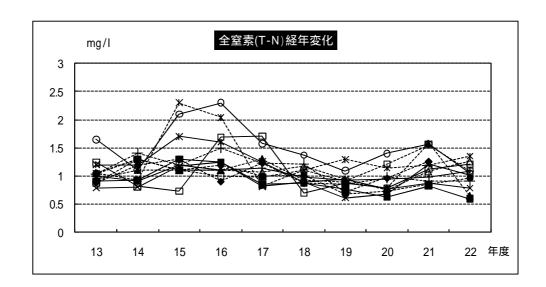




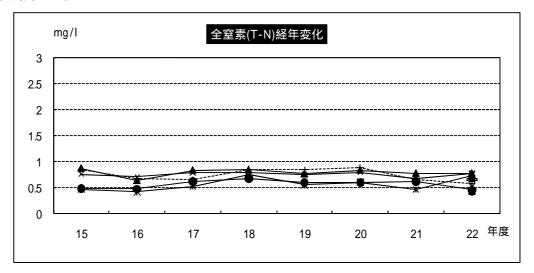
【全窒素】

特に大きな変動はなく、低い値でした。



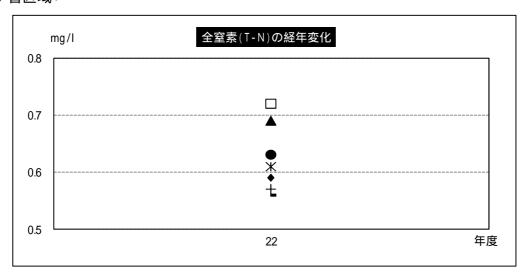


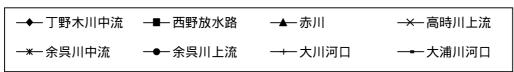






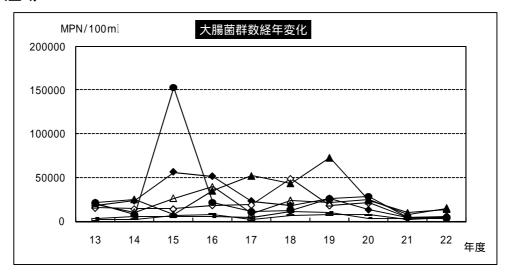
< 旧伊香区域 >

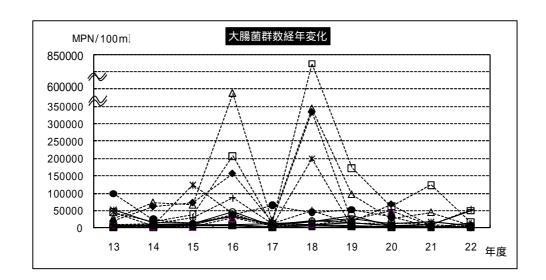




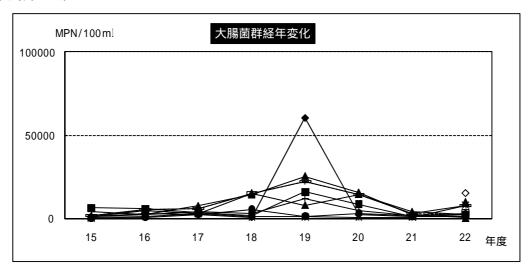
【大腸菌群】

一時的に高い値であった十一川中流、八幡川なども低い値でした。



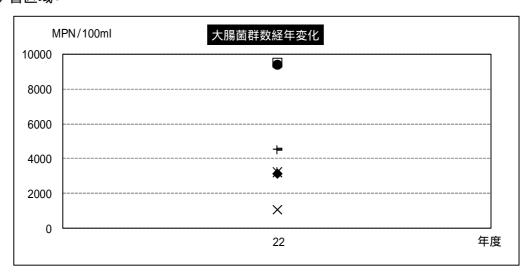








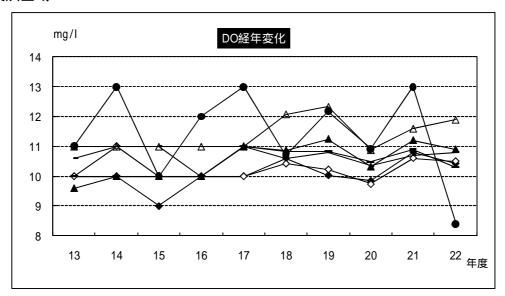
< 旧伊香区域 >

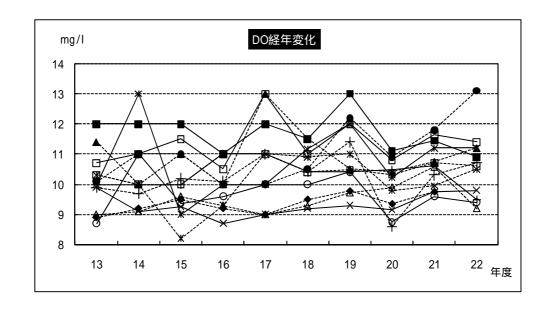




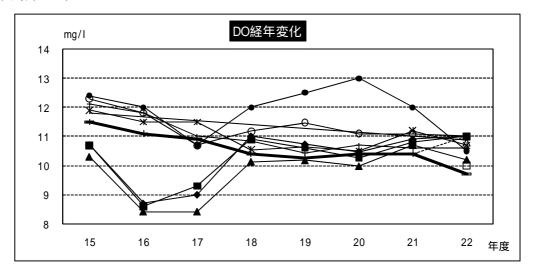
【DO】 概ね横ばいであり、十分な酸素量であることが確認されました。

< 旧長浜区域 >



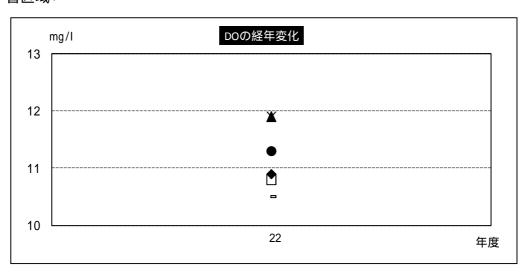


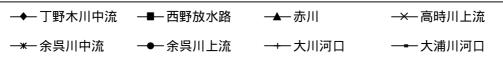






< 旧伊香区域 >

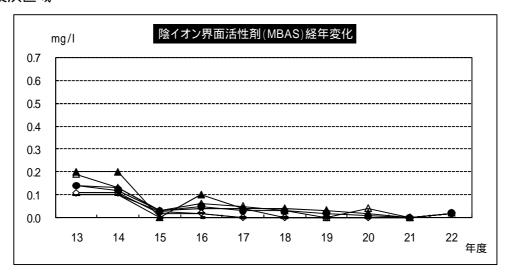


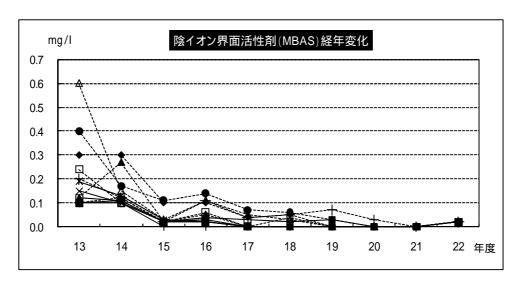


【陰イオン界面活性剤】

10年ほど前は人口密集地で高い値となっていましたが、近年は低い値で安定しています。

< 旧長浜区域 >







4 評価

代表的な水質指標であるBODについては、近年はいずれの河川も概ね 1 mg/l \sim 3 mg/l の範囲で安定して推移しており、低い値を維持しています。

大腸菌群数に関しても、一時期高い値を示す河川がありましたが、現在は低い値となり回復傾向にあると思われます。その他の生活項目も今すぐ問題となるような項目はありませんでした。

また、環境基準において人の健康に直接被害を及ぼすものとして分類されている項目 (健康項目)については、各地点とも不検出であり、やはり問題ありませんでした。



<河川 No.20 草野川上流 >



< 河川 No. 2 米川中流 >

◆旧長浜地域>
公共用水域測定結果表

1:米川河口

						小普	> 50	7.7	8.4	0.3	1	< 1	490	< 0.001	< 0.005	ND			ND	< 0.02	0.049	0.01	0	0.003	0.01	< 0.02
						普大	09 <	0.6	12	3.1	8.4	47	17000	< 0.001	< 0.005	QN			QN	< 0.02	0.336	1.37	0.73	0.011	0.63	< 0.02
						平均	-	8.3	10.4	1.3	2.8	6.2	5482	< 0.001	< 0.005	ND			ND	< 0.02	0.107	0.71	0.26	0.007	0.44	< 0.02
H23.3.9	9:30	峨	6.0	11.0	中央	表層	> 50	8.7	11.9	0.8	2.4	< 1	2400								0.084	1.37	0.73	0.011	0.63	
H23.2.16	9:13	鷍	6.5	0.6	中央	表層	> 50	8.5	10.6	8.0	1.6	< 1	062	< 0.001	< 0.005	QN				< 0.02	0.057			0.007	0.63	< 0.02
H23.1.12	8:55	鄯	4.0	11.0	中央	表層	> 50	8.3	8.6	2.4	8.4	< 1	1300								0.073	0.83	0.24	0.008	0.58	
H22.12.22	9:24	善	11.0	13.0	中央	表層	> 50	2.7	0.6		1.8	2	3300								0.085		0	0.007		
H22.11.10	9:30	誯	14.0	14.0	中央	表層	> 50	8.1	11.0	3.1	1.7	3	3300	< 0.001	< 0.005	ND				< 0.02	0.049	0.01	0	0.003	0.01	< 0.02
H22.10.13	9:30	虯	25.0	19.0	中央	秦層	> 50	8.3	10.8	1.4	1.0	< 1	2600								0.088	0.46	0	0.005	0.45	
H22.9.15	9:10	善	27.0	21.0	中央	表層	> 50	8.2	10.9	9:0	1.4	3	17000								0.098	0.81	0.28	0.004	0.53	
H22.8.4	9:25	鷍	32.0	23.0	一十	表層	> 50	8.3	11.0	1.0	2.0	2	0002	< 0.001	< 0.005	QN				< 0.02	0.092	0.82	0.43	0.006	0.38	< 0.02
H22.7.21	10:45	誯	33.0	23.0	中央	表層	> 50	8.0	9.5	1.4	4.0		17000								0.116	0.44	0	0.006	0.43	
H22.6.17	9:30	誯	25.0	19.0	中央	表層	> 50	8.3	8.4	1.5	4.8	47	1400								0.336	0.64	0.24	0.009	0.39	
H22.5.12	9:46	善	14.0	14.5	一十十	全層	> 50	2.8	8.6	6.0	1.6	4	0076	< 0.001	< 0.005	QΝ			QΝ	< 0.02	0.107	1.01	0.73	0.011	0.27	< 0.02
H22.4.21	9:52	掣	18.0	15.5	一一	量	09 <	0.6	12.3	1.4	2.4	8	490								860.0	92'0	0.24	0.007	0.51	
Я В	取 時 刻	候(当日)	温(度)	温(度)	取 位置	水深(m)	度 (c m)		(mg/!)	(mg/!)	(mg /!)	(mg/j)	大腸菌群数(MPN/100ML)	(mg/!)	(mg / !)	(mg/!)	(/ Sw)	(mg /!)	(mg/!)	(mg/!)	(mg/!)	(mg /!)	(mg/!)	(mg /!)	(mg / !)	M B 活性物質 (mg /!)
卅	ጁ	米	民	水		採水	透視	Н	DO	BOD	COD	S S	大腸菌群	カドミウム	金品	シアン	総水銀	ひ素	P C B	六価クロム	全リン	全窒素	K j - N	N O ₂ - N	N O 3 - N	MB活性物

< 0.005 0.003 0.006 < 0.001 < 0.02 < 0.02 最小 0.65 0.38 490 9.2 < 0.2 9.4 > 50 7.7 7 Θ < 0.005 0.008 22000 < 0.001 0.133 0.49 < 0.02 < 0.02 最大 > 50 89 2.2 3.4 12 10 9 < 0.005 < 0.001 0.005 0.067 4473 0.02 < 0.02 10.5 0.38 0.54 0.91 8.3 0.8 1.7 4.1 ₽ H23.3.9 9000 0.047 1300 0.93 0.68 11.0 表層 0.24 9:11 九 1. < 0.5 > 50 嶋 6.0 8.6 2.4 ī H23.2.16 < 0.005 0.034 0.005 < 0.001 10.5 0.89 0.24 0.64 < 0.02 < 0.02 表層 9:00 九平 790 3.0 9.0 9.0 6. 豐 > 50 8.4 V Θ H23.1.12 0.005 0.047 1300 1.16 0.48 0.67 9:25 5.0 10.0 九平 表層 8.6 卿 2.2 9.0 9.2 20 H22.11.10 H22.12.22 0.055 0.005 0.49 9:04 13.0 12.0 九岸 表層 700 瞓 8. 7.7 9.2 50 0 < 0.005 0.003 0.104 < 0.001 0.38 9:14 表層 11.0 < 0.02 0.65 0.27 12.0 14.5 九平 490 > 50 豐 4. 7. 8. 7 9 H22.10.13 0.003 0.057 3300 0.49 22.0 18.0 10.3 0.97 0.48 表層 九平 > 50 8.0 0.3 0.8 豐 V H22.9.15 0.003 0.062 0.19 0.55 7900 0.74 9:50 1.4 20.0 九岸 表層 28.5 瞓 > 50 < 0.2 1.2 8.2 7 0.005 H22.8.4 0.001 9000 0.005 4900 0.83 < 0.02 0.41 < 0.02 12.0 0.41 9:05 30.0 22.0 九邢 表層 > 50 8.2 豐 0.8 1.7 Θ H22.7.21 900.0 10:40 22000 0.078 0.79 0.54 31.0 23.0 表層 0.24 九平 豐 > 50 8.0 9.9 1.0 3.4 H22.6.17 0.133 0.007 7000 0.44 9:05 0.94 0.49 26.0 19.0 九岸 豐 20 8.3 9.2 0.9 3.2 10 H22.5.12 0.115 < 0.005 0.008 < 0.001 3500 9:33 < 0.02 0.49 < 0.02 14.0 1.01 0.51 15.0 九 表層 > 50 2:米川中流 嶋 9.8 1.6 10 8.7 0.7 9 H22.4.21 0.003 0.061 0.49 表層 12.0 1.08 0.59 9:32 九平 490 19.0 15.0 9. 霊 > 50 89 0.3 刻 公共用水域測定結果表 Ε Ш Ε 麼 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 臼 盐 账 MB活性物質 (mg/!) (mg /!) (mg/](|/Bm) (mg/!) (mg / [(mg/!) (mg/!) (mg /!) (I/ Bm) (mg / j (mg /!) (mg /!) 皿 (mg /|) (mg / |) (mg/|) (mg/|) 赵 六 田 田 赙 赙 髌 カドミウム ┙ 六価クロム 长 NO2 - N 総水銀 全窒素 K . . I シアン 全ジ COD BOD P C B で素 00 採 蹂 阀 쏬 蹂

< 0.005 0.003 < 0.020 < 0.001 0.00 最小 1300 < 0.02 0.42 0.41 < 0.3 7.9 9.3 > 50 0.2 ₽ 9 0.018 79000 < 0.001 < 0.005 0.171 13.5 < 0.02 1.46 2.70 < 0.02 8.7 3.7 5.2 15 Θ 20 9 < 0.001 0.012 < 0.020 0.105 13742 < 0.005 10.9 < 0.02 0.98 0.67 0.51 8.3 **ω** 2.2 ₽ 9 က 0.015 0.107 H23.3.9 1300 0.82 0.24 0.56 10:00 13.5 10.5 6.0 8.7 皉 > 50 4. 0.014 H23.2.16 < 0.005 0.069 < 0.001 11.8 2200 0.58 < 0.02 9:35 九卅 表層 8.5 뺖 4.5 8.0 > 50 0.9 6. \supseteq 0 H23.1.12 0.017 1.46 5400 10.2 0.97 0.47 9:45 眦 4.0 8.0 8.5 2.5 20 0.2 9 H22.10.13 H22.11.10 H22.12.22 0.017 0.099 1700 9:35 12.0 12.5 > 50 眦 7.9 9.7 2.2 2.7 2 < 0.005 0.072 0.009 < 0.001 9:45 7900 0.42 < 0.02 0.41 九卅 表層 15.0 14.5 > 50 8. 豐 8.1 0.4 9 0 ო 0.008 0.088 10:00 右岸 4900 0.48 0.58 1.07 26.0 1.1 19.0 8.0 1.6 豐 > 50 3.7 ٧ H22.9.15 0.062 0.003 79000 0.19 0.74 0.55 9:24 10.7 25.0 21.5 右岸 表層 皉 8.2 9.0 1.6 20 H22.8.4 < 0.005 0.008 17000 < 0.001 0.171 1.01 < 0.02 10.0 < 0.02 0.56 0.44 9:50 29.0 24.0 豐 8.2 1.6 3.1 15 Θ 20 H22.7.21 22000 0.105 0.008 11:05 1.26 0.73 34.0 24.0 10.1 0.52 豐 > 50 8.1 4. 3.8 8 H22.6.17 0.013 11000 10:00 0.73 0.47 23.0 21.0 九 1.21 > 50 豐 8.2 9.3 ω 5.2 H22.5.12 3:十一三河口 0.018 < 0.005 0.132 10:10 < 0.001 9200 九岸 < 0.02 0.99 0.48 < 0.02 10.8 0.49 15.5 15.0 8.5 > 50 0.3 2.2 9 9 က H22.4.21 0.016 0.095 10:15 12.0 0.84 0.24 0.58 3300 18.0 16.0 右岸 表層 > 50 8.7 1.7 豐 0.7 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 麼 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 拉 业 M B活性物質 (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg /!) (mg/!) (mg/!) (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg /!) (mg/!) (mg /!) (mg /!) 皿 (mg /!) (mg /]) (mg / [) (mg / j 廀 臣 臣 赙 赙 髌 弹 六価70万 カドミウム NO3 - N 쏬 NO2 - N 総水銀 全窒素 K - N ェ シアン 全リン BOD COD P C B マ素 00

< 0.005 0.006 < 0.001 1700 < 0.02 0.32 < 0.02 0.21 0.0 最小 > 50 7.9 0.2 ₽ 10 0 < 0.005 0.019 79000 0.118 < 0.001 1.76 < 0.02 < 0.02 0.63 最大 > 50 8.9 3.3 9.0 7 15 Θ < 0.005 0.012 < 0.001 0.085 14642 < 0.02 < 0.02 0.49 0.67 8.4 1.2 2.7 5. ₽ 0.016 H23.3.9 0.084 2200 0.73 0.56 10:05 1.31 中 10.0 14.2 8.9 0.8 9.0 卿 > 50 9.0 H23.2.16 0.013 0.056 < 0.001 <0.005 1.12 0.49 11.9 9200 0.62 < 0.02 中 9:50 表層 8.5 9.0 2.3 뺖 5.0 > 50 1.0 9 H23.1.12 0.019 0.062 10:10 0.73 0.63 2800 1.38 9,5 中 10.9 6.0 嶋 8.7 6. 0.2 20 H22.10.13 H22.11.10 H22.12.22 0.016 0.079 10:00 1700 0.74 10.0 11.0 中 13.0 7.9 哪 2.1 20 0.072 < 0.001 0.008 10:55 11.0 3500 < 0.02 0.32 中 0.27 0.04 13.0 14.0 表層 豐 > 20 8.2 1.5 1.5 9 9000 13000 0.072 10:11 中 11.6 1.34 0.73 0.60 26.0 19.0 表層 > 50 7.9 0.8 豐 3.3 H22.9.15 23000 0.007 10:05 0.46 0.68 中 表層 0.21 29.0 13.1 瞓 8.5 > 50 1.5 0.7 H22.8.4 0.089 0.006 79000 <0.005 9:55 <0.001 0.94 0.23 < 0.02 < 0.02 24.0 中 15.0 29.0 表層 8.8 0.7 豐 > 50 4. 2.5 9 H22.7.21 0.009 11:20 33000 0.086 10.6 1.30 0.73 0.56 34.0 25.0 中 豐 > 50 8.3 0.8 3.4 0 H22.6.17 0.118 0.018 4900 1.52 0.53 0.97 9:55 10.5 26.0 21.0 > 50 雪 8.2 1.0 5.0 7 4:十一三日消 H22.5.12 0.014 < 0.005 < 0.001 0.111 11:05 1700 1.76 < 0.02 中 表層 < 0.02 0.53 16.0 1.22 16.0 2.0 卿 8.5 > 50 9 0 H22.4.21 0.013 0.072 10:31 1700 1.09 0.59 0.49 21.0 中 表層 17.0 豐 > 50 8.7 2.0 0.7 0 刻 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 麼 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 臼 业 账 MB活性物質 (mg/!) (mg /!) (mg /] (mg /!) (mg/|) (mg/!) 皿 (mg/!) (mg /] (mg /!) (|/Bm) (mg/|) (mg / [) (mg /!) (mg /!) (mg /]) (mg/]) (mg /!) 麼 臣 田 赙 赙 髌 弹 六価70万 NO₂ - N 长 カドミウム 総水銀 全窒素 N - N I シアン 全ブ COD P C B BOD 公薬 00 톤 长 蹂

< 0.005 0.002 < 0.001 0.05 < 0.02 0.32 < 0.02 < 0.5 7.7 8.9 > 50 0.3 79 9 0 0.019 < 0.001 < 0.005 0.260 33000 1.68 0.49 < 0.02 1.22 < 0.02 13.7 3.5 9.1 3.5 13 20 9 < 0.005 < 0.001 0.049 0.004 4918 < 0.02 10.8 < 0.02 0.93 0.52 0.38 8.3 1.0 7. 4.7 9 H23.3.9 0.023 0.002 9:15 0.98 0.49 0.49 13.2 700 9.1 6.0 6.0 5.0 皉 > 50 H23.2.16 0.008 0.002 < 0.001 < 0.02 0.42 0.42 9:15 13.7 出 表層 4.0 79 豐 4.0 > 50 8.7 0.5 1.2 9 9 0 H23.1.12 0.019 0.016 0.48 0.94 0.44 12.4 490 4.0 8.6 1.0 ⊪ 1.7 0.3 20 H22.9.15 H22.10.13 H22.11.10 H22.12.22 0.046 0.004 0.24 10.9 790 > 50 7.8 皉 9.0 9.0 3.5 13 0.019 0.002 < 0.005 < 0.001 9:20 1300 0.32 中 < 0.02 0.27 11.0 表層 11.0 > 50 8.0 1.2 1.6 豐 9 Ξ 7 0.003 33000 0.029 9:25 # 0.93 0.48 0.45 22.0 16.0 > 50 3.5 9.0 豐 7.7 9.8 9 0.025 0.003 0.44 4600 0.65 9:15 中 0.21 26.5 19.5 表層 < 0.5 빠 > 50 8. <u>6</u> 9.2 H22.8.4 13000 < 0.001 < 0.005 0.004 9:13 0.77 0.36 < 0.02 < 0.02 0.26 0.41 30.0 21.0 8.0 豐 > 50 9.4 1.6 0.7 9 H22.7.21 0.003 0.051 3300 1.68 1.22 9:35 29.0 中 0.46 18.5 豐 > 50 7.9 8.9 0.3 1.7 H22.6.17 0.003 0.041 1.53 1300 0.31 9:15 1.22 25.0 17.0 中 > 50 豐 8.4 9.4 9.0 2.2 2 H22.5.12 < 0.005 9000 0.050 < 0.001 1.13 0.73 0.39 < 0.02 9:40 中 < 0.02 10.9 13.0 表層 330 8.6 眦 > 50 6. 9 5: 第二口 H22.4.21 0.002 11..0 10.8 0.84 0.49 0.35 9:40 表層 17.0 130 8.8 > 50 9.0 豐 0.8 0 公共用水域測定結果表 Ε Ш Ε 赵 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 位 业 M B 活性物質 (mg/!) (mg/|) (mg /|) (mg/!) (mg /!) (mg /!) 皿 (mg /!) (mg /] (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg/]) (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg /!) (mg /!) 麼 六 臣 田 赙 赙 僳 六価70万 弹 NO2 - N 쏬 カドミウム NO3 - N 全窒素 総水銀 K . I シアソ 소 COD BOD P C B で素 00 採 蹂 쏬

< 0.0005 < 0.005 0.004 < 0.001 < 0.005 0.077 < 0.02 0.11 < 0.02 最小 0.65 0.20 490 7.5 9.2 9.4 > 50 0.1 9 9 < 0.0005 < 0.001 < 0.005 0.105 < 0.005 2.46 13.2 < 0.02 1.94 0.64 < 0.02 最大 8.8 3.9 > 50 3.6 9 9 < 0.005 < 0.0005 < 0.001 < 0.005 0.092 9000 3732 < 0.02 < 0.02 11.6 1.21 0.67 0.53 8.4 ر ن <u>κ</u> 9 9 0.006 H23.3.9 0.098 0.47 0.73 9:53 13.0 左岸 13.2 1.21 790 眦 6.5 > 50 89. 0.9 2.2 2 H23.2.16 0.009 < 0.001 < 0.005 0.084 1100 11.8 0.77 0.24 0.52 < 0.02 < 0.02 9:30 11.0 左岸 表層 8.6 5.5 <u>6</u> 豐 > 50 Έ. 9 H23.1.12 0.005 0.084 1700 0.64 1.62 0.97 9:35 4.0 12.0 左岸 8.6 皉 > 50 0.4 9.9 2.2 H22.9.15 H22.10.13 H22.11.10 H22.12.22 0.009 0.099 9:50 3300 0.49 11.0 14.0 ⊪ > 50 8.0 1.6 9.2 0.087 0.004 < 0.001 < 0.005 10:40 2200 < 0.02 0.65 0.11 0.02 13.0 0.54 13.0 17.0 左岸 表層 > 50 豐 8.5 6.0 ر ن 9 0.005 0.096 9:40 左岸 3300 1.60 0.97 0.62 23.0 12.4 22.0 > 50 7.5 3.9 豐 9.4 0.005 0.091 7000 0.85 0.20 0.64 9:43 12.4 25.0 左岸 23.5 表層 8.5 빠 > 50 ر ن 0.7 < 0.0005 H22.8.4 < 0.001 < 0.005 < 0.005 0.077 0.004 9:40 4900 < 0.02 40. 0.47 0.57 < 0.02 13.0 32.5 26.5 左岸 表層 8.5 1.9 4. 豐 > 50 9 ر H22.7.21 0.005 10:55 0.093 7900 11.8 1.51 0.53 30.0 28.0 0.97 豐 > 50 8.4 0.5 3.2 N H22.6.17 0.006 0.105 11000 2.46 0.51 9:50 1.94 21.0 左岸 表層 24.0 > 50 豐 8.2 9.9 7 3.6 7 6:三六堀川河口 H22.5.12 < 0.005 0.006 0.103 10:02 < 0.001 1100 0.89 < 0.02 < 0.02 0.64 10.7 0.24 18.0 8.3 瞓 2.8 9 ₽ > 50 0 H22.4.21 0.005 0.091 10:01 12.3 0.78 0.24 0.53 17.0 左岸 490 19.0 表層 8.6 > 50 0.8 豐 0.1 0 公共用水域測定結果表 Ε Ш 廀 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 位 业 账 M B 活性物質 (mg/!) (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg/!) (mg /!) (mg/|) (mg /!) (mg/|) (mg /) (mg /!) (mg /!) 皿 (I/ Bm) (mg / j (mg /|) (mg /!) (mg /!) 麼 六 臣 田 赙 赙 髌 弹 六価クロム カドミウム NO3-N 쏬 NO2 - N 総水銀 全窒素 . N I シアン 全ジ COD BOD P C B で素 00 採

0.013 < 0.005 < 0.001 0.001 0.15 < 0.02 < 0.02 最小 0.65 0.18 < 0.5 7.2 8.3 0.3 10 > 50 Θ < 0.001 < 0.005 0.280 1.85 12.9 1.46 8.6 3.0 > 50 4.3 20 9 < 0.001 < 0.005 0.058 0.003 < 0.02 < 0.02 10.3 4054 0.94 0.52 0.48 8.0 0.9 9. 4.5 9 H23.3.9 0.002 0.023 0.82 0.58 0.24 9:30 左岸 12.8 330 < 0.5 6.5 6.0 > 50 8.4 0.9 H23.2.16 0.013 < 0.005 0.009 < 0.001 12.9 < 0.02 0.63 < 0.02 9:30 左岸 表層 490 8.4 5.0 6.0 0.5 د. 豐 > 50 9 H23.1.12 0.018 0.001 0.73 0.73 9:25 3.0 左岸 330 8.4 皉 0.9 > 50 H22.9.15 H22.10.13 H22.11.10 H22.12.22 0.003 0.077 9:30 1700 10.8 11.0 10.0 9.7 > 50 ⊪ 4.3 20 0.026 < 0.001 < 0.005 69.0 0.15 < 0.02 0.54 < 0.02 9:32 11.0 14.0 表層 左岸 > 50 10 豐 12 7.8 9.4 9 0.002 0.028 9:45 左岸 2200 1.28 0.73 0.55 23.5 18.0 > 50 豐 7.2 9.4 3.0 0.3 0.003 0.039 0.89 7900 0.23 99.0 9:35 27.0 21.0 左岸 表層 7.6 < 0.5 빠 > 50 دن 8.7 H22.8.4 0.003 < 0.001 < 0.005 7900 0.94 0.40 < 0.02 9:30 0.28 0.54 28.0 22.0 左岸 表層 7.7 8.3 0.8 1.5 豐 > 50 9 H22.7.21 0.003 0.046 0.18 3300 0.65 0.47 9:55 29.0 19.5 < 0.5 豐 > 50 7.6 1.6 10 H22.6.17 0.053 0.004 22000 0.39 1.85 1.46 9:30 26.0 左岸 表層 18.0 > 50 뺖 8.2 8.9 0.7 2.4 9 H22.5.12 < 0.005 < 0.001 0.052 0.004 1700 99.0 0.42 < 0.02 9:55 < 0.02 0.24 10.1 15.0 14.0 8.4 7: 姉川国友 眦 2.3 > 50 9 H22.4.21 0.003 0.035 10:00 10.4 0.91 左岸 表層 18.0 13.0 790 8.6 0.9 > 50 0.9 豐 က 公共用水域測定結果表 Ε Ш 廀 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 位 业 账 M B 活性物質 (mg/!) (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg/!) (mg /!) (mg/|) (mg /!) (mg/](mg /) (mg /!) (mg /!) 皿 (mg /!) (mg / j (mg /|) (mg /!) (mg / j 麼 六 臣 臣 赙 赙 髌 弹 六価70万 カドミウム NO3-N 쏬 総水銀 全窒素 . N I シアン 全ジ COD BOD P C B の素 00

0.005 < 0.005 0.024 < 0.001 < 0.02 0.89 0.23 0.44 < 0.02 最小 490 > 50 < 0.3 7.5 8.6 0.4 9 < 0.005 < 0.001 0.128 0.011 < 0.02 28000 < 0.02 1.18 0.73 0.68 10.2 8.2 0.8 2.8 16 9 20 < 0.005 0.008 14598 < 0.001 0.063 < 0.02 1.08 0.48 0.59 < 0.02 7.9 0.5 <u>6</u> 9.5 9 0.000 H23.3.9 0.024 1.18 0.49 99.0 9:00 12.0 中 表層 10.2 > 50 490 5.0 8.2 崳 0.5 9.0 H22.9.15 H22.12.22 0.057 0.011 7900 9:00 10.0 12.0 中 表層 7.5 > 50 9.8 崳 2.3 0.005 0.041 28000 0.89 0.23 0.65 9:00 中 25.0 19.5 表層 > 50 < 0.3 1.6 眦 9.4 ||田本:6 H22.6.17 < 0.005 0.128 0.008 22000 < 0.001 0.73 0.44 8:55 < 0.02 1.18 < 0.02 田田 24.0 18.0 表層 > 50 7.9 8.6 0.8 2.8 16 豐 Θ Ш 図 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 廀 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 匂 业 账 (mg/) (mg / j (INg /!) (mg /!) (mg/]) (mg/]) 皿 (mg/!) (mg/!) (mg/|) (mg/]) (mg/!) (mg/!) (mg/]) (mg /) (mg/]) (|/Bw) (mg /) 廀 쏬 MB活性物質 田 卧 赙 赙 六価クロム 髌 カドミウム NO₂ - N NO3 - N 誤 쏬 総水銀 全窒素 K] - N I ま シ シ シアン 000 BOD P C B で素 00 採 赹 铝 ΙΙΚ < 0.005 0.103 0.004 < 0.001 < 0.02 0.59 0.27 1700 < 0.02 0.31 最小 7.9 9.0 0.8 > 50 10 9 < 0.001 < 0.005 0.165 0.023 13000 0.41 < 0.02 1.29 < 0.02 0.97 13.1 8.8 5.6 20 0.9 9 6 0.013 < 0.001 < 0.005 0.125 < 0.02 5075 < 0.02 0.33 11.6 0.67 1.0 8.2 2.6 0.8 9 0.011 H23.3.9 0.103 1.15 10:40 1700 0.73 0.41 10.5 左岸 表層 12.7 > 50 8.8 0.8 0.8 啷 H22.9.15 H22.12.22 0.125 0.004 2300 9:26 10.0 12.0 11.0 左岸 表層 > 50 8.0 崳 2.2 8:薬師堂川中流 0.012 0.108 13000 10:05 0.59 0.27 0.31 29.0 22.0 左岸 表層 13.1 > 50 7.9 9.0 6. 峫 6 H22.6.17 < 0.005 0.165 0.023 < 0.001 10:35 3300 < 0.02 1.29 < 0.02 10.4 0.97 28.0 22.0 左岸 > 50 7.9 0.3 豐 0.9 5.6 9 œ 巡 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 廀 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 白 业 账 (mg /!) (mg/|) (mg/!) (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg /!) 皿 (mg/) (mg/!) (mg/]) (mg /!) (mg /!) (mg //) (mg/!) (mg/] (mg/!) (mg/|) 麼 쏬 MB活性物質 田 田 赙 赙 髌 六価704 弹 N 0, - N カドミウム N 03 - N 쏬 総水銀 全窒素 K] - N Ŧ シアン 全ブ 000 P C B 3 O D の素 00

0.014 < 0.005 0.117 92000 < 0.001 4.1 1.33 0.35 < 0.02 < 0.02 1.07 20 8.3 0.8 4.0 Θ က < 0.005 < 0.001 0.098 0.011 49500 平达 4.11 0.90 0.30 < 0.02 < 0.02 1.21 0.5 8.3 3.0 Θ 7 11: 旧大井川河口 H22.5.12 H22.11.10 0.079 0.008 92000 10:30 九平 表層 1.33 1.07 0.25 14.0 14.0 > 50 豐 8.3 0.8 2.0 <u>_</u> < 0.005 0.014 0.117 < 0.001 10:40 1.14 7000 < 0.02 1.09 0.73 0.35 < 0.02 九岸 16.0 15.0 8.2 0.1 4.0 皉 ₽ 20 က Ш 巡 Ε Ε Ш 公共用水域測定結果表 赵 麼 沠 大腸菌群数(MPN/100ML) 业 匂 账 (mg/) 皿 六価クロム (mg/!) (mg/!) (mg /!) (mg/|) (mg /) (mg /!) 麼 (mg/!) (mg/|) (mg/|) (|/ Bm) (mg/!) (mg /!) (mg/|) (mg/!) (mg/!) (mg/!) 쏬 臤 MB活性物質 臣 赙 赙 僳 쏬 カドミウム 総水銀 全窒素 K i -シアン 全ブ BOD COD で素 00 0.004 < 0.005 0.053 < 0.001 1700 < 0.02 0.26 0.26 < 0.02 最小 9.0 7 0.0 > 50 ₽ 9 7 0 < 0.005 0.015 0.111 < 0.001 0.49 11.0 4900 < 0.02 0.92 < 0.02 0.41 8.2 9.0 4.4 9 20 Θ ω < 0.005 0.010 < 0.001 0.082 10.9 < 0.02 0.25 0.02 平均 3300 0.59 0.34 9.0 2.8 8.2 9 9 2 10:大井川河口 H22.5.12 H22.11.10 0.053 0.004 10:00 有岸 表層 11.0 1700 0.26 0.26 13.0 13.0 8. 9.0 豐 7: 20 0 < 0.005 0.111 0.015 < 0.001 10:15 0.49 4900 < 0.02 0.92 < 0.02 左岸 表層 10.7 0.41 17.0 15.0 > 50 皉 8.2 4.4 Θ 9 ω Ш 図 Ε Ε Ш 公共用水域測定結果表 麼 麼 沠 大腸菌群数(MPN/100ML) 臼 业 账 MB活性物質 (mg/!) 皿 (mg/|) (mg/!) (mg /!) (mg / j (mg /] (mg/!) (|/ Bm) (mg /]) (mg/|) (mg /!) (mg /!) (mg/|) (mg/|) (mg/] (mg/]) (mg/) 쏬 臤 母 赙 赙 髌 六価クロム 竨 쏬 カドミウム 総水銀 全窒素 K :- N BOD シアソ 全プ COD 00 採 ጁ ጁ

7000 >

9

11.4

0.1

> 50

0.008

0.25

0.079

< 0.02

1.09

0.0005 1300 最小 < 0.005 < 0.005 < 0.001 960.0 0.007 < 0.02 < 0.02 10.0 0.32 0.23 0.08 8.0 0.8 1.0 9 20 < 0.0005 11000 < 0.005 < 0.005 < 0.001 0.020 0.184 < 0.02 1.22 0.40 最大 1.60 22.1 7: 3.2 8.5 9 20 < 0.0005 < 0.005 < 0.001 < 0.005 0.012 0.135 6300 < 0.02 < 0.02 96.0 0.65 0.28 13.1 1.0 8.2 2.5 9 H23.3.9 960.0 0.009 10:15 0.49 3500 0.40 10.2 0.90 10.0 中 表層 9.8 > 50 8.5 1.0 1.0 H22.12.22 0.013 960.0 10.0 1300 12.0 12.0 中 表層 3.1 > 50 皉 8.0 H22.9.15 0.164 0.007 9400 0.23 25.0 中 表層 22.1 0.32 28.0 1. 2.5 皉 > 50 13:打越川河口 < 0.0005 H22.8.4 < 0.005 10:10 32.0 26.0 中 表層 豐 > 50 H22.6.17 0.020 11000 < 0.001 < 0.005 0.184 10:10 10.2 1.60 1.22 0.36 < 0.02 26.0 22.0 中 表層 > 50 8.0 0.8 3.2 9 豐 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 麼 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) ں ب 沠 臼 账 M B活性物質 (mg/!) (mg/!) (|/ Bw) (mg/!) (mg/]) (mg / j (mg /] (mg/) (mg/|) (mg/!) (mg /!) (mg/) (mg/!) (mg /!) (mg/!) (mg/]) (mg/]) 麼 **火** 臣 赙 赵 赙 六価クロム 髌 カドミウム 쏬 娯 NO₂ - N 総水銀 全窒素 K] - N Ŧ シアン 全ブ BOD 000 の素 CB 00 0.013 < 0.005 < 0.001 0.142 1300 < 0.02 10.4 0.43 最小 8.0 1.7 2.4 9 0.3 49 ω 0 < 0.001 < 0.005 0.014 0.790 < 0.02 2300 < 0.02 0.85 0.54 0.42 最大 > 50 8.2 1.7 2.9 9 12 < 0.005 0.014 < 0.001 0.466 < 0.02 11.2 1800 < 0.02 0.64 0.36 0.27 中达 1.7 8.1 2.7 9 12:五井戸川河口 H22.11.10 0.013 0.790 0.85 0.54 1300 0.30 13.0 14.0 九 表層 > 50 1.7 2.9 豐 8.2 12 H22.5.12 0.014 < 0.005 0.142 < 0.001 2300 0.43 0.42 < 0.02 15.0 10.4 14.0 右岸 表層 8.0 2.4 9 49 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 麼 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) U 洲 业 臼 账 (mg / |) MB活性物質 (mg/!) (mg/) (mg/) (mg/) (mg/;) (mg/) (mg/!) (mg /!) (mg /!) (mg/) (mg/| (mg/) (mg/!) (mg/|) (mg / j (mg /!) 麼 田 赙 赙 髌 六価70万 NO₂ - N 朔 カドミウム 쏬 総水銀 全窒素 K j - N Ŧ 全ブ BOD 000 00

< 0.005 0.143 0.046 < 0.001 0.44 最大 3300 < 0.02 < 0.02 3.5 7.9 > 50 9.4 12 0.8 9 < 0.005 0.126 < 0.001 0.041 2350 < 0.02 < 0.02 1.05 0.65 0.36 7.9 9.4 9.0 3.1 9 ω H22.11.10 0.046 0.109 3300 1.13 0.28 12.0 12.0 左岸 表層 0.8 7.8 豐 > 50 1.0 3.5 4 15:土川 H22.5.12 < 0.005 0.143 0.036 < 0.001 11:19 0.49 1400 0.97 0.44 < 0.02 < 0.02 13.0 表層 15.0 左岸 2.6 7.9 皉 36 9.4 0.1 12 9 Ш 図 Ε Ε Ш 公共用水域測定結果表 麼 座 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 业 账 MB活性物質 (mg/!) 皿 (mg/!) (mg /!) (mg/|) (mg/!) (mg/!) カドミウム (mg/!) (mg/|) (mg/!) (mg/!) 麼 (mg /!) (mg/) (mg/!) (mg /!) (mg/!) (mg /!) (mg/|) 쏬 田 赵 赙 赙 髌 六個70万 竨 쏬 NO₂ - N 総水銀 全窒素 K . . I 全ジ C O D シアン BOD P C B ひ素 00 採 熖 톤 쏬 蹂 < 0.0005 < 0.005 1700 < 0.001 < 0.005 0.138 0.027 最小 < 0.02 1.33 0.58 0.47 < 0.02 4. 7.6 3.5 35 10 9 < 0.0005 < 0.005 < 0.005 0.186 < 0.001 3300 0.041 最大 0.76 < 0.02 0.82 < 0.02 1.37 6.5 7.7 1.5 > 50 7 15 9 < 0.0005 < 0.005 < 0.005 < 0.001 0.162 0.034 平 2500 0.70 < 0.02 < 0.02 1.35 0.62 7.7 7 5.0 Ξ 9 0 H22.11.10 < 0.005 < 0.0005 < 0.001 < 0.005 0.138 0.027 10:11 1700 14.0 中 12.0 表層 0.58 0.76 < 0.02 < 0.02 1.37 뺖 14:南川河口 > 50 7.7 4. 3.5 10 Θ 2 H22.5.12 < 0.0005 < 0.005 < 0.005 11:06 0.186 0.041 3300 < 0.001 14.0 15.0 中 表層 1.33 0.82 < 0.02 < 0.02 0.47 皉 1,5 35 7.6 7 6.5 15 9 Ш Ε Ε Ш 公共用水域測定結果表 廀 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 业 臼 账 MB活性物質 (mg/!) 皿 (mg /!) (mg /!) (mg /!) (mg/!) (mg/!) (mg / j) (mg /!) (mg /!) 極 (mg/!) (mg/!) カドミウム (mg/!) (mg/!) (mg/|) (mg/|) (mg/!) (mg /!) 쏬 臣 田 赙 赙 偸 ┙ 六年7日4 NO3-N 쏬 NO 2 - N 総水銀 全窒素 K] - N I シアン 全ジ BOD COD P C B ひ素 00

< 0.005

 Θ

< 0.001

1400

4

最小

7.8 9.4 0.1 2.6

36

0.109

< 0.02

0.036

0.28

0.49

0.97

0.010 < 0.001 < 0.005 0.129 0.50 < 0.02 最小 7000 < 0.02 1.26 0.73 8.6 1.0 > 50 8.0 2.1 ₽ < 0.001 < 0.005 33000 0.171 1.73 < 0.02 < 0.02 10.3 最大 0.54 8.6 8. 3.0 12 > 50 9 2 < 0.005 < 0.001 0.017 0.154 7172 < 0.02 0.73 0.52 < 0.02 1.26 平ち 2.5 8.2 9.2 1.3 2.3 \supseteq H23.3.9 0.156 0.020 16000 1.26 0.73 表層 9:20 10.0 # 0.51 6.2 > 50 8.6 8 咃 8.9 H22.12.22 0.025 0.171 7000 9:15 17:米川支流神明神社 表層 12.0 中 12.0 8.0 啷 > 50 8.6 2.3 H22.9.15 0.010 10:19 17000 0.129 0.78 0.23 中 10.3 0.54 表層 28.0 22.0 > 50 8.2 啷 7 2.1 H22.6.17 < 0.005 0.160 0.012 33000 < 0.001 < 0.02 < 0.02 9:15 1.73 表層 1.22 0.50 19.5 中 27.0 > 50 8. 9.0 1.0 3.0 豐 ₽ Ш 巡 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 赵 廀 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 乜 业 账 MB活性物質 (mg/!) (mg/]) (mg/!) (mg/!) 皿 (I/ gm) (mg/]) (mg/|) (mg/!) (mg /!) (mg/|) (|/ Bw) (mg/!) (mg/]) (mg/!) (mg/]) (mg/!) (mg /!) 麼 쏬 畄 田 赙 赙 偸 六個707 弹 カドミウム NO₂ - N 쏬 総水銀 全窒素 K] -I シアン 全プ COD BOD ひ素 00 採 < 0.005 0.012 54000 < 0.001 0.115 < 0.02 0.74 0.24 0.32 < 0.02 10.7 最小 7.9 0.9 3.4 > 50 Θ < 0.005 0.012 < 0.001 0.115 54000 0.49 < 0.02 < 0.02 0.74 0.54 10.7 7.9 0.9 3.4 50 Θ < 0.005 0.115 0.012 54000 < 0.001 < 0.02 < 0.02 0.30 0.39 平迈 0.41 7.9 10.7 6.0 3.4 Θ H22.5.12 H22.11.10 10:20 16:的場井川 14.0 中 表層 0.32 0.54 13.0 > 50 0.9 豐 0.115 0.012 < 0.005 54000 < 0.001 10:30 0.74 < 0.02 0.24 < 0.02 中 10.7 16.0 15.0 表層 7.9 郇 3.4 50 9 7 Ш 図 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 赵 廀 大腸菌群数(MPN/100ML) 沠 乜 账 MB活性物質 (mg/!) (I/ gm) (mg/|) (mg/]) (mg/| (mg/|) (|/ Bw) (mg/!) (mg/!) (mg/|) (mg/!) (mg/]) (mg/]) 皿 (mg/!) (mg/!) (mg /!) (mg/]) 咝 쏫 田 田 赙 赙 髌 六価70万 弹 NO₂ - N N 0 3 - N カドミウム 쏬 全窒素 総水銀 . N I COD シアン 全ア BOD P C B で素 00 採 採 톤 採

< 0.001 < 0.005 0.096 0.780 0.010 2300 < 0.02 0.43 0.24 < 0.02 最小 > 50 7.9 4. 4.2 9.8 \supseteq 0.010 < 0.001 0.096 0.780 < 0.005 2300 0.53 < 0.02 < 0.02 0.27 > 50 7.9 9.8 4. 4.2 9 < 0.005 0.780 0.010 < 0.001 0.096 0.26 0.48 < 0.02 平 < 0.02 7.9 7.0 4.2 9.8 4. 9 H22.5.12 H22.11.10 0.43 19:長浜新川 中 13.0 15.0 表層 0.27 豐 > 50 **4**. < 0.005 960.0 0.010 < 0.001 2300 0.78 0.02 0.53 0.24 0.02 16.0 15.0 豐 7.9 4.2 20 9.8 9 Ш 公共用水域測定結果表 Ε Ε Ш 麼 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 业 位 账 M B活性物質 (mg/!) (mg/) (mg/) (mg/!) (mg /!) (mg/|) (mg/!) (mg/!) (|/ Bw) 皿 (mg/]) (|/ Bw) (mg/|) (mg/|) (mg/|) (mg /!) (mg/!) (mg /!) 極 쏬 臣 閚 赙 赙 魚 六個707 弹 カドミウム NO₂ - N 쏬 全窒素 総水銀 K . . I シアン 全ブ COD BOD ひ素 < 0.005 0.053 0.011 < 0.001 < 0.02 0.74 0.52 < 0.02 0.21 最小 8.0 9.8 9.0 1.6 790 > 50 9 0.022 49000 < 0.001 < 0.005 0.163 0.60 < 0.02 < 0.02 12.0 1.51 0.97 > 50 8.5 <u>τ</u> 4.0 \supseteq 0.018 < 0.001 < 0.005 0.093 16123 < 0.02 1.08 0.55 < 0.02 10.6 中古 0.47 8.2 0.9 2.8 2.3 Θ 0.018 H23.3.9 0.053 98.0 9:50 中 10.2 0.24 0.60 790 6.5 9.0 > 50 8.5 1.6 眽 0.7 H22.12.22 0.075 0.022 10:10 10.4 1700 表層 11.0 12.0 皉 > 50 8.0 3.3 H22.9.15 13000 0.011 10:20 0.74 0.52 12.0 28.5 24.0 表層 0.08 0.21 8.5 2.1 啷 > 50 9.0 18: 八幡川 H22.6.17 < 0.005 0.163 49000 < 0.001 0.021 10:05 1.51 0.52 < 0.02 27.0 21.0 中 0.97 豐 > 50 8.1 9.8 ω 4.0 Θ Ш 巡 公共用水域測定結果表 Ε Ш 度 麼 大腸菌群数(MPN/100ML) 汌 盐 账 MB活性物質 (mg/!) (mg/]) (|/Bm) (mg/!) (mg/|) (mg/) (mg/|) (|/ Bw) (mg /!) (mg/!) (mg /!) 皿 (mg/|) (mg/) (|/ Bw) (mg/]) (mg/]) NO3 - N (mg/!) 廀 쏬 田 閚 赙 赙 偸 強 六価クロム カドミウム 쏬 全窒素 総水銀 K - N Ŧ シアン 全ジ COD P C B BOD ひ素 00 长 採

20:草野川上流 < 旧東浅井地域 > 公共用水域測定結果表

\$\footnote{\pi}	公共用水域測定結果表	測定結身	強	20:草野	野川上流						``[公共用:	公共用水域測定結果表	.結果表	22:	22:田川上流			ſ
#	ſ	Я	Ш	H22.5.17	H22.8.18	H22.11.17	H23.2.9				74	年	月		日 H22.5.17	7 H22.8.18	H22.11.17	H23.2.9	
珠	取	台	刻	11:00	10:30	10:52	10:50				+45	姓	取	時	刻 11:00	10:52	10:36	10:31	
К	候	無)	(H	皇	晴	韫	晕時(雨				113	Ж	候	(計 制)	聖	皇	碧	曇時 南	
厎	票) 度	(25.5	29.8	12.0	5.0				×1A	泛	晋	(度) 23.2	29.6	13.5	5.5	
¥	買	(度	(14.7	21.0	10.5	5.8				7.	水	晋) 度	17.6	22.4	11.5	5.5	
蹂	取	位	町	中央	中央	中央	中央				***	ጁ	取	Ţ,	置中央	中	中央	中央	
珠	水水) 迷	— ш	表層	表層	表層	表層	平均	最大	小普	***	茶	水) 数) 表層	表層	表層	表層	-
쐰	視度))	, m	> 50	> 50	> 50	> 50	-	> 50	> 50	<i>γ</i> .π	透視	度	ш)) > 50	> 50	> 50	48	
Д	Н			9.7	7.6	7.5	7.5	9.7	9.7	7.5	Ψ.	Н Н			9.7	7.8	9.7	7.6	
D 0	(mg/!)			11	9.3	11	13	11.1	13	9.3		00	(mg / !)		10	8.9	10	12	
B 0 D	(mg/!)	(< 0.5	0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	0.5	< 0.5		BOD	(mg/])		< 0.5	0.5	< 0.5	0.5	_
COD	(/ Bw) ((1.1	1.2	0.5	1.3	1.0	1.3	0.5	9	COD	(mg / !)		3.2	2.2	1.9	3.1	
SS	(mg /!)			1	2	< 1	2	2	2	٧ 1	<i>υ</i> 1	S S	(mg /!)		9	5	8	6	
十鵬	大腸菌群数(MPN/100ML)	1/100ML)		110	1700	230	1100	785	1700	110	13	七腸菌群	大腸菌群数(MPN/100ML)	OML)	790	3300	490	230	
全ル	(/gm) へ	()		0.017	0.025	0.009	0.019	0.018	0.025	0.009	411	全リン	(mg/!)		0.052	0.041	0.031	0.037	_
全窒素	(/ 울)	(1)		0.31	0.43	0.36	0.59	0.42	0.59	0.31	411	全窒素	(mg / !)		0.40	0.51	0.05	0.82	

4年三~荘
23
共用水域測定結果表
HΠ
完
郦
7
过
ジ
$\overline{}$
町
社公

230 0.05

0.052 3300

1203

0.82

0.45

最小

最大 > 50 7.8 12 0.5 3.2

中石

8.9 < 0.5

10.2

0.5 2.6

7.7

6.

9.7

48

年	A	_		3	В	H22.5.17	H22.8.18	H22.11.17	H23.2.9			
茶	取	铅		m	涇	11:45	11:14	11:19	11:16			
Ж	候	無)	Ξ	(晴	暗	鷍	曇時 雨			
民	買)	度)	25.0	29.6	14.5	5.2			
凇	煛)	闽		(18.0	23.8	12.5	5.5			
蹂	取	位		944	脚	中央	中央	一十	中央			
茶水	¥	账	_	٤	_	表層	表層	表層	表層	平均	最大	兽小
影	視度	_	U	٤	^	> 50	> 50	> 50	> 50		> 50	> 50
H d						8.6	8.1	8.1	8	8.2	8.6	8
0.0	(i / gm)					9.6	8.7	11	13	10.6	13	8.7
008	(mg / !)					0.5	< 0.5	0.5	9.0	0.5	9.0	0.5
COD	(mg / !)					1.6	1.3	1.3	1.8	1.5	1.8	1.3
8.8	(/Bw)					2	2	2	3	2	3	2
大腸菌群	大腸菌群数(MPN/100ML)	(ПМОС				490	0.027	490	490	368	490	0.027
全リン	(i / gm)					0.017	0.027	0.011	0.022	0.019	0.027	0.01
全窒素	(/ Bw)					0.41	0.59	0.47	0.73	0.55	0.73	0.41

公共/	公共用水域測定結果表	凯定結	果	21:草	21:草野川中流					
#	A		В	H22.5.17	H22.8.18	H22.11.17	H23.2.9			
蹂	取	铅	刻	11:20	10:51	10:52	10:50			
Ж	候	=	Ε)	皇	鷍	豐	曇時 雨			
鬞	煛	_	()	25.5	29.9	12.0	5.0			
¥	賏)	E	14.7	22.5	10.5	5.8			
蹂	取	位	富	一十	一十	中央	中央			
茶	长	₩	(m	表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
熖	視度))	(w	> 50	09 <	> 50	38		> 50	38
Н				1.7	9'2	5.7	7.5	9.7	1.7	7.5
00	(mg/])			11	1.6	11	13	11.0	13	9.1
BOD	(mg/])			< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5	< 0.5
COD	(/ Bw)			1.1	1.1	0.5	1.3	1.0	1.3	0.5
SS	(mg/!)			1	2	11	2	4	11	1
大腸菌	大腸菌群数(MPN/100ML)	100ML)		110	0002	230	1100	2110	0002	110
全ルン	(mg/!)			0.017	0.029	600'0	0.019	0.019	0.029	0.009
全窒素	(/ ZW)	(0.31	0.46	0.36	0.59	0.43	0.59	0.31

公共月	公共用水域測定結果表	果表	24:丁野	24: 丁野木川河口						\\$;用水域 源	公共用水域測定結果表		26:高時川					
年	月	В	H22.5.17	H22.8.18	H22.11.17	H23.2.9				#	A		日 H22.8.18	H22.11.17	H23.2.9				
苯	取時	刻	9:50	9:18	9:40	9:24				珠	取	铅	刻 9:31	9:30	9:36				
Ж	(当	Î	響	響	攊	霉時 雨				Ж	糜	田 無)	===	響	毒時 雨				
似	1) =	度	21.3	28.5	10.2	4.5				怄	順) 度) 29.8	11.8	5.5				
¥	留)	()	16.5	24.7	11.5	4.5				¥	頭)) 24.4	12.0	4.0				
珠	取位	鯝	中	中央	中	中				蹂	取	位	置中央中	中	中				
茶	※ 米 ※	П	表層	米圖	表層	表層	平均	最大	最小	珠	* *	m)	- 金属	茶屋	美層	平均	最大	最小	
灼	視度(c	ш	41	> 50	> 50	> 50		> 50	41	烱	視度	ш)) > 50	> 50	> 50		> 50	> 50	
Н			9.7	7.6	7.7	7.4	7.6	7.7	7.4	٩	I		7.7	7.8	7.7	7.6	7.8	7.7	
00	(/ gm)		10	9.8	11	13	10.7	13	9.8	0 0	(/ Bw)		8.7	7	13	10	7	6	
BOD	(mg / !)		1.0	9.0	8.0	1.0	6.0	1.0	9.0	BOD	(/ Bw)		0.5	0.5	< 0.5	0.5	0.5	< 0.5	
COD	(/ gm)		3.9	2.1	1.0	3.5	2.6	3.9	1.0	COD	(/ Bw)		8.0	0.7	1.4	8.0	0.8	0.7	
SS	(i / gm)		13	2	11	5	6	13	v 5	SS	(i / gm)		^	, _	-	-	-	, -	
大腸菌群数		(MPN/100ML)	13000	35000	1100	490	12398	35000	490	大鵬	大腸菌群数(MPN/100ML)	100ML)	4900	330	460	2615	460	330	
全ジン	(i / gm)		0.082	0.058	0.013	0.054	0.052	0.082	0.013	全ツ	(/ Bw)		0.062	0.005	0.017	0.034	0.062	0.005	
金額素	(i/gm)		0.65	0.59	0.62	1.26	0.78	1.26	0.59	全窒素	(mg/!)		0.53	0.38	0.58	0.46	0.53	0.38	
										な	(i / gm)			< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005	
公共序	公共用水域測定結果表	果表	25:田川河口	回回						総水銀	限 (mg/!)			< 0.0005		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	
井	田	Ш	H22.5.17	H22.8.18	H22.11.17	H23.2.9				公	t 用 水 域 注	公共用水域測定結果表		27: 姉川河口					
茶	取時	蒸	9:35	9:07	9:30	9:14				#	A		H22.5.17	H22.8.18	H22.11.27	H23.2.9			
Ж	(当	Ê	擅	響	響	母時 雨				菜	収	報	刻 9:25	8:55	9:15	8:50			
阺	1) 票	度)	20.9	29.5	11.8	4.8				Ж	候	日 無)	目)階	钷	韫	晕時 雨			
米	留) 電	度)	15.9	23.3	12.0	5.0				阺	票) 選) 20.4	29.6	10.0	6.0			
챆	取位	三	中央	中央	中央	中央				¥	噩	(度	15.8	23.5	10.2	5.5			
採力	水水深((m	表層	表層	表層	表層	际本	最大	心學	珠	取	卬	置中央	中	中	中			
灼	視度(c	С	> 50	> 50	> 50	> 50	-	> 50	> 50	閗	水水) 迷) 表層	表層	表層	表層	平均	最大	最小
н			7.7	7.7	7.8	7.4	7.7	7.8	7.4	灼	視度	ш э)	> 50	> 50	> 50	> 50		> 50	> 50
00	(mg/])		10	8.9	11	12	10.5	12	8.9	ط	н		8.1	7.7	7.7	7.5	7.8	8.1	7.5
BOD	(mg / i)		1.1	0.7	< 0.5	1.0	8.0	1.1	< 0.5	0 Q	(mg/])		12	8.5	11	13	11	13	8.5
COD	(mg/!)		3.8	2.0	1.4	9.0	4.1	9.0	1.4	BOD	(mg/])		0.8	9.0	< 0.5	0.7	0.7	0.8	< 0.5
SS	(mg/])		6	8.9	1	12	8	12	1	COD	(mg/])		1.8	1.1	6.0	1.6	1.4	1.8	6.0
大腸菌科	大腸菌群数(MPN/100ML)		13000	17000	1100	700	7950	17000	700	SS	(mg / !)		1	3	۲ >	2	2	3	۰ ۲
金ブ	(mg/])		0.082	0.081	0.031	0.08	0.069	0.082	0.031	大腦	大腸菌群数(MPN/100ML)	100ML)	330	7000	1100	230	2165	7000	230
全窒素	(/ Sw)		0.65	69'0	0.62	1.01	0.74	1.01	0.62	全ツ	(mg/])		0.021	0.033	0.013	0.021	0.022	0.033	0.013
										Ŀ									

							心學	18	7.1	9.3	0.5	1.9	4	790	0.034	0.38								心學	27	7.2	8.5	0.5	1.0	< 1	780	0.036	0.58
							最大	> 50	7.6	13	1.2	4.3	31	49000	1.500	0.75								最大	> 50	7.6	11	2.1	4.3	31	7900	0.132	0.79
							平均	-	7.3	11	1.0	3.4	16	15248	0.435	0.59								平均	-	7.5	10	1.2	2.4	6	3420	0.076	0.68
	H23.1.18	13:15	啷	7.0	3.5	中	表層	> 50	7.1	13	1.2	3.1	11	790	0.075	0.75		H22.1.18	13:35	啷	4.0	8.0	中央	表層	> 50	7.4	11	8.0	1.1	2	1700	0.04	0.79
	H22.10.19	11:37	喞	21.0	17.5	中	茶層	> 50	9.7	11	0.5	1.9	4	3300	0.034	0.38		H22.10.19	11:56	喞	21.0	16.0	中央	表層	> 50	7.6	11	0.5	1.0	< 1	3300	0.036	0.58
	H22.7.21	13:15	軀	34.5	30.7	中	表層	> 50	7.3	9.3	1.1	4.1	16	49000	1.500	0.51	门门河口	H22.7.21	13:40	靊	29.9	28.6	中央	表層	> 50	7.6	8.5	2.1	3.1	3	780	0.095	0.64
30:西川	H22.4.26	11:30	皇	15.5	14.8	中	表層	18	7.2	10	1.2	4.3	31	2900	0.132	0.71	31:余呉川河	H22.4.26	11:30	靈	15.5	14.8	中央	表層	27	7.2	10	1.2	4.3	31	0062	0.132	0.71
公共用水域測定結果表	B B	取時刻	候 (当 日)	温 (度)	温(度)	取位置	(加) 燃 (以)	視 度 (c m)		(mg/!)	(mg /!)	(/Bw)	(mg/!)	大腸菌群数(MPN/100ML)	(mg/])	(mg/!)	公共用水域測定結果表	B B	取時刻	候 (当 日)	温 (度)	温 (度)	取位置	(加)	視 度 (c m)		(mg /!)	(mg /;)	(mg/!)	(mg / !)	大腸菌群数(MPN/100ML)	(mg/)	(j/ gm)
公共用	#	ጁ	К	棌	关	珠	採水	透	н	00	BOD	COD	S S	大腸菌群	全リン	全窒素	公共用	₩	珠	Ж	区	米	斑	茶	透	Н	00	BOD	COD	SS	大腸菌群	全リン	金霉素
							最小	> 50	7.4	8.4	< 0.5	6.0	4	790	0.066	0.63								最小	> 50	7.5	9.1	0.7	1.6	1	790	0.042	0.58
							最大	> 50	7.7	11	1.3	4.4	6	22000	0.13	1.28								最大	> 50	8.3	12	1.3	4.6	12	35000	0.112	0.95
							平均		7.5	2.6	6.0	2.9	9	7873	0.100	0.880								平均	-	7.9	10.8	1.0	3.1	7	9823	0.087	0.73
	H23.2.9	8:50	単 神書	0'9	5.5	举中	表層	09 <	5.7	11	6'0	3.9	9	062	660'0	1.28		H23.2.9	10:02	軸寺 雨	5.5	4.8	中央	表層	> 50	7.5	12	6:0	3.9	12	062	0.095	0.95
	H22.11.17	9:05	皇	8.0	12.5	中央	表層	> 50	7.7	10	< 0.5	6.0	4	5400	990'0	0.71		H22.11.17	10:15	靊	11.8	11.0	中央	表層	> 50	7.9	11	0.7	1.6	1	2400	0.042	0.70
三週	H22.8.18	8:45	誓	29.7	24.5	中央	表層	> 50	7.5	8.4	0.7	2.3	4	22000	0.104	0.63	二中流	H22.8.18	9:48	誓	29.8	25.6	中央	表層	> 50	7.8	9.1	0.9	2.3	4	35000	0.112	0.67
28:川道川	H22.5.17	9:10	皇	20.2	17.0	一中	表層	> 50	7.4	9.2	1.3	4.4	6	3300	0.130	06:0	29:田川中流	H22.5.17	10:25	皇	22.8	18.5	一中	表層	> 50	8.3	11	1.3	4.6	12	1100	660'0	0.58
公共用水域測定結果表	年 月 日	探 取 時刻	天 候 (当 日)	気温(度)	水温(度)	採取位置	探 水 深 (m)	透視度(cm)	н н	D O (mg/!)	B O D (mg/!)	COD (mg/!)	S S (mg/!)	大腸菌群数(MPN/100ML)	全リン (mg/!)	全窒素 (mg/!)	公共用水域測定結果表	年 月 日	探取時刻	天 候 (当日)	気温(度)	水 温 (度)	探 取 位 置	探水 深 (m)	透視度(cm)	РН	DO (mg/!)	BOD (mg/!)	COD (mg/!)	S S (mg /!)	大腸菌群数(MPN/100ML)	全リン (mg/!)	全窒素 (mg/!)

۸
区英
極
中田
v

公共用水域測定結果表	K域測定	結果表	32: T	32:丁野木川中流	دمر					公共	用水域》	公共用水域測定結果表	34	34:赤川					
年	A	В	H22.4.26	H22.7.21	H22.10.19	H23.1.18				#		A	H22.4.26		H22.7.21	H22.10.19	H23.1.18		
群	取	時 刻	11:10	11:10	11:21	11:56				珠	取	台	刻 11:	11:10	10:25	10:51	11:25		
К	候 ((日	皇	虯	善	善				Ж	候	(日	輼		昰	善	岰		
区温	票	(度)	16.1	32.8	19.5	3.5				嵠	票)	16.1		32.3	19.5	4.0		
水	晋	(度)	13.3	29.0	17.6	4.5				¥	獸	翼)	13.3		29.0	18.0	2.5		
珠	取	位置	中中	中央	中央	中央				珠	孤	卬	置中中	#	中央	中央	中		
茶	水	深 (m)	(全層	表層	表層	表層	平均	最大	最小	珠	水 水	深 (m) 表層	[91]	表層	表層	表層	平均	最大
透視)	(m)	37	> 50	> 50	> 50		> 50	37	뾘	視度	m)]	18	۸	> 20	> 50	30		> 50
Н			9.7	7.7	8.0	2.7	8.7	8.0	7.6	Н			7.6		7.9	8.9	7.7	8.0	8.9
) 00	(mg/!)		11.0	8.7	10	14	10.9	14	8.7	00	(mg/!)		11		9.4	12	14	11.6	14
BOD ((mg/!)		1.5	1.2	< 0.5	2.3	1.4	2.3	< 0.5	BOD	(mg/!)		1.5		1.1	1.4	1.7	1.4	1.7
COD	(mg/!)		3.9	3.5	1.5	2.7	2.9	3.9	1.5	COD	(mg/!)		3.9		3.1	2.0	4.2	3.3	4.2
) SS	(mg/)		18	8	3	5	6	18	3	\$ \$	(/ Bw)		18		13	12	32	18.8	32
大腸菌群数(MPN/100ML)	₹(MPN/10	OML)	790	7900	4600	700	3130	7900	200	大腸産	大腸菌群数(MPN/100ML)	/ 100ML)	790		33000	3300	1700	9698	33000
全リン	(mg/!)		0.132	0.106	0.036	0.057	0.083	0.132	0.036	全リン	(mg/!)		0.1	0.132	0.106	0.027	0.129	0.099	0.132
全窒素	(mg/!)		0.59	0.58	0.42	0.75	0.59	0.75	0.42	全窒素	(mg/!)	(1)	0.59		0.62	0.36	1.07	0.66	1.07

2.0 12 790 0.027 0.36

	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	公共用水域測定結果表	成測力	三流:	果表	ı	32: 昌	35: 高時川上流				
	#		A				H22.4.26	H22.7.21	H22.10.19	H23.1.18		
	陞	拟	×	控		翠	9:20	9:02	8:50	8:55		
	К	候		無)		Θ)	皇	皇	善	啷		
	帐	頭		_	壓		14.2	30.8	16.2	1.5		
	^½	赒		_	函		0.6	20.7	14.0	1.0		
	苯	取	2	位		團	中央	中央	一个	中央		
最小	珠	水	¥	账)	(m	表層	表層	量肇	李層	本均	最大
16	煦	绳	麼	_	J	٠ ٤	> 50	> 50	> 50	> 50		> 50
7.2	а	I					7.5	7.4	0'2	9.7	7.4	9.7
0.6	00	ĬŰ)	(/Bw)				12	9.5	11	15	11.9	15
9.0	BOD		(/Bw)				8.0	9.0	9:0 >	1.0	0.7	1.0
1.1	COD		(/ Bw)				1.1	1.5	6'0	1	1.1	1.5
1	S S	(m)	(mg /!)				2	5	< 1	2	3	5
790	大腸	大腸菌群数(MPN/100ML)	MPN / 10	JOML			49	2300	1700	230	1070	2300
0.03	全リン		(mg /!)				0.015	0.048	0.044	0.017	0.031	0.048
0.59	全窒素		(/ Bw)				0.34	0.37	26.0	0.44	0.38	0.44
				l	ı							

最小 > 50 7.0 > 9.5 < 0.5

6.0

49 0.015 0.34

公共月	公共用水域測定結果表	定結集	岩表	33:西	33: 西野放水路					
丰	A		B	H22.4.26	H22.7.21	H22.10.19	H23.1.18			
珠	取	台	刻	11:10	10:45	11:05	11:25			
Ж	候	無)	B)	皇	皇	喞	善			
慀	票)	度)	16.1	29.9	19.0	4.0			
水	獸)	度)	13.3	28.0	17.5	2.5			
≭	双	位	圖	一中	中央	中	中央			
茶	* *) 账	(m	老層	表層	表層	基	平均	最大	心部
煦	視度	(د	m)	16	> 50	> 50	30	-	> 50	16
Н				9.7	7.2	7.4	2.7	7.5	7.7	7.2
DO	(mg/!)			11	6	10	14	11.0	14	9.0
BOD	(/Bm)			1.5	9.0	9.0	1.7	1.1	1.7	9:0
COD	(mg/])			3.9	2.2	1.1	4.2	2.9	4.2	1.1
SS	(mg /!)			18	6	1	32	15.0	32	1
大腸菌	大腸菌群数(MPN/100ML)	100ML)		062	33000	2200	1700	9423	33000	790
金ブ	(mg/!)			0.132	0.650	0.03	0.129	0.235	0.650	0.03
全窒素	(mg/])			65.0	92'0	99'0	1.07	0.77	1.07	0.59
ひ素	(mg /!)				< 0.05			< 0.05	< 0.05	< 0.05
総水銀	(mg /!)				< 0.0005			< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005

							最小	20	7.3	8.5	0.5	1.7	2	330	0.019	0.48								最小	20	7.2	8.5	0.5	1.8	1	490	0.029
								^																	٨							
							最大	> 50	8.5	14	1.0	2.7	11	9400	0.039	99'0								最大	> 50	8.5	13	1.6	5.0	2	14000	0.053
							平均		7.7	10.9	2.0	2.2	9	4530	0.029	0.57								平均		9.7	10.5	6:0	3.1	3	6198	0.039
	H23.1.18	10:26	啷	6.0	4.0	中央	表層	> 50	7.3	14	1.0	1.8	4	330	0.024	99:0		H23.1.18	10:26	喞	4.0	3.5	中央	表層	> 50	7.2	13	1.6	2.7	4	2400	0.053
	H22.10.21	10:21	車	17.0	17.0	中央	表層	> 50	7.6	10	0.5	1.7	2	9400	0.019	0.55		H22.10.19	10:05	善	20.0	16.5	中央	表層	> 50	7.2	9.6	0.5	1.8	1	14000	0.029
口原	H22.8.18	12:15	======================================	31.8	28.1	中央	表層	> 50	7.5	8.5	9.0	2.6	5	0062	0.039	9:0	川河口	H22.8.18	11:56	皇	32.7	25.8	中央	表層	> 50	7.5	8.5	9.0	5.0	5	0062	0.039
38:大川河口	H22.5.17	13:50	垂	26.0	23.2	中	表層	50	8.5	11	0.7	2.7	11	490	0.034	0.48	39:大浦川河口	H22.5.17	13:30	皇	26.0	23.2	中央	表層	50	8.5	11	2.0	2.7	3	490	0.034
	Ξ	刻		((鯝	(^										± —	刻		((題	(^							
果表		台	Θ	度	麼	位	E 	E U									果表			Ε)	赵	苺	位	ш)	E U						_	
則定結	A	ш.	៕)))	Ĵ	账))						1/100ML)	((1)	則定結	田	#	無)))	ţ	账))					()	1/100ML)	_
公共用水域測定結果表		取	傸	票	貝	故	水水	視		(mg /!)	(/ Bw)	(/ Bw)	(/Bw)	大腸菌群数(MPN/100ML)	(mg/!)	(I/ gm)	公共用水域測定結果表		取	候	賏	賏	取	长	視		(/ Bw)	(mg/!)	(/ Bw)	(mg/:)	大腸菌群数(MPN/100ML)	(/ Bw)
公共	#	蹂	Ж	区	光	蹂	珠	熖	Н	00	BOD	COD	8.8	大腸菌	全リン	全窒素	公共	卅	珠	Ж	似	¥	珠	蹂	熖	Н	00	BOD	COD	SS	大腸菌	全ブ
															10																	
							最小	50	0.0	8.7	0.5	_		49	0.015	4								_							0	0.013
								^		8	0	1.1	2	4	0.0	0.34								100	> 50	2.7	6.3	< 0.5	8.0	1 >	170	0.0
							最大	> 20	9.2	49 8.	1.6 0.	2.3	4 2	7900	0.036 0.0	0.74 0.3								最大 最/	> 20	7.9 7.5	14 9.3	1.0 < 0.5	1.7 0.8	5 < 1	35000 17	0.027 0.0
							平均 最大	۸																	۸			v		V		
	423.1.18	9:56	峨	2.5	4.5	中中		50 - > 50 >	7.6	49	1.6	2.3	4	0062	0.036	0.74		423.1.18	9.43	峥	1.2	2.5	中央	最大	50 - > 50 >	6.7	14	1.0	1.7	2	35000	0.027
	10.19 H23.1.18						表層平均	> 50 - 50	7,6 5.5 7.6	13 20.1 49	1.6 0.9 1.6	2.3 1.7 2.3	3 4	330 3220 7900	0.031 0.027 0.036	0.74 0.61 0.74		10.19 H23.1.18						表層平均最大	> 50 - > 50	7.6 7.9	14 11.3 14	> 0.7 1.0	1.0 1.2 1.7	3 2	230 9400 35000	0.017 0.018 0.027
	H22.10.19	9:08 9:26	鄉	16.0 2.5	14.5 4.5	中央中央	本均	50 - > 50 >	5.5 7.6	20.1 49	0.9	1.7 2.3	3 4	3220 7900	0.027 0.036	0.61 0.74		H22.10.19	9:27 9:43	車	15.5 1.2	15.5 2.5	中央中央	平均最大	50 - > 50 >	7.6	11.3 14	> 1.0 <	1.2	3 2	2200 230 9400 35000	0.018 0.027
吳川中流							表層平均	> 50 -> 50 -> 50	7,6 5.5 7.6	13 20.1 49	1.6 0.9 1.6	2.3 1.7 2.3	3 3 4	330 3220 7900	0.031 0.027 0.036	0.74 0.61 0.74	吳川上流							表層平均最大	> 50 -> 50 -> 50	7.6 7.9	14 11.3 14	> 0.7 1.0	1.0 1.2 1.7	2 3 5	230 9400 35000	0.017 0.018 0.027
36:余呉川中流	H22.10.19	80:6	ቀ	16.0	14.5	中	表層表層平均	05 > 50 > 50 > 50 - 50	7.6 5.5 7.6	9.8 13 20.1 49	0.5 1.6 0.9 1.6	1.3 2.3 1.7 2.3	2 3 3 4	4600 330 3220 7900	0.027 0.031 0.027 0.036	0.72 0.74 0.61 0.74	37:条呉川上流	H22.10.19	9:27	ቀ	15.5	15.5	中央	表層 表層 平均 最大	< 05 < 50 > 50 > 50 - 50 - 50	6.7 6.7 7.9 7.9	10 14 11.3 14	> 0.5 1.0 0.7 1.0	0.8 1.0 1.2 1.7	< 1 3 5 <	2200 230 9400 35000	0.013 0.017 0.018 0.027
	H22.7.21 H22.10.19	9:25 9:08	警) 14.2 31.0 16.0) 9.0 23.0 14.5	中央中央	表層表層本均	> 50 > 50 > 50 - 50	7.0 7.6 5.5 7.6	8.7 9.8 13 20.1 49	0.6 0.5 1.6 0.9 1.6	1.9 1.3 2.3 1.7 2.3	4 2 3 3 4	7900 4600 330 3220 7900	0.036 0.027 0.031 0.027 0.036	0.65 0.72 0.74 0.61 0.74		H22.7.21 H22.10.19	9:45	華) 13.2 31.6 15.5) 10.4 21.6 15.5	中央中央	表層 表層 平均 最大	> 50 > 50 > 50 - 50	7.5 7.9 7.6 7.6 7.9	9.3 10 14 11.3 14	0.6 < 0.5 1.0 0.7 1.0 <	1.7 0.8 1.0 1.2 1.7	5 <1 2 3 5	35000 2200 230 9400 35000	0.027 0.013 0.017 0.018 0.027
	H22.4.26 H22.7.21 H22.10.19	9:20 9:25 9:08	中	31.0 16.0	23.0 14.5	中央中央中央	表層 表層 表層 平均	> 50 > 50 > 50 > 50 - 50	7.0 7.6 5.5 7.6	8.7 9.8 13 20.1 49	0.6 0.5 1.6 0.9 1.6	1.9 1.3 2.3 1.7 2.3	4 2 3 3 4	49 7900 4600 330 3220 7900	0.036 0.027 0.031 0.027 0.036	0.65 0.72 0.74 0.61 0.74		H22.4.26 H22.7.21 H22.10.19	10:00 9:45 9:27	警 鷍	31.6 15.5	21.6 15.5	中央中央中央) 表層 表層 表層 平均 最大	> 50 > 50 > 50 > 50 - 50	7.5 7.9 7.6 7.6 7.9	9.3 10 14 11.3 14	0.6 < 0.5 1.0 0.7 1.0 <	1.7 0.8 1.0 1.2 1.7	5 <1 2 3 5	170 35000 2200 230 9400 35000	0.027 0.013 0.017 0.018 0.027
	H22.4.26 H22.7.21 H22.10.19	時 刻 9:20 9:25 9:08	響	(度) 14.2 31.0 16.0	(度) 9.0 23.0 14.5	位置中央中央中央中央	(m) 表層 表層 表層 平均	< 05 < 50 < 50 < 50 < 60 < 60 < 70 < 70 < 70 < 70 < 70 < 7	7.0 7.6 5.5 7.6	49 8.7 9.8 13 20.1 49	0.8 0.6 0.5 1.6 0.9 1.6	1.1 1.9 1.3 2.3 1.7 2.3	2 4 2 3 3 4	49 7900 4600 330 3220 7900	0.015 0.036 0.027 0.031 0.027 0.036	0.34 0.65 0.72 0.74 0.61 0.74		H22.4.26 H22.7.21 H22.10.19	時刻 10:00 9:45 9:27	警 期 朝 (日 宗)	(度) 13.2 31.6 15.5	(度) 10.4 21.6 15.5	位置中央中央中央	(m) 表層 表層 表層 平均 最大	<pre> < 09 < 09 < 00 < 00 < 00 < 00 < 00 < 0</pre>	7.5 7.9 7.6 7.6 7.9	12 9.3 10 14 11.3 14	0.7 0.6 < 0.5 1.0 0.7 1.0	1.3 1.7 0.8 1.0 1.2 1.7	3 5 <1 2 3 5 <	170 35000 2200 230 9400 35000	0.015 0.027 0.013 0.017 0.018 0.027
公共用水域測定結果表 36:余呉川中流	H22.4.26 H22.7.21 H22.10.19	刻 9:20 9:25 9:08	警 鷍 钼) 14.2 31.0 16.0	度) 9.0 23.0 14.5	置 中央 中央 中央	深 (m) 表層 表層 表層 平均	< 09 < - 09 < 09 < 09 < (u))	7.0 7.6 5.5 7.6	8.7 9.8 13 20.1 49	0.6 0.5 1.6 0.9 1.6	1.9 1.3 2.3 1.7 2.3	4 2 3 3 4	7900 4600 330 3220 7900	0.036 0.027 0.031 0.027 0.036	0.65 0.72 0.74 0.61 0.74	公共用水域測定結果表 37:条吳川上流	H22.4.26 H22.7.21 H22.10.19	刻 10:00 9:45 9:27	曹 曽 田) 13.2 31.6 15.5) 10.4 21.6 15.5	置 中央 中央 中央	深 (m) 表層 表層 表層 平均 最大	< 09 < - 09 < 09 < 09 < (u)	7.5 7.9 7.6 7.6 7.9	9.3 10 14 11.3 14	0.6 < 0.5 1.0 0.7 1.0 <	1.7 0.8 1.0 1.2 1.7	5 <1 2 3 5	35000 2200 230 9400 35000	0.027 0.013 0.017 0.018 0.027

第2節 底質調査結果

1 概要

昭和48年に市内河川の底質に問題が発生し、三六堀川では浚渫が実施されました。 その後の状況を把握するため、毎年度調査を実施しており、本年も同項目について調査を 実施しました。

2 調査地点



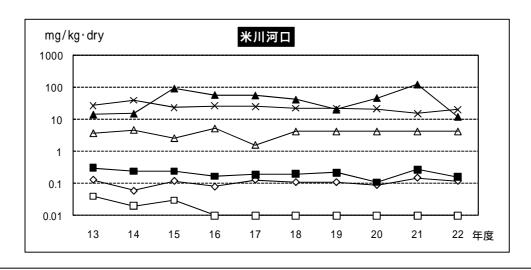
- 3 調査頻度 年 1 回調査
- 4 調査方法 委託による調査

5 調査結果 底質分析結果表

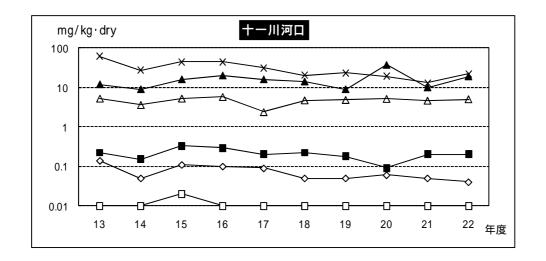
採	取	īí	可 可	Ш	米川河口	十一川河口	三六堀川河口	大井川河口
採		取		日	H22.9.27	H22.9.27	H22.9.27	H22.9.27
採	取	B	寺	刻	11:50	12:10	11:35	11:25
天	候 (当	日)	晴	晴	晴	晴
気	温	(度)	27.0	28.0	24.0	29.0
泥	温	(度)	21.0	22.0	23.0	20.0
水分率	壑 (%)				20.1	22.3	16.5	18.9
アルキ	ドル水銀化	合物 (r	mg/kg·dı	ry)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
総水釒	退 (mg/kg	·dry)			0.12	0.04	0.01	0.02
カドミ	ウム (mg/	kg·dry)			0.16	0.20	0.40	0.11
鉛 (n	ng/kg·dry))			12	19	16	6
有機!	リン化合物	(mg/kg	·dry)		<1	<1	<1	<1
ひ素	(mg/kg·d	ry)			4.2	5	4.8	5.2
РСВ	(mg/kg·c	dry)			<0.01	<0.01	0.05	<0.01
クロム	△含有量 (mg/kg·	dry)		20	22	32	19

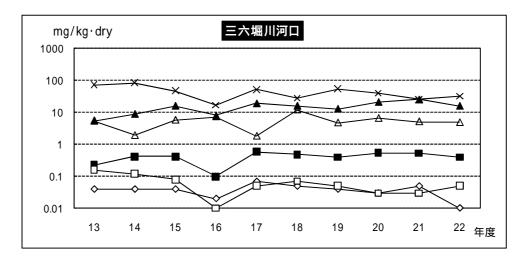
経年変化

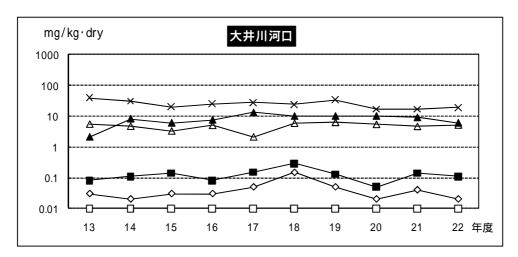
いずれの調査地点も、概ね横ばいの状態にあります。

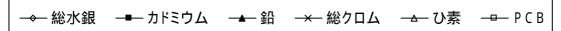


--◆- 総水銀 --- カドミウム --- 鉛 -×- 総クロム --- ひ素 --- P C B

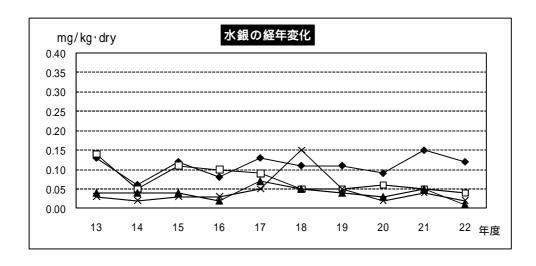


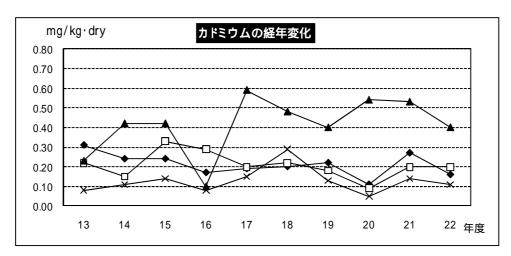


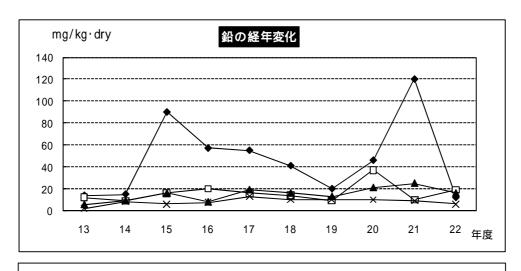


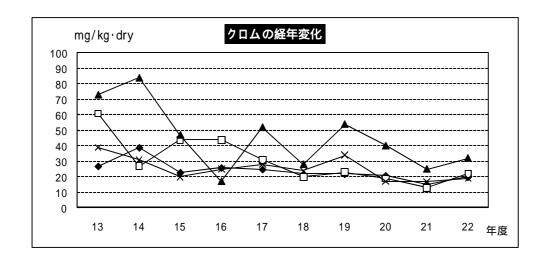


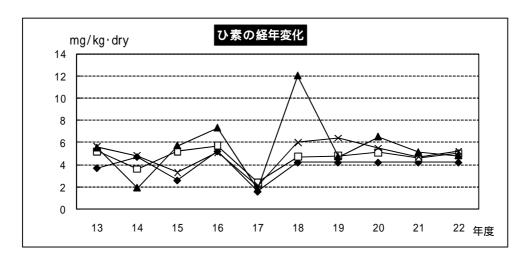
調査項目ごとの経年変化 若干の増減はあるものの、全体的には横ばいの状態です。

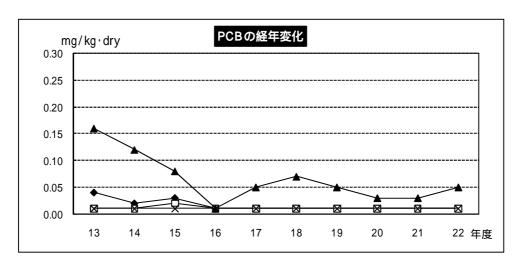


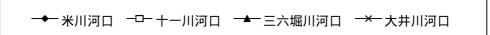












6 評価

底質のうち、水銀とPCBについては暫定除去基準(昭和50年10月28日,環水管,環境庁,水質保全局通知)が定められており、水銀25ppm以上、PCB10ppm以上とされています。各河川ともこれらの基準を大きく下回っており、問題はないものと考えられます。

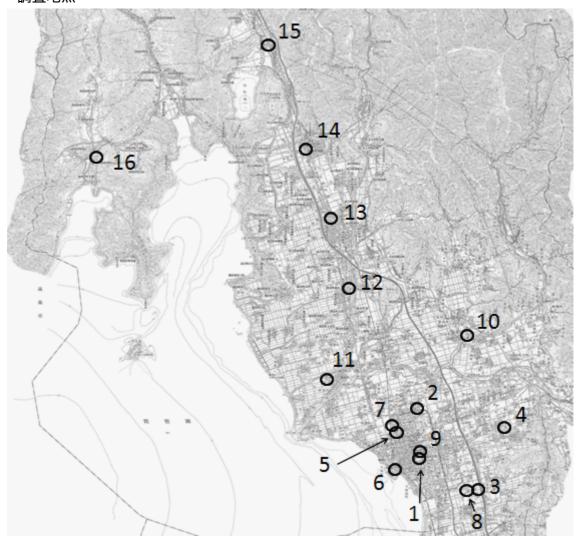
その他の項目についても、概ね過年度と比較しても横ばいで推移しており、長期的には安 定した状態にあると考えられます。

第3節 大気環境調査結果

1 概要

市内の大気環境を把握するために、市内 16 地点における硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粉じんおよび浮遊粉じん中の金属成分について、それぞれ調査しました。

2 調査地点



西中学校	
調理短大	
長浜市役所	
高月支所	

神照小学校
市民プール
浅井支所
木之本支所

長浜南小学校
サンパレス
びわ支所
余呉支所

東中学校 旧教職員住宅 湖北支所 西浅井支所

(1)簡易調査法による積算量調査

調査方法

アルカリろ紙法による1か月間の積算量の定量

調査地点

西中学校、 神照小学校、 長浜南小学校、 東中学校、 調理短大、 市民プール、 浅井支所、 びわ支所、 湖北支所、 高月支所、 木之本支所、 余呉支所、 西浅井支所

調査項目

硫黄酸化物、窒素酸化物

調査期間

平成 22 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月

(2)自動計測器による調査

調査方法

自動計測器による 24 時間常時測定

調査地点

旧教職員住宅

調査項目

二酸化硫黄、窒素酸化物、浮遊粒子状物質

調查期間

平成 22 年 4 月 ~ 平成 23 年 3 月

(3) ハイボリュームエアーサンプラーによる粉じん中の重金属調査

調査方法

ハイボリュームエアーサンプラーによる吸引捕集試料中の金属成分を定量 調査地点

神照小学校、 長浜南小学校、 東中学校、 市民プール、 サンパレス、 長浜市役所、 浅井支所、 びわ支所、 湖北支所、 高月支所、

木之本支所、 余呉支所、 西浅井支所

調査項目

鉛、カドミウム、マンガン、バナジウム、クロム、亜鉛、硫酸根、粉じん量 調査期間

平成 22 年 7 月 ~ 9 月および平成 23 年 1 月 ~ 3 月

4 調査結果

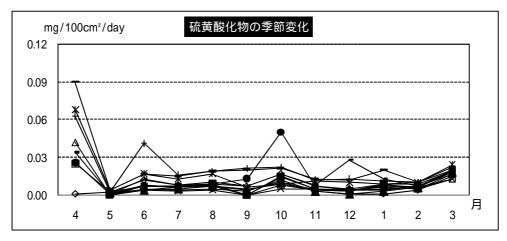
(1)簡易調査法による積算量調査

<硫黄酸化物>(二酸化鉛法)

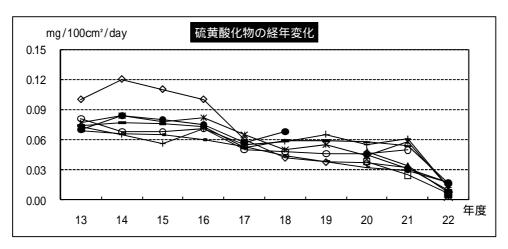
季節変化は、各地点とも月ごとの変動はありますが、変動幅は比較的小さくなっています。 季節的な要因による変動は明確でなく、昨年と大きな変化はありません。

年平均値での経年変化についても、概ね横ばいか小さくなっています。

汚染判定基準から見ると、汚染第1度(0.5mg~1.0mg未満)以下であり、汚染は軽微であるといえます。







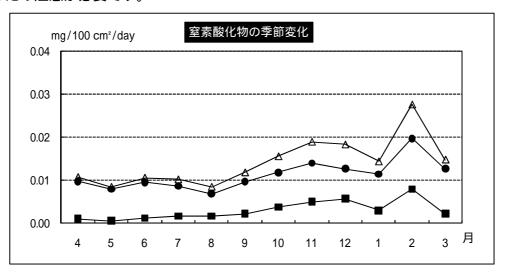


<窒素酸化物 > (アルカリろ紙法)

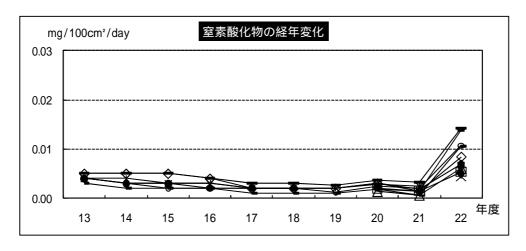
各地点の季節変化を見ると、月ごとの変動があることがわかりますが、その要因は明確で はありません。

地点間のレベルを比較しても、大きな差異は見られません。

ただし、経年変化を見ると平成 22 年度は問題のないレベルではあるものの増加傾向となっているため注意が必要です。







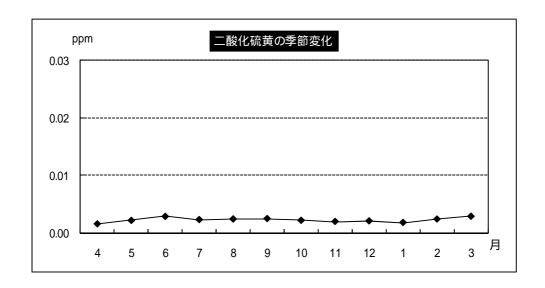


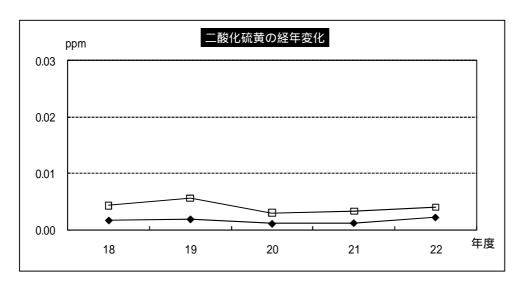
(2)自動計測器による調査

<二酸化硫黄>(溶液導電率法)

季節的変化は、あまり見られない結果となりました。

日平均値が環境基準値(0.04ppm)を超えた日数、および1時間値が環境基準(0.1ppm)を超えた時間はありませんでした。



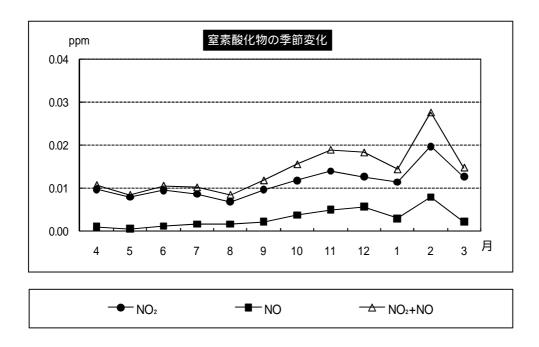


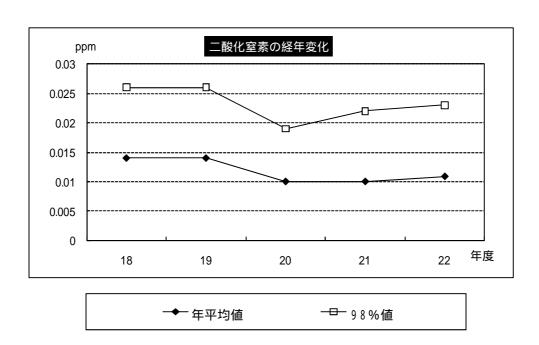


<窒素酸化物 > (ザルツマン法)

季節変化は過去と同様に秋から冬にかけて高い値を示す季節変化となっています。

二酸化窒素(NO₂)については、環境基準で0.04ppm から0.06ppm のゾーン内またはそれ以下とされています。年平均値および日平均値の年間98%値ともに環境基準を満足しています。

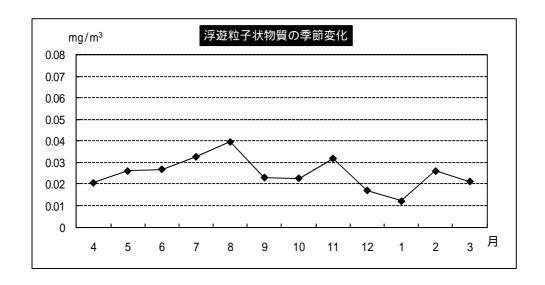


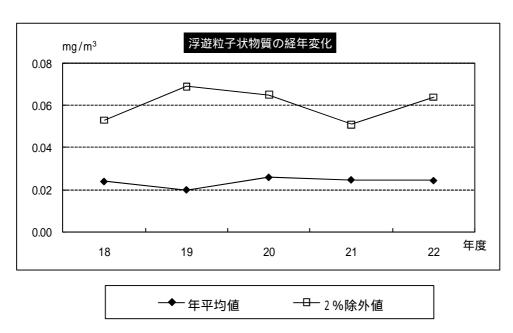


<浮遊粒子状物質>

季節変化は夏に一時的に増加したもののその他は一定レベルで推移しています。また年平 均値経年変化は一時期増加しましたが、現在は一定レベルで推移しています。

環境基準と比較すると、概ね日平均値、1時間値ともに環境基準(0.10mg/m³、0.20mg/m³)を満足しており、日平均値の2%除外値についても0.064mg/m³と環境基準を満足しています。





(3) ハイボリュームエアーサンプラーによる粉じん中の重金属調査

< 浮遊粒子状物質中の金属成分 >

全調査地点での粉じん量は概ね環境基準以下となっています。金属成分についても、 過去と同様に環境レベルの目安としての労働衛生上の基準値 (「日本産業衛生学会」 暴露許容濃度)を大きく下回っています。

採取場所	採取年月	 ФД Ф Д	カドミウム	マンガン	バナジウム	クロム	亜鉛	硫酸根	粉じん量
		μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³	μg/m³
長浜市役所	H22.9	0.0054	<0.0001	0.013	0.0034	<0.0001	0.009	5.2	7.8
本庁舎	H23.3	0.0091	<0.0001	0.0091	0.0010	<0.0001	0.022	2.9	16.3
長浜南小学校	H22.8	0.0090	0.0002	0.0033	0.0055	<0.0001	0.018	13.8	42.7
XIT CHANG	H23.3	0.030	<0.0001	0.0063	0.0029	<0.0001	0.048	4.5	3.2
長浜東中学校	H22.8	0.0070	0.0002	0.0034	0.0053	<0.0001	0.019	12.4	30.9
及洪米平子仪	H23.3	0.015	<0.0001	0.0040	0.0004	<0.0001	0.030	3.0	15.7
神照小学校	-				(工事のた	こめ欠測)			
#>1%1 7	H22.9	0.0040	<0.0001	0.0035	0.0047	<0.0001	0.016	5.2	116.7
サンパレス	H23.2	0.014	<0.0001	0.0054	0.0029	<0.0001	0.0041	4.3	3.0
±₽₹ #	H22.9	0.0060	0.0002	0.0035	0.0059	<0.0001	0.016	5.6	13.8
市民プール	H23.3	0.0091	<0.0001	0.0091	0.0010	<0.0001	0.022	2.9	16.3
浅井支所	H22.7	0.0090	0.0003	0.0046	0.0036	<0.0001	0.059	7.9	57.2
スガスが	H23.2	0.0097	<0.0001	0.0059	0.0030	<0.0001	0.019	4.6	21.0
びわ支所	H22.8	0.0068	0.0002	0.0035	0.0051	<0.0001	0.019	12.2	57.9
017XHI	H23.2	0.018	0.0002	0.0069	0.0009	<0.0001	0.022	5.5	19.5
湖北支所	H22.7	0.0026	<0.0001	0.0031	0.0034	<0.0001	0.013	3.7	80.1
/的46文刊	H23.2	0.021	0.0002	0.052	0.0008	<0.0001	0.014	9.0	22.0
高月支所	H22.7	0.0022	0.0022	0.0033	0.0029	<0.0001	0.011	4.0	97.4
同月又別	H23.2	0.016	0.0002	0.0061	0.0007	<0.0001	0.006	5.0	15.2
+ > + ± 66	H22.7	0.010	0.0002	0.0030	0.0012	<0.0001	0.010	4.9	43.2
木之本支所	H23.1	0.0070	<0.0001	0.0033	0.0002	<0.0001	0.017	1.6	9.8
个 巴士庇	H22.7	0.0030	0.0002	0.0019	0.0011	<0.0001	0.0096	3.7	23.1
余呉支所	H23.1	0.0040	<0.0001	0.0015	<0.0001	<0.0001	0.028	1.3	4.7
	H22.7	0.0090	0.0002	0.0042	0.0016	<0.0001	0.011	4.0	42.2
西浅井支所	H23.1	0.013	<0.0001	0.0030	<0.0001	<0.0001	0.089	1.8	15.0

5 評価

長浜市における大気環境は、例年概ねの環境基準を満足する状況にあります。平成 22 年度 についても、項目ごとの経年変化は、過去から長期的に低い値で横ばいであり、全般的に汚 染は軽微であると考えられます。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
一	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、
二酸化硫黄(SO ₂)	1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、
段10/火系(50)	1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
河波数フル伽属 (CDM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³以下であり、かつ、
浮遊粒子状物質(SPM)	1 時間値が 0.20mg/m³以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの
	ゾーン内またはそれ以下であること。
光化学オキシダント(0 _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

Pb0。法による汚染度判定基準

汚 染 度	mg SO ₂ /day/100cm ² PbO ₂	詳細
汚染第1度	0.5 以上~1.0 未満	軽微の汚染
汚染第2度	1.0 以上~2.0 未満	普通程度の汚染
汚染第3度	2.0 以上~3.0 未満	中等程度の汚染
汚染第4度	3.0 以上~4.0 未満	やや高度の汚染
汚染第5度	4.0 以上~	高度の汚染

用語の解説

硫黄酸化物

硫黄が燃焼してできるもので、主に石油、石炭などの化石燃料を燃焼させるときに発生します。二酸化硫黄 (SO_2)、三酸化硫黄 (SO_3)があり、大気汚染の主な原因となるのは二酸化硫黄で、目やのどを刺激するなど、動植物に被害を与えます。

窒素酸化物

主にボイラーや自動車など燃料が高温で燃焼するとき、空気中の窒素や燃料中の窒素が同時に燃えて発生します。特に一酸化窒素(NO) 二酸化窒素(NO₂)が大気汚染の原因といわれ、光化学スモッグの原因物質のひとつと考えられています。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している小さな粒子のことで、風で巻き上げられる土ぼこりや工場から出る ほこり、燃料を燃焼したときに出るすす等の人為的なものがあります。

環境基準では人体に影響の大きい直径 0.01mm 以下のものとしています。

環境基準

人の健康や生活環境を守るうえで、維持することが望ましい基準で、公害防止施策上の目標値として扱われています。

(1)簡易調査法による積算量調査

硫黄酸化物調査結果

(H22)

月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	市民プール
4	4.7-5.10	0.068	0.063	0.026	0.034	0.090	0.001
5	5.10-6.10	0.004	0.002	0.001	0.001	0.004	0.002
6	6.10-7.9	0.017	0.041	0.008	0.013	0.017	0.012
7	7.9-8.10	0.013	0.016	0.006	0.008	0.015	0.008
8	8.10-9.10	0.017	0.019	0.009	0.010	0.019	0.009
9	9.11-10.8	0.006	0.021	0.013	0.007	0.020	0.007
10	10.8-11.10	0.009	0.022	0.050	0.017	0.021	0.017
11	11.10-12.10	0.011	0.012	0.007	0.008	0.013	0.007
12	12.10-1.7	0.010	0.013	0.004	0.028	0.012	0.005
1	1.7-2.10	0.009	0.011	0.005	0.013	0.020	0.009
2	2.10-3.10	0.010	0.010	0.007	0.007	0.010	0.009
3	3.10-4.8	0.024	0.022	0.019	0.019	0.020	0.019
	平均值	0.012	0.021	0.012	0.012	0.016	0.009
	最大値	0.068	0.063	0.050	0.034	0.090	0.019
	最小値 0.004		0.002	0.001	0.001	0.004	0.001

月	調査期間	浅井支所	びわ支所	湖北支所	高月支所	木之本支所	余呉支所	西浅井支所
4	4.7-5.10	0.025	0.042	-	-	-	-	-
5	5.10-6.10	0.002	0.000	0.000	0.001	0.001	0.002	0.000
6	6.10-7.9	0.007	0.007	0.004	0.007	0.004	0.004	0.004
7	7.9-8.10	0.006	0.007	0.003	0.007	0.006	0.005	0.004
8	8.10-9.10	0.007	0.007	0.004	0.009	0.008	0.007	0.005
9	9.11-10.8	0.000	0.005	0.000	0.000	0.000	0.004	0.003
10	10.8-11.10	0.008	0.009	0.005	0.015	0.014	0.010	0.012
11	11.10-12.10	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.003	0.003
12	12.10-1.7	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001
1	1.7-2.10	0.008	0.004	0.006	0.009	0.007	0.003	0.001
2	2.10-3.10	0.006	0.007	0.005	0.005	0.006	0.006	0.004
3	3.10-4.8	0.013	0.017	0.013	0.017	0.020	0.018	0.015
	平均值	0.006	0.007	0.004	0.007	0.007	0.006	0.005
	最大値	0.025	0.042	0.013	0.017	0.020	0.018	0.015
	最小値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000

窒素酸化物調査結果

(H22)

月	調査期間	西中学校	神照小学校	南小学校	東中学校	調理短大	市民プール
4	4.7-5.10	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001
5	5.10-6.10	0.004	0.002	0.001	0.001	0.004	0.002
6	6.10-7.9	0.013	0.016	0.006	0.008	0.015	0.008
7	7.9-8.10	0.013	0.016	0.006	0.008	0.015	0.008
8	8.10-9.10	0.017	0.019	0.009	0.010	0.019	0.009
9	9.11-10.8	0.006	0.021	0.013	0.007	0.020	0.007
10	10.8-11.10	0.009	0.022	0.005	0.017	0.021	0.017
11	11.10-12.10	0.011	0.012	0.007	0.008	0.013	0.007
12	12.10-1.7	0.010	0.013	0.004	0.028	0.012	0.005
1	1.7-2.10	0.009	0.011	0.005	0.013	0.020	0.009
2	2.10-3.10	0.010	0.01	0.007	0.007	0.010	0.009
3	3.10-4.8	0.024	0.022	0.019	0.019	0.020	0.019
	平均值	0.011	0.014	0.007	0.011	0.014	0.008
	最大値	0.024	0.022	0.019	0.028	0.021	0.019
	最小値	0.002	0.002	0.001	0.001	0.002	0.001

月	調査期間	浅井支所	びわ支所	湖北支所	高月支所	木之本支所	余呉支所	西浅井支所
4	4.7-5.10	0.001	0.000	-	-	-	-	-
5	5.10-6.10	0.002	0.000	0.000	0.001	0.001	0.002	0.000
6	6.10-7.9	0.006	0.007	0.003	0.007	0.004	0.004	0.004
7	7.9-8.10	0.006	0.007	0.003	0.007	0.006	0.005	0.004
8	8.10-9.10	0.007	0.007	0.004	0.009	0.008	0.007	0.005
9	9.11-10.8	0.000	0.005	0.000	0.000	0.000	0.004	0.003
10	10.8-11.10	0.008	0.009	0.005	0.015	0.014	0.010	0.012
11	11.10-12.10	0.004	0.005	0.005	0.005	0.005	0.003	0.003
12	12.10-1.7	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.001	0.001
1	1.7-2.10	0.008	0.004	0.006	0.009	0.007	0.003	0.001
2	2.10-3.10	0.006	0.007	0.005	0.005	0.006	0.006	0.004
3	3.10-4.8	0.013	0.017	0.013	0.017	0.020	0.018	0.015
	平均值	0.005	0.006	0.004	0.007	0.007	0.006	0.005
	最大値	0.013	0.017	0.013	0.017	0.020	0.018	0.015
	最小値	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000

(2)自動計測器による調査

室素酸化物調査結果 < 旧教職員住宅 >

(H22)

一部ル卒主(ハ//)													
二酸化窒素(NO_2)													
有効測 定日数	測定 時間	年 平均値	1時間値 の 最高値	1時間値だ を超えた とその		間数 以上0.2ppm以下			図値が を超えた こ の割合	日平均 0.04pp 0.06ppn 日数とそ	m以上 n以下の	日平均値 の年間 98%値	98%値評価によ る日平均値が 0.06ppmを超え た日数
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(日)
274	274 6739 0.011 0.049 0 0.0 0 0.0 0 0.0 0 0.023 0												

(H22)

		一酸化窒	素 (NO)					窒素酸化物(NO	+NO ₂)		
有効測 定日数	測定時間	年 平均値	1時間値 の 最高値	日平均値の 年間98%値	有効測 定日数	測定時間	年 平均値	1時間値の 最高値	日平均値の 年間98%値	年平均値 (N02/N0+N0 ₂)	
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)	
274	274 6739 0.0030 0.103 0.0			0.017	0.017 274 6739 0.014 0.13 0.039						

二酸化窒素(NO₂)

TE C						平成22年						平成23年	
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	17	30	20	25	23	25	15	22	31	17	19
測定時間	(時間)	710	446	715	497	610	560	612	389	548	740	428	484
月平均値	(ppm)	0.010	0.008	0.009	0.009	0.007	0.010	0.012	0.014	0.013	0.011	0.020	0.013
1時間値の最高値	(ppm)	0.032	0.035	0.034	0.026	0.025	0.027	0.035	0.034	0.033	0.045	0.049	0.043
日平均値の最高値	(ppm)	0.018	0.013	0.014	0.012	0.010	0.014	0.018	0.020	0.023	0.021	0.035	0.023
1時間値が0.2ppmを 超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1時間値が0.1ppm以上 0.2ppm以下の時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.06ppmを 超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppm以上 0.06ppm以下の日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

一酸化窒素(NO)

項目						平成22年						平成23年	
坦		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	17	30	20	25	23	25	15	22	31	17	19
測定時間	(時間)	710	446	715	497	610	560	612	389	548	740	428	484
月平均値	(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.004	0.005	0.006	0.003	0.008	0.002
1時間値の最高値	(ppm)	0.039	0.005	0.015	0.017	0.034	0.048	0.047	0.049	0.103	0.067	0.073	0.037
日平均値の最高値	(ppm)	0.008	0.002	0.004	0.003	0.009	0.010	0.010	0.013	0.022	0.011	0.032	0.007

窒素酸化物(NO+NO₂)

項目						平成22年					平成23年			
共日		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
有効測定日数	(日)	30	17	30	20	25	23	25	15	22	31	17	19	
測定時間	(時間)	710	446	715	497	610	560	612	389	548	740	428	484	
月平均値	(ppm)	0.011	0.008	0.011	0.010	0.008	0.012	0.015	0.019	0.018	0.014	0.028	0.015	
1時間値の最高値	(ppm)	0.061	0.039	0.035	0.031	0.049	0.065	0.073	0.071	0.127	0.107	0.115	0.072	
日平均値の最高値	(ppm)	0.026	0.015	0.017	0.014	0.017	0.023	0.028	0.029	0.045	0.029	0.065	0.030	
月平均値(NO ₂ /NO+NO ₂)	(%)	90.4	93.2	89.2	84.3	80.8	81.3	75.9	73.9	68.9	79.5	71.3	85.5	

二酸化硫黄調查結果 < 旧教職員住宅 >

(H22)

												(1122)
					二酸	化硫黄(SO ₂)					
有効測 定日数	測定 時間	年 平均値	1時間値 の 最高値	1時間値7 を超えた とその		日平均 0.04ppm7 日数とそ	を超えた	0.04p 日が2	平均値か pmを超え 2日以上i ことのを	えた 連続	日平均 値の 2 %除 外値	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.04ppm を超えた日数
(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無	・有	x)	(ppm)	(日)
273	6728	0.002	0.008	0	0.0	0	0.0		0		0.004	0

二酸化硫黄(SO₂)

<u> 一致10100円(302)</u>													
15 C						平成22年						平成23年	
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	17	30	20	25	23	25	15	22	31	17	18
測定時間	(時間)	710	446	715	498	610	559	611	388	549	739	427	476
月平均値	(ppm)	0.002	0.002	0.003	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.002	0.003
1時間値の最高値	(ppm)	0.006	0.005	0.007	0.004	0.008	0.004	0.006	0.006	0.007	0.008	0.008	0.007
日平均値の最高値	(ppm)	0.003	0.003	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	0.004
1時間値が0.1ppm を 超えた時間数	(時間)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日平均値が0.04ppmを 超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

浮遊粒子状物質調査結果 < 旧教職員住宅 >

(H22)

					浮遊	粒子物質	(SPM)					•	
有効流定日数		年 平均値	1時間値 の 最高値	1時間 0.2mg/m ³ 時間数と	こその割	日平 [±] 0.1mg/m ³ 日数とそ		0.1mg 日が2	平均値が /m ³ を超 2日以上i ことの存	えた 連続	日平均値 の2%除 外値	環境基準の長期 的評価による日 平均値が0.1mg/m を超えた日数	
(日)	(時間)	(mg/m^3)	(mg/m^3)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(無	・有	x)	(mg/m^3)	(日)	
2	72 6727	0.024	0.162	0	0.0	1	0.4		0		0.064		0

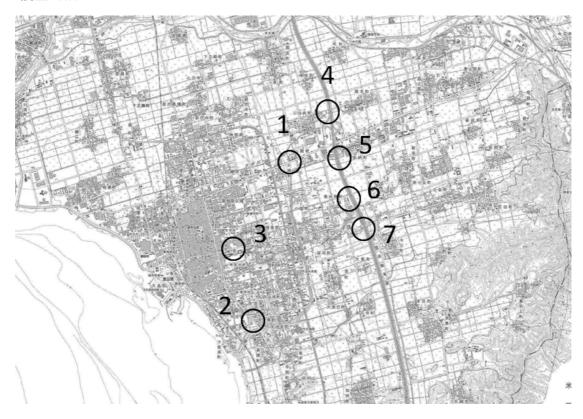
						平成22年						平成23年	
項目		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
有効測定日数	(日)	30	17	30	20	25	23	25	15	22	31	17	17
測定時間	(時間)	709	446	717	499	611	560	612	390	551	742	428	462
月平均値	(mg/m³)	0.021	0.026	0.027	0.033	0.039	0.023	0.023	0.032	0.017	0.012	0.026	0.021
1時間値の最高値	(mg/m³)	0.076	0.074	0.091	0.135	0.136	0.088	0.052	0.162	0.049	0.039	0.067	0.065
日平均値の最高値	(mg/m³)	0.033	0.064	0.046	0.060	0.074	0.047	0.040	0.119	0.029	0.023	0.056	0.042
1時間値が0.2/m³ppmを 超えた時間数	(時間)	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
日平均値が0.1/m³ppmを 超えた日数	(日)	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

第4節 道路交通騒音・振動調査結果

1 概要

通行自動車による騒音や振動などの生活環境への影響を把握するため、交通騒音・振動調査を行いました。

2 調査地点



<市内主要道路交通騒音振動調查>

県道中山東上坂線馬車道 山階町・auショップ長浜インター店前

〔4車線道路 騒音B類型 第一種住居地域 〕

県道長浜近江線 平方町・清水商会前

[2車線道路 騒音C類型 準工業地域]

県道間田長浜線 高田町・長浜市役所本庁前

[2車線道路 騒音C類型 近隣商業地域]

< 北陸自動車道交通騒音調査 >

北陸自動車沿線の側道〔 榎木町 加納町 南田附町 宮司町〕

3 調査実施日

<市内主要道路交通騒音振動調查>

県道中山東上坂線馬車道 山階町・a u ショップ長浜インター店前 平成 22 年 10 月 19 日 ~ 10 月 20 日 県道長浜近江線 平方町・清水商会前 平成 22 年 10 月 19 日 ~ 10 月 20 日

県道間田長浜線 高田町・長浜市役所本庁前 平成 22 年 10 月 21 日 ~ 10 月 22 日

< 北陸自動車道交通騒音調査 >

~ 北陸自動車道沿線の側道・・・平成22年10月5日

4 調査方法

騒音の測定方法

「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく地域指定内における自動車騒音の限度 を定める総理府令」(昭和 46.6.23 総・厚令 3)に基づき、JIS Z - 8731 に定める騒音レベル測定方法により調査しました(但し測定日数を除く)。

振動の測定方法

「振動規制法施行規則」(昭和51.11.10総理府令)に定める方法により調査しました。

* * * 用語の解説 * * *

* 騒音の環境基準 *

その地域の用途に応じ、住民が快適に暮らすための音の大きさの目安として定められたもので、みんなが努力して、生活環境の音をこの値以下のレベルになるようにしようという目標値です。

同時に、道路に面する環境基準も定められています。

* 自動車騒音の限度を定める命令 *

騒音規制法に基づく基準で、これに定められた測定方法によって測定した場合において、この限度を超え道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対して、交通規制を要請でき、また、道路構造の改善、その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して道路管理者、または関係行政機関の長に意見を述べることができます。

5 調査結果

<市内主要道路調査結果>

県道中山東上坂線馬車道 山階町・auショップ長浜インター店前

騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで昼 72.4dB、夜 67.4dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準 (70・65)の全ての時間区分を満たしていません。しかし、どの時間帯も自動車騒音要請限度 (75・70)以下となっています。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 31.6dB、夜 21.5dB でした。時間帯 ごとの 2 輪を含む平均交通量は、昼 288.8 台/10 分、夜 128 台/10 分で日中は概ね交通量が多 く、20 時以降で減少傾向が見られました。

県道長浜近江線 平方町・清水商会前

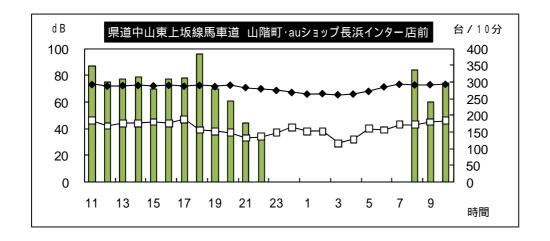
騒音レベルは、時間区分ごとの平均レベルで、昼 69.4dB、夜 63.2dB であり、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準 (70・65)を全ての時間区分で満足していました。 自動車騒音要請限度 (75・70)についても、同様に全ての時間区分で満足していました。

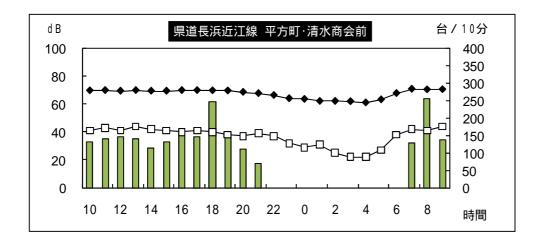
振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼30.8dB、夜20.8dBでした。時間帯ごとの2輪を含む平均交通量は昼146.2台/10分、夜59台/10分で8時と18時の交通量が多い事がわかりました。

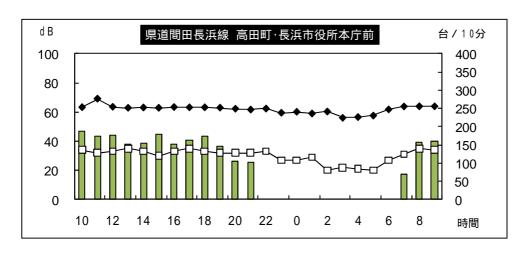
県道間田長浜線 高田町・長浜市役所本庁前

騒音レベルは時間区分ごとの平均レベルで、昼 63.7dB、夜 59.4dB であり、道路に面する地域の環境基準(65・60)を全ての時間区分で満足していました。自動車騒音要請限度(75・70)についても、同様に全ての時間区分で満足していました。

振動については、時間区分ごとの平均レベルは昼 24.8dB、夜 20dB でした。時間ごとの 2 輪を含む平均交通量は昼 150.1 台/10 分、夜 65 台/10 分で日中は一定の交通量があり、20 時 以降で減少傾向が見られました。









交通騒音振動調査結果

平成22年10月19日(火)~10月20日(水) 県道中山東上坂線馬車道 山階町auショップ長浜インター店

	騒	音レベ	ル	振動	<u>助 レィ</u>	ベル			<u>交</u> i	<u> </u>					
測定時刻	100	l max	1.50	140		L 90	東行	5(台/1	0分)	西行き	5(台/1	0分)			
	Leq	Lmax	L50	L10	L50	190	大	小	П	大	小		交通量合計	大型混合率	2輪混合率
11:00	73.1	98.7	69.8	46	34	26	17	139	2	16	174	1	349	9.5	0.9
12:00	71.9	93.0	69.0	42	33	26	16	121	1	8	151	2	299	8	1
13:00	72.3	84.5	69.5	44	35	26	16	127	2	18	142	4	309	11	1.9
14:00	72.4	89.1	69.8	44	33	23	22	121	0	21	150	1	315	13.7	0.3
15:00	72.1	85.2	69.4	45	34	26	14	122	1	17	125	1	280	11.1	0.7
16:00	72.5	94.8	69.6	44	31	24	16	161	1	12	119	0	309	9.1	0.3
17:00	71.8	86.2	69.6	47	34	25	16	151	0	12	133	0	312	9	0
18:00	72.4	98.5	69.5	39	31	25	7	178	0	4	192	2	383	2.9	0.5
19:00	71.6	84.9	69.3	38	30	24	3	142	1	3	131	0	280	2.1	0.4
20:00	72.6	100.1	68.4	37	29	23	3	104	1	4	130	0	242	2.9	0.4
21:00	70.8	92.1	66.9	33	27	20	1	102	2	1	72	0	178	1.1	1.1
22:00	69.9	86.4	64.6	34	26	20	0	71	0	3	53	1	128	2.3	8.0
23:00	68.6	85.5	61.5	37	22	20							ļ		
0:00	67.1	86.2	56.8	41	23	20									
1:00	65.9	85.7	53.8	38	20	20									
2:00	66.2	88.2	55.5	38	20	20							ļ		
3:00	65.4	84.9	55.4	29	20	20									
4:00	65.9	85.7	55.3	32	20	20							ļ		
5:00	67.9	86.2	59.1	40	21	20									
6:00	71.3	91.1	64.9	39	21	20							ļ		
7:00	73.3	88.7	70.3	43	30	22	11	103	0	4	84	0	202	7.4	0
8:00	72.8	85.3	70.4	43	35	25	11	115	3	12	195	1	337	6.8	1.2
9:00	73.0	87.7	70.1	45	33	25	13	81	1	13	133	0	241	10.8	0.4
10:00	73.3	90.0	70.6	46	36	27	21	116	1	13	143	2	296	11.5	1
昼	72.4	100	69.2	42	32	24	13	126	1.1	11	138	0.9	288.8	8	0.7
夜	67.4	88	57.8	36	22	20	0	71	0	3	53	1	128	2.3	8.0

平成22年10月19日(火)	~10月20日(水)	県道長浜近江線	平方町	·清水商会前

	騒	<u>音レベ</u>	ル	振動	カレイ	<u> ベル</u>				<u> </u>					
測定時刻	100	Imov	L50	L 10	L50	L 90		5(台/1	0分)		5(台/1	0分)			
	Leq	Lmax	150	LIU	150	190	大	/\	П	大	//\	П	交通量合計	大型混合率	2輪混合率
10:00	69.5	84.8	66.0	41	32	20	1	55	0	2	74	0	132	2.3	0
11:00	69.7	86.6	66.2	43	34	23	4	64	0	6	67	0	141	7.1	0
12:00	69.2	90.3	65.0	41	32	22	1	67	0	2	76	0	146	2.1	0
13:00	69.7	85.5	66.2	44	34	23	6	62	3	5	63	0	139	7.9	2.2
14:00	69.2	85.1	65.6	42	32	21	4	44	1	5	59	1	114	7.9	1.8
15:00	69.2	83.0	66.3	41	30	21	4	50	1	4	72	1	132	6.1	1.5
16:00	69.7	89.2	67.1	40	32	20	4	74	2	0	71	3	154	2.6	3.2
17:00	69.7	87.7	67.3	41	31	22	2	71	0	1	68	3	145	2.1	2.1
18:00	69.5	85.7	66.9	40	31	23	3	155	3	0	83	1	245	1.2	1.6
19:00	69.4	84.0	65.9	38	29	20	1	67	0	1	73	0	142	1.4	0
20:00	68.4	83.6	62.8	37	27	20	1	50	1	1	58	1	112	1.8	1.8
21:00	67.5	85.9	60.7	39	23	20	2	41	1	0	25	0	69	2.9	1.4
22:00	66.2	84.0	57.4	37	24	20	2	32	0	0	23	2	59	3.4	3.4
23:00	63.9	82.6	51.9	32	20	20									
0:00	63.4	82.6	48.0	29	20	20									
1:00	62.0	82.7	43.5	31	20	20									
2:00	62.0	84.1	43.3	25	20	20									
3:00	61.8	88.8	41.2	22	20	20									
4:00	60.9	83.4	43.4	22	21	20									
5:00	63.1	86.8	48.0	27	21	20									
6:00	67.6	91.6	59.0	38	30	22									
7:00	70.6	87.5	68.1	42	30	22	3	28	0	5	92	0	128	6.3	0
8:00	70.2	84.2	67.7	41	34	27	3	88	0	4	156	4	255	2.7	1.6
9:00	70.3	87.5	67.5	44	32	20	4	78	0	3	53	0	138	5.1	0
昼	69.4	92	68	41	31	22	2.9	66	8.0	2.6	73	0.9	146.2	3.8	1.2
夜	63.2	89	57	28	21	20	2	32	0	0	23	2	59	3.4	3.4

平成22年							日長浜	線長		役所な	<u>s庁前</u>				
	騒	音レベ	ル	振重	カレイ	ベル				<u>量</u>					
測定時刻	Leq	Lmax	L50	L10	L50	L 90	<u>東行き</u> 大	<u>(台/</u> 小	10分) 一	<u>西行き</u> 大	<u>(台/</u> 小	10分) 一	交通量合計	大型混合率	2輪混合率
10:00	63.2	78.5	61.4	34	26	21	4	102	1	5	74	0	186	4.8	0.5
11:00	68.9	97.2	60.8	32	25	20	4	87	0	2	80	1	174	3.4	0.6
12:00	63.5	83.0	61.3	33	27	20	1	91	0	3	82	0	177	2.3	0
13:00	62.8	79.3	60.4	35	26	20	1	60	0	3	87	0	151	2.6	Ö
14:00	63.0	79.8	60.9	33	25	20	2	84	0	3	62	3	154	3.2	1.9
15:00	62.8	80.2	60.4	30	24	21	2	92	2	3	79	2	180	2.8	2.2
16:00	63.3	80.3	60.7	33	26	21	0	86	1	2	63	0	152	1.3	0.7
17:00	63.1	87.3	60.7	35	28	21	3	88	0	3	69	0	163	3.7	0
18:00	63.1	79.3	61.3	33	26	20	0	84	2	1	87	0	174	0.6	1.1
19:00	62.9	76.7	60.8	32	24	20	0	69	1	1	73	1	145	0.7	1.4
20:00	62.2	83.6	59.4	32	22	20	0	51	1	0	54	0	106	0	0.9
21:00	61.6	77.0	58.0	32	23	20	0	51	0	0	52	0	103	0	0
22:00	62.3	88.8	55.2	33	20	20	0	38	0	0	26	1	65	0	1.5
23:00	59.5	80.0	50.5	27	20	20							1		
0:00	60.1	81.0	49.2	27	20	20							1		
1:00	59.0	81.5	45.8	29	20	20]		
2:00	60.3	82.2	43.9	20	20	20									
3:00	56.1	78.6	42.5	22	20	20									
4:00	56.6	82.0	42.3	21	20	20									
5:00	57.6	79.8	47.5	20	20	20									
6:00	61.7	81.2	53.3	27	20	20									
7:00	63.7	79.1	61.2	31	20	20	2	29	0	1	37	0	69	4.3	0
8:00	63.8	79.2	61.6	35	28	21	2	85	2	3	65	0	157	3.2	1.3
9:00	63.8	80.1	61.2	34	27	21	3	70	0	3	82	2	160	3.8	1.3
昼	63.7	97	62	33	25	20	1.6	75	0.7	2.2	70	0.6	150.1	2.5	0.9
华	EO 4	00	E E	25	20	20	\sim	20	Λ		26	4	65	Λ	15



<高田町・長浜市役所本庁前>

< 北陸自動車道騒音調査結果 >

各地点とも、幹線交通を担う道路に面する地域の環境基準(昼:70dB、夜:65dB)を大き

く下回っています。交通量に関しては、過去と比較してもほとんど変化はありません。

北陸自動車道騒音調査結果

		184	<u></u> 丰度	19 [£]	F度	20年	<u> </u>	21£	<u></u> 丰度	22年	F度
測定場所	測定時刻	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50	LAeq	LA50
榎木	11時台	58.4	57.5	60.6	60.0	55.1	54.1	57.8	47.3	56.7	56.1
	16時台	58.3	57.0	59.4	58.7	55.8	54.6	59.0	49.6	58.9	58.1
	22時台	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7	60.1	44.3	57.1	56.0
	昼	58.4	57.3	60.0	59.4	55.5	54.4	58.4	48.5	57.8	57.1
	夜	58.8	57.0	59.7	58.6	58.7	57.7	60.1	44.3	57.1	56.0
加納	10時台	56.7	56.1	55.0	54.7	56.9	53.9	64.1	51.2	61.0	57.1
	16時台	56.4	56.1	58.6	58.1	56.3	55.8	65.0	51.6	62.6	60.1
	22時台	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0	61.8	47.7	60.7	54.8
	昼	56.6	56.1	56.8	56.4	56.6	54.9	64.6	51.4	61.8	58.6
	夜	54.1	53.3	54.8	53.6	56.2	55.0	61.8	47.7	60.7	54.8
南田附	11時台	58.0	57.1	59.6	58.9	57.9	56.7	61.9	53.6	(欠測)	(欠測)
	16時台	58.1	56.6	59.7	58.8	59.1	57.8	61.8	52.1	56.9	56.4
	22時台	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9	59.9	48.6	55.3	53.7
	昼	58.1	56.9	59.7	58.9	58.5	57.3	61.9	52.9	56.9	56.4
	夜	56.2	54.3	58.0	56.2	59.9	57.9	59.9	48.6	55.3	53.7
宮司	11時台	54.4	53.4	55.9	55.1	55.1	54.2	58.7	50.9	55.6	55.1
	16時台	56.3	55.7	56.4	55.6	57.5	56.9	58.4	50.1	57.3	56.6
	22時台	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7	58.3	49.0	56.6	55.4
	昼	55.4	54.6	56.2	55.4	56.3	55.6	58.6	50.5	56.5	55.9
	夜	54.0	52.3	54.8	53.5	57.1	54.7	58.3	49.0	56.6	55.4

H22.10.5

測定場所	測定時刻	測定時間	LAeq	LA05	LA10	LA50	LA90	LA95
榎木	9:48:33	0:10:00	56.7	60.2	59.6	56.1	51.2	49.6
	16:05:36	0:10:00	58.9	62.8	61.8	58.1	51.8	49.2
	22:07:13	0:10:00	57.1	61.4	60.4	56.0	48.9	46.6
加納	10:10:38	0:10:00	61.0	67.0	64.9	57.1	51.3	49.8
	16:25:51	0:10:00	62.6	68.1	66.2	60.1	56.0	55.2
	22:25:35	0:10:00	60.7	68.3	65.0	54.8	49.7	49.0
南田附				(周辺工事中	のため欠測	J)	
	16:43:04	0:10:00	56.9	60.0	59.3	56.4	53.1	52.1
	22:40:53	0:10:00	55.3	60.0	58.6	53.7	48.8	48.1
宮司	10:33:13	0:10:00	55.6	59.1	58.1	55.1	50.6	49.2
	16:58:37	0:10:00	57.3	60.6	59.7	56.6	53.9	52.8
	22:55:30	0:10:00	56.6	61.0	59.6	55.4	51.4	50.7

交通量調査結果

測定場所:神田パーキング

H22.10.5

						1122.10.0
测宁吐剂	南征	行き 台/10)分	北	行き 台/1	0分
測定時刻	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
10:55	40	66	0	29	109	0
17:20	31	106	0	28	73	0
22:00	33	18	0	44	15	0

		南行	テき 台/10	 D分	北往	5き 台/10)分
測定時刻	年度	大型	小型	2輪	大型	小型	2輪
	18	37	45	0	32	72	0
	19	32	71	0	34	76	0
11時台	20	28	47	0	26	66	0
	21	33	61	0	28	78	1
	22	40	66	0	29	109	0
	18	31	124	0	16	46	0
	19	23	116	0	30	59	1
17時台	20	23	116	0	30	56	0
	21	30	154	0	29	65	0
	22	31	106	0	28	73	0
	18	29	13	1	36	14	0
	19	31	11	0	49	12	0
23時台	20	43	20	0	48	12	0
	21	35	12	0	27	12	0
	22	33	18	0	44	15	0
	18	34	84.5	0	24	59	0
	19	25.5	81.5	0	28	62.5	0.5
昼	20	25.5	91	0	29.5	82.5	0
	21	35.5	86	0	28.5	91	0
	22	35.5	86	0	28.5	91	0
	18	29	13	1	36	14	0
	19	31	11	0	49	12	0
夜	20	43	20	0	48	12	0
	21	33	18	0	44	15	0
	22	33	18	0	44	15	0

6 評価

市内主要道路については、騒音レベルは、一部で環境基準を超えていますが、概ね自動車

要請限度以下となっています。また、振動レベルは、いずれの地点も低いレベルであり問題ないものと思われます。

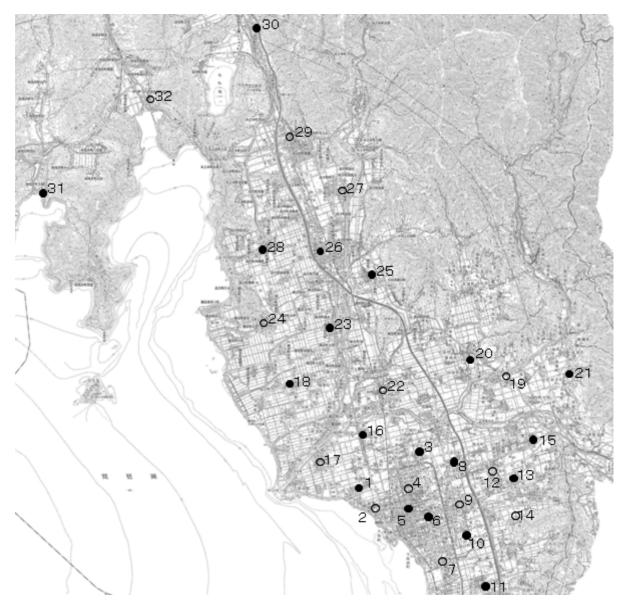
北陸自動車道交通騒音については、環境基準値(昼:70dB、夜:65dB)を下回っており、 問題ないものと思われます。

第5節 環境騒音調査結果

1 概要

私たちの周りには工場の音や自動車、鉄道などの交通機関の音など生活する上で不快と感じる音や、虫や鳥のさえずりなど心が和む音など様々な音があり、これらの環境騒音は土地利用状況や人の活動によりいろいろなレベル、パターンを示します。これらの環境騒音について市内の実態を把握するため次のとおり調査を実施しました。

2 調査地点



測定地点一覧表

平成 22 年度は以下のうち 13 地点 を選定して測定しました。

	区域	地域	町名	施設名	都市計画区分
1		長浜	相撲町	緑が浜会館東のモニュメント	第二種低層住居専用地域
2		長浜	末広町	上田産業東の公園	工業地域
3		長浜	新庄寺町	神照寺南の公園	第一種住居地域
4		長浜	中山町	中山町会館東の公園	準工業地域
5		長浜	宮前町	稲荷神社	商業地域
6		長浜	八幡東町	市役所東別館駐車場	近隣商業
7		長浜	大戌亥町	大戌亥コミュニティーセンター南東の公園	第二種中高層住居専用地域
8	長浜	長浜	口分田町	口分田町会館	準工業地域
9		長浜	小堀町	グランド化学西の公園	第一種中高層住居専用地域
10		長浜	室町	室町会館南の公園	第一種住居専用地域
11		長浜	加田町	加田ふれあい広場駐車場	市街化調整区域
12		長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	第一種低層住居専用地域
13		長浜	南小足町	小足新町会館西の公園	第一種中高層住居専用地域
14		長浜	八条町	共同作業所北の広場	市街化調整区域
15		長浜	東上坂町	東上坂会館	市街化調整区域
16		びわ	曽根町	曽根営農用拠点施設前駐車場	市街化調整区域
17		びわ	川道町	川道農村公園	市街化調整区域
18		びわ	富田町	あじさいホール駐車場	市街化調整区域
19		浅井	三田町	公園(浅井雪寒基地付近)	非線引き都市計画区域
20	古沙井	浅井	内保町	湯田公民館駐車場	非線引き都市計画区域
21	東浅井	浅井	小野寺町	子ども広場	非線引き都市計画区域
22		虎姫	田町	虎姫公民館駐車場	第二種住居専用地域
23		湖北	湖北町速水	湖北町社会体育館駐車場	非線引き都市計画区域
24		湖北	湖北町山本	山本区会議所前	非線引き都市計画区域
25		湖北	湖北町丁野	旧丁野公民館	非線引き都市計画区域
26		高月	高月町高月	旧高月町南公民館グランド	非線引き都市計画区域
27		高月	高月町井口	井口地区会議所前	非線引き都市計画区域
28		高月	高月町柳野中	柳野中会議所前公園	非線引き都市計画区域
29	伊香	木之本	木之本町木之本	江北図書館駐車場	非線引き都市計画区域
30		余呉	余呉町中之郷	鉛乗比古神社境内	都市計画区域外
31		西浅井	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	都市計画区域外
32		西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	都市計画区域外

3 調査頻度

年1回調査(調査実施日:平成22年12月20日)

4 調査方法

「騒音に係る環境基準について」(平成 10.9.30 環告 64)に基づき、基準時間帯における 10 分間の等価騒音レベル LAeq を測定しました。

5 調査結果

第1種低層住居専用地域

用途区域区分	第一種低層的	主居専用地域	環境基準類型	А
地点番号	12	加納町	道路との関係	面している
時間帯		昼	昼	夜
測定	測定時刻		16:42	22:40
	Leq	44	46.6	49.9
ال ۱۰ م	L05	47.6	49.8	52
レベル	L50	42.3	44.9	49.9
	L95	39.3	41.7	47

第1種中高層住居専用地域

用途区域区分	第一種中高層住居専用地域		環境基準類型	А
地点番号	9	小堀町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:20	16:20	22:20
	Leq	45.5	51.7	42.3
1.81	L05	47.8	57.5	44.5
レベル	L50	40.7	48	41.9
	L95	37.6	39	40.1

第2種中高層住居専用地域

用途区域区分	第二種中高層	住居専用地域	環境基準類型	А
地点番号	7	大戌亥町	道路との関係	離れている
時間	時間帯		昼	夜
測定	測定時刻		17:30	23:20
	Leq	43.8		43
الاثما	L05	45.3		44.8
レベル	L50	42.7		42.7
	L95	41.7		41.7

第2種住居専用地域

用途区域区分	第二種住居専用地域		環境基準類型	В	
地点番号	22	田町	道路との関係	離れている	
時間帯		昼	昼	夜	
測定	測定時刻		16:56	22:23	
	Leq	50	44.2	43.9	
الاهما	L05	55	48.6	45.1	
レベル	L50	43.2	42.1	42.7	
	L95	40.1	39.5	41.3	

準工業地域

用途区域区分	準工業地域		環境基準類型	С
地点番号	4	中山町	道路との関係	面している
時間帯		昼	昼	夜
測定	測定時刻		16:00	22:00
	Leq	55.1	52.6	44.6
الاهما	L05	56.4	53.8	49.3
レベル	L50	54.6	52.3	42.2
	L95	53.7	51.6	40.4

工業地域

用途区域区分	工業地域		環境基準類型	С
地点番号	2	末広町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:04	16:01	23:08
	Leq	44	38.9	40.8
A*	L05	48.3	43.4	43.8
レベル	L50	40.2	36.8	39.2
	L95	36.1	34.2	36.9

非線引き都市計画区域

用途区域区分	非線引き都市計画区域		環境基準類型	С
地点番号	19	三田町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		10:15	17:25	22:02
	Leq	45.3	47.6	48
A*	L05	49	52.1	53.3
レベル	L50	44.5	45.6	44.8
	L95	37.9	40.7	39.6

用	途区域区分	非線引き都	市計画区域	環境基準類型	В
t	也点番号	24	湖北町山本	道路との関係	離れている
	時間帯		昼	昼	夜
	測定時刻		9:20	16:13	23:13
		Leq	40.1	40.2	35.6
	ال الأما	L05	43.8	45.6	37.2
	レベル	L50	37.2	36.7	35.2
		L95	33.9	33.2	33.7

用途区域区分	非線引き都市計画区域		環境基準類型	В
地点番号	27	高月町井口	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定	測定時刻		16:40	22:49
	Leq	40.6	41	41.2
レベル	L05	44.5	45.6	42.8
VVIV	L50	38.7	38.4	41
	L95	36.6	35.5	39.7

用途区域区分	非線引き都市計画区域		環境基準類型	С
地点番号	29	木之本町木之本	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定	測定時刻		17:08	22:29
	Leq	39.7	44.9	41.6
レベル	L05	43	48.8	44.6
VYV	L50	38.2	41.7	41
	L95	35.7	39.4	38.4

市街化調整区域

用途区域区分	市街化調整区域		環境基準類型	В
地点番号	17	川道町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定	測定時刻		16:30	22:47
	Leq	49.3	47.5	41
ال الأمال	L05	52.7	51.2	44
レベル	L50	47.9	45.8	38.6
	L95	43.9	41.4	36.3

用途区域区分	市街化調整区域		環境基準類型	В
地点番号	14	八条町	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		9:59	17:03	23:00
レベル	Leq	41.5	46.8	46.7
	L05	44.6	48.3	48.8
	L50	40.6	46.6	46.7
	L95	38.4	44.3	43.4

都市計画区域外

用途区域区分	都市計画区域外		環境基準類型	В
地点番号	32	西浅井町塩津浜	道路との関係	離れている
時間帯		昼	昼	夜
測定時刻		10:30	17:35	22:03
レベル	Leq	50.7	43.5	47.8
	L05	56.3	47.3	54.2
	L50	42.8	42.3	43
	L95	36.7	38.4	37

長浜市環境騒音測定一覧表

							年.			度						
都市計画区分		地域	町名	施設名	環境騒音 類型	道路に面 する地域	平成15年		平成16年		平成18年		平成19年		平成22年	
							昼間	夜間								
第一種低層住居専用地域	12	長浜	加納町	加納白山公園西のふれあい広場	Α	該当	51.2	46.8	50.7	50.3	47.9	44.8	44.7	48.8	45.5	49.9
第二種低層住居専用地域	1	長浜	相撲町	緑が浜会館東のモニュメント	Α		49.6	41.0	50.6	50.9	55.0	48.0	51.0	44.9	-	-
第一種中高層住居専用地域	9	長浜	小堀町	グランド化学西の公園	Α		49.9	44.2	43.4	47.1	50.1	44.9	46.2	45.9	49.6	42.3
第一種中高層住居専用地域	13	長浜	南小足町	小足新町会館西の公園	Α		47.7	41.0	43.9	39.4	45.3	39.2	46.2	41.8	-	-
第二種中高層住居専用地域	7	長浜	大戌亥町	大戌亥コミュニティーセンター南東の公園	Α		48.7	45.7	50.8	44.4	48.4	44.4	47.6	47.0	43.8	43.0
第一種住居地域	3	長浜	新庄寺町	神照寺南の公園	В		47.1	40.0	44.7	44.6	48.3	44.8	45.3	40.9	-	-
第一種住居専用地域	10	長浜	室町	室町会館南の公園	В		43.7	43.8	46.2	50.5	47.7	45.0	44.8	42.5	-	-
第二種住居専用地域	22	虎姫	田町	虎姫公民館駐車場	В		-	-	-	-	-	-	-	-	48.0	43.9
近隣商業	6	長浜	八幡東町	市役所東別館駐車場	С	該当	46.4	43.1	44.9	44.9	47.0	44.1	42.3	42.9	-	-
商業地域	5	長浜	宮前町	稲荷神社	С	該当	50.1	46.7	46.8	47.7	52.4	40.4	49.4	44.1	-	-
準工業地域	4	長浜	中山町	中山町会館東の公園	С	該当	48.3	44.5	51.0	46.6	49.2	45.6	50.3	45.5	54.0	44.6
準工業地域	8	長浜	口分田町	口分田町会館	С	該当	45.4	47.7	48.4	45.5	51.8	49.5	47.5	41.5	-	-
工業地域	2	長浜	末広町	上田産業東の公園	С		47.4	37.8	43.9	43.7	44.1	38.8	47.3	47.4	42.2	40.8
市街化調整区域	11	長浜	加田町	加田ふれあい広場駐車場	В		52.2	48.0	44.8	38.1	47.6	45.3	45.9	52.2	-	-
市街化調整区域	14	長浜	八条町	共同作業所北の広場	В		50.5	46.5	44.0	38.7	42.5	36.9	44.0	48.1	44.9	46.7
市街化調整区域	15	長浜	東上坂町	東上坂会館	В		44.5	41.9	47.8	43.4	51.0	49.9	42.0	42.1	-	-
市街化調整区域	16	びわ	曽根町	曽根営農用拠点施設前駐車場	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市街化調整区域	17	びわ	川道町	川道農村公園	В		-	-	-	-	-	-	-	-	48.5	41.0
市街化調整区域	18	びわ	富田町	あじさいホール駐車場	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非線引き都市計画区域	19	浅井	三田町	公園(浅井雪寒基地付近)	С		-	-	-	-	-	-	-	-	46.6	48.0
非線引き都市計画区域	20	浅井	内保町	湯田公民館駐車場	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非線引き都市計画区域	21	浅井	小野寺町	子ども広場	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非線引き都市計画区域	23	湖北	湖北町速水	湖北町社会体育館駐車場	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非線引き都市計画区域	24	湖北	湖北町山本	山本区会議所前	В		-	-	-	-	-	-	-	-	40.2	35.6
非線引き都市計画区域	25	湖北	湖北町丁野	旧丁野公民館	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非線引き都市計画区域	26	高月	高月町高月	旧高月町南公民館グランド	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非線引き都市計画区域	27	高月	高月町井口	井口地区会議所前	В		-	-	-	-	-	-	-	-	40.8	41.2
非線引き都市計画区域	28	高月	高月町柳野中	柳野中会議所前公園	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非線引き都市計画区域	29	木之本	木之本町木之本	江北図書館駐車場	С		-	-	-	-	-	-	-	-	43.0	41.6
都市計画区域外	30	余呉	余呉町中之郷	鉛乗比古神社境内	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市計画区域外	31	西浅井	西浅井町大浦	旧大浦地区公民館前	В		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
都市計画区域外	32	西浅井	西浅井町塩津浜	旧塩津浜地区公民館横の公園	В		-	-	-	-	-	-	-	-	48.4	47.8
環境基準を超えた地点数							0	3	0	3	0	3	0	4	0	2

6 評価

「騒音に係る環境基準について」(平成 10.9.30 環告 64)に基づき評価しました。 環境基準値は次のとおりです。

環境基準値

地域類型	昼間	夜間
ΑおよびΒ	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

道路に面する地域の環境基準値

地域の区分	昼間*	夜間*
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する	60dB 以下	55dB 以下
道路に面する地域	OUGD IX F	550D K F
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する		
道路に面する地域及びC地域のうち車線	65dB 以下	60dB 以下
を有する道路に面する地域		

* 時間区分

昼間: 6:00~22:00 夜間:22:00~翌6:00

昼間においてはすべての地点で基準を満足していましたが、夜間においては、

No.14 市街化調整区域 共同作業所北の広場

No.32 都市計画区域外 西浅井町塩津浜 旧塩津浜公民館横の公園

の2地点において基準を満たしていませんでした。

主な要因として、No.14 は北陸自動車道の音、No.32 は電車の音や国道 8 号線からの音が影響したものと考えられます。

長浜地域については経年変化から見て大きな変動は見られませんでした。その他地域については今年度が初めての測定となりましたが、長浜地域と比較して、環境基準を大幅に超過するような状況を確認できなかったため、現時点で市民生活への影響は少ないものと思われます。

第2章 環境行政のあゆみ

●昭和30年代まで一産業公害問題の顕在化

- ・戦前にも足尾銅山での鉱毒公害などの環境問題がありましたが、問題が全国に広がり顕在化したのは昭和30年代後半からです。高度経済成長による活発な生産活動に伴い、水俣病、イタイタイ病、四日市ぜんそくなどの深刻な公害問題が全国各地で起こりました。
- ・しかし、公害問題に対して東京都や大阪府などの地方自治体で公害防止条例が制定される程度で、本格的な法制度、行政組織などの体制は未整備でした。
- ・滋賀県、長浜市においても同様であり、環境政策は、上水道やごみ処理などの衛生対策を中 心に進められました。

●昭和40年代-環境行政の基盤づくり

- ・公害問題はますます激化し、国民の関心が高まり、公害反対の住民運動が各地で行われました。これに対応して公害対策基本法をはじめとする法体系、環境庁をはじめとする執行体制の整備が行われ、本格的な公害対策がスタートしました。公害対策の中心は、工場等の事業場を対象とする汚染物質の排出規制対策でした。
- ・一方、公害問題と並んで、「列島改造」のスローガンで進められた大規模な自然地域の開発 問題に対して、自然環境保全法等の法律により開発規制などの対策がとられました。
- ・滋賀県では、昭和44年に公害防止条例が制定され、公害対策が実施されました。また、この時期に琵琶湖の水資源開発を目指す琵琶湖総合開発事業が開始され、琵琶湖の自然環境は大きく姿を変えることになりました。
- ・長浜市では、水質事故などの公害問題が生じていましたが、これに対応して昭和45年には公害対策課が初めて設置され、大気や河川などの環境監視や工場との公害防止協定の締結などが進められ、今日の環境行政の基礎が築かれました。

●昭和50年代一公害問題要因の変化と規制政策からの転換

- ・規制対策の進展により、主に工場に原因を持つ産業公害問題は一段落しましたが、変わって都市化や市民生活に起因する生活排水や自動車排出ガス、近隣騒音などの都市生活型公害や廃棄物問題がクローズアップされるようになってきました。公害問題は事業者に原因があり、市民が被害者であったのに対して、市民生活が原因者であり被害者であるという図式をとるようになってきました。
- ・琵琶湖を抱える滋賀県では、赤潮や水の華の発生に危機感を募らせた県民レベルでの「せっけん運動」が原動力となって、「琵琶湖条例」の制定をはじめとする生活排水に対する取り組みが活発化しました。
- ・長浜市でも、生活排水対策や分別収集開始による廃棄物対策などの市民一人一人へ働きかける 環境政策が進展しました。また、住民が地域環境の保全・改善に取り組む身近な環境づくり事業

が開始され、一人一人のライフスタイルの改善が求められる地球環境問題時代へ先駆けた取り組みとして全国的にも注目を受けました。

●昭和60年代〜平成初期ーアメニティ・地球環境への広がり 【アメニティ】

- ・生活にゆとりが生じてきたことに呼応して、市民の環境に対する意識が変化を見せ、環境の 質を高めることに目が向けられるようになりました。「アメニティ」という言葉に集約される 親水性、豊かな緑、歴史的環境、美しい景観等の保全、創出が環境政策の中心となりました。
- ・これは52年の0ECDレポートでの指摘を契機としたもので、国レベルでは50年代後半から「アメニティタウン計画事業」などアメニティ創出のための施策が展開されました。
- ・滋賀県では、「風景条例」が施行され、琵琶湖を水資源から総合的に環境資源ととらえ施策への展開がはかられました。
- ・長浜市では、いち早くアメニティ計画の策定に取り組みましたが、これは身近な環境づくり 事業など住民が主体となった環境づくり・まちづくりをベースに進められたもので、その後ア メニティ会議の組織化を経て、現在の環境政策の基礎となっています。

【地球環境】

- ・地球環境の危機については、早くから指摘されていましたが、世界的な共通認識を得るようになったのはこの時期です。平成4年の地球サミットでの「持続可能な開発」の原則を謳ったリオ宣言を頂点とし、これ以降地球規模での取り組み体制の整備が進みました。
- ・国内では、昭和63年の環境白書で「地球規模の環境問題」を特集、オゾン層の破壊防止に関するウィーン条約に加入するなど地球環境問題への取り組みが本格的に開始されました。環境政策の領域が広がり、規制的施策だけでなく経済社会システムやライフスタイルの変革が重要となったことを受けて、環境基本法、環境基本計画、アジェンダ21国別行動計画などが相次いで制定され、総合的な環境政策推進の基盤づくりが進みました。
- ・滋賀県では、アジェンダ21滋賀や環境にやさしい物品購入指針の策定などが行われました。 特に後者は自治体でのグリーン購入のさきがけとして注目されました。
- ・長浜市では、地球環境問題を資源循環の観点からとらえた実践的な施策が多面的に進められました。その中心となったのは、平成3年に整備された省資源実践館エコハウスであり、生活雑排水対策から始まる身近な生活環境の見直しの延長としてリサイクル活動の支援、環境学習、意識啓発事業などが行われました。

●現在一共生・循環への実践的な取り組みの開始。

・COP3京都会議での温室効果ガス排出量削減目標の設定を踏まえ、国が率先行動計画の策定を行うなど、地球環境問題対策は枠組み整備の段階から、「共生」、「循環」を具体化する実践行動への段階へと移行しています。

・滋賀県では、平成8年に環境基本条例、平成9年には環境総合計画が定められ、環境づくりの枠組みと長期的・総合的な施策推進の方向が明らかにされました。その基本理念として住民が中心となって事業者や行政との協働により、環境保全・創造を進めていく「環境自治」が打ち出され、石けん運動、身近な環境づくり活動と引き継がれてきた滋賀県の環境政策の基本概念と位置付けられています。また、各主体の実践的な取り組みを推進するため、「S014001認証取得などが行われています。

・長浜市では、平成11年にクリスタルプラザができ新たな分別回収がスタートされるなど、資源循環の取り組みが強化されています。また、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、固有の歴史的文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的として、平成11年7月に「長浜市環境基本条例」を制定し、平成13年3月に「長浜市環境基本計画」を策定して、「自然とひとがともに生きる環境重視のまちづくり」を、市、市民、事業者等が協働・連携して進めています。さらに、平成20年4月からエコオフィス活動をとおして、環境配慮の取り組みを実践しています。

第3章 長浜市環境基本計画について

第1節 計画のめざすもの

(1)「ながはま環境まちづくりプラン21」策定(見直し)の背景と趣旨

長浜市では、平成13年3月に、旧長浜市において「ながはま環境まちづくりプラン21」を策定して以降、毎年、年次報告書を作成し、進捗状況を検証しながら環境の保全と創造につとめてきました。

また、この間にも、廃棄物による環境負荷の増大、有害な化学物質による新たな環境汚染の 懸念、身近な緑や水辺の減少により生物の多様性が失われつつあることなど種々の環境問題が 生じており、地球温暖化にともなう気候変動の顕在化など、地球環境問題への対応も重要な課 題となっています。

さらに、平成 18 年 2 月、平成 22 年 1 月には、市町合併により対象となる市域が拡大するなど、長浜市を取り巻く環境も変化しており、計画の再構築が必要になってきました。

そこで、このような状況に的確に対応し、広範多岐にわたる環境問題に、より効果的に取り組めるよう、これまでの計画を見直し新たに策定するものです。

(2)計画の枠組み

■目的・性格

- ・良好な環境を保全・創造し、将来にわたって自然とひとがともに生き、快適に暮らすことができるよう、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的としています。
- ・市民、事業者、行政などの各主体が、協働・連携し、環境の保全・創造をまちづくりとして推進するための目標、考え方などを示しています。

■位置づけ

- ・長浜市環境基本条例に掲げる基本理念の実現に向けて、同条例第11条の規定に基づき、策定しています。
- ・この計画は、長浜市基本構想におけるまちづくりの基本目標「住み良さが実感でき、自然を慈 しむまち」の実現に向け、まちづくりや各種施策の実施にあたっての環境に関する事項の基本的 な指針となるものです。

■対象

1. 対象の分野

・本計画で対象とする環境の分野は、以下の5つの分野を対象としています。

分野	具体的な環境の要素
自然環境	山林・里山(里地)・河川・琵琶湖などの自然、農地、動植物など
生活環境	水環境、大気環境、騒音・振動、悪臭、化学物質汚染など
循環	資源、エネルギー、廃棄物、バイオマス、水循環など
地球環境	地球温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、省エネなど
快適な環境	公園・緑地、景観、美化、歴史・文化的環境、バリアフリー、

2. 対象の地域

・対象地域は、長浜市の行政区域全域(539.48K㎡)を基本とし、長浜市だけでは解決できない問題については、近隣市町や県などと連携して取り組むこととしています。

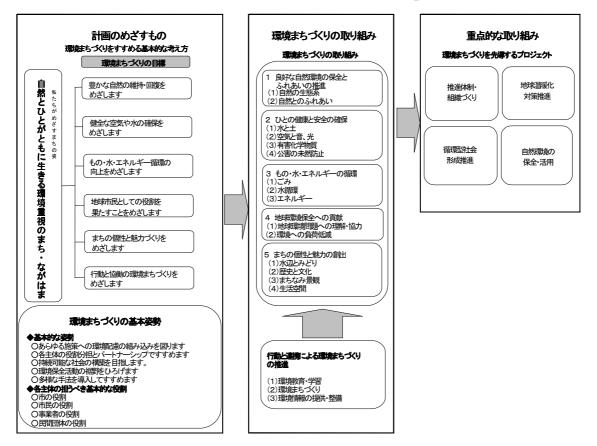
3. 主体

・主体は、長浜市で活動するすべての市民、滞在者、事業者、行政とします。各主体が、それぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、取り組むことを基本としています。

■計画の期間

・計画期間は、平成21年度から平成30年度までの10年間とし、社会情勢の変化にともない、必要に応じて見直しをすることとしています。

■長浜市環境基本計画「ながはま環境まちづくりプラン21」の体系



第2節 計画をどのように推進するのか

(1)推進体制

めざすまちの姿の実現に向けて、総合的、計画的な施策や環境配慮の取り組みを着実にすすめていくために、計画推進体制を整備します。

●環境審議会

環境審議会は、市民、事業者、学識経験者などで構成し、環境の現況や環境施策の推進状況などを公正かつ専門的な立場から審議し、市民意見などを踏まえながら、必要に応じてより効果的な施策を検討し、意見を述べる役割を果たします。

●市民・事業者・市での推進体制

市、市民、事業者、民間団体などが中心となって取り組みをすすめていくために、各主体の参画による全市的な組織づくりを検討します。環境に関する取り組みを自主的かつ積極的に推進していくとともに、主体間での情報交換や連絡調整などを行い、これらの情報をひろく市民に向けて発信しながら、活動の輪をひろげていきます。

●広域的な連携体制

河川や琵琶湖、横山などの自然環境の保全や自動車交通対策など、周辺市町と共通する課題や地球環境問題などに対応していくために、近隣市町や県、国などと連携・協力しながら、広域的な視点で取り組みます。

(2) 進捗状況の点検・評価と計画の見直し

計画を円滑かつ確実に推進していくために、定期的、継続的な進行管理を行います。

●推進指標による継続的な調査

計画の進捗状況をはかるものとして、取り組みの目標に掲げた指標については、できる限り数値の把握に努め、今後の見通しが明らかになった段階でそれぞれの主体が目標値を設けるとともに、計画の推進段階で必要に応じて指標項目を追加していきます。

●年次報告

環境の状況や市民、事業者、市などの取り組みを広報ながはまや環境報告書、市ホームページなどを通じて公表します。報告は誰もが理解できるよう十分に配慮し、市民や事業者などの活動に役立つものとなるよう工夫します。

●市民の参画による評価と計画の見直し

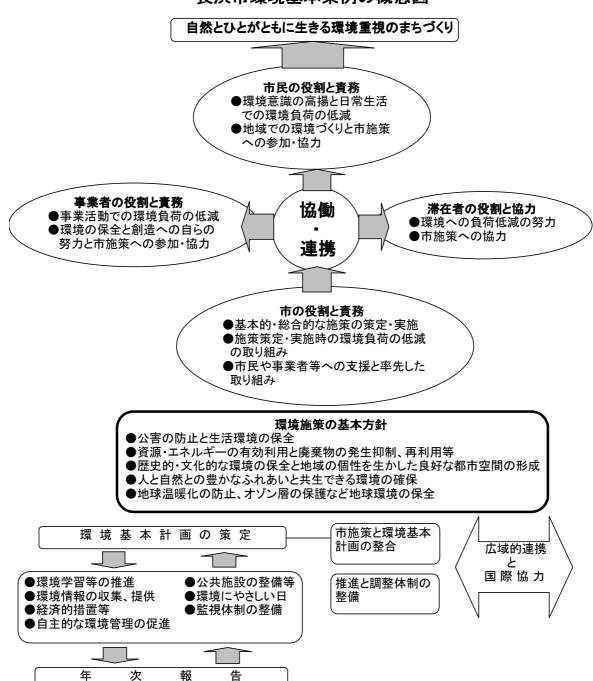
計画の実効性を確保するために、目標の達成状況や市民、事業者、市などの取り組みを定期的に把握、評価します。また社会経済や環境の状況の変化などに適切かつ柔軟に対応し、計画の見直しを行います。評価や計画の見直しにあたっては、市民や事業者などに対して情報の提供を行い、市民や事業者などの参画により検討をすすめます。

第4章 環境の保全と創造に関する条例等

第1節 長浜市環境基本条例

良好な環境の保全と創造をめざし、本市にふさわしい新しい時代を切り拓いていくため、市、市 民、事業者等が協働・連携して取り組んでいくうえでの基本となる考え方を示す「環境基本条例」 を制定しました。

長浜市環境基本条例の概念図



長浜市環境基本条例

平成18年2月13日 条例第90号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条—第7条)
- 第2章 基本的な方針(第8条)
- 第3章 実現のための方策(第9条―第14条)
- 第4章 推進のための施策(第15条―第21条)
- 第5章 環境審議会(第22条)
- 第6章 雑則(第23条·第24条)

付則

私たちの住んでいる地域には、琵琶湖や姉川、伊吹山や横山など、美しい自然がいっぱいあり、私たちは、いつでも触れたり感じたりすることができます。このようなすばらしい自然が、私たちにうるおいとやすらぎをあたえ、暮らしやまちが豊かになってきました。

しかし、便利で快適な暮らしができるようになったことはとても良いことですが、そのために、たくさんの物をつくり、たくさんの物を使い、たくさんのゴミを出して、環境に大きな負担をかけてきました。このような行いは、身のまわりの環境を悪くするだけでなく、地球の温度を高くしたり、地球を取り巻くオゾン層を壊してしまうなど、地球にとっても大変なことになってしまいます。このままでは、将来の人たちが暮らせなくなってしまうかもしれません。

いっしょに暮らしている動物や植物、そして私たち人間も、空気や水がないと生きていけません。この空気や水は、いったん汚れると、なかなか元にもどすことができません。そのことを忘れてしまって、環境を汚したり、壊してきたため、大きな問題となっているのです。

今こそ、私たちは、良い環境のなかで暮らすことが、みんなの権利であり、そして良い環境を守り育て、 将来の人たちにも残していくことが、みんなの義務であることをあらためて考えていかなければなりません。 今も、そして将来も、みんなが良い環境のなかで暮らしていけるように、みんなが力をあわせて、まわり の環境を守り育てていかなければなりません。そして、このことは、地球を守っていくことにつながります。 このように、環境を大切にする人たちが住む長浜市をつくるために、この条例を設けます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、市、市民、事業者、滞在者の役割と責務を明らかにし、 固有の歴史文化を形成した先人の知恵に学びながら、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推 進することによって、現在と将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的と します。

(定義)

第2条 この条例において、「良好な環境」とは、市民が健康で文化的な生活を営むことができる生活環境、

自然環境、歴史的・文化的環境をいいます。

- 2 この条例において、「環境への負荷」とは、人の活動によって環境に加えられる影響であって、環境を 保全するうえで支障の原因となるおそれのあるものをいいます。
- 3 この条例において、「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少、その他の地球規模の環境に影響をおよぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいいます。 (基本的な考え方)
- 第3条 環境の保全と創造は、良好な環境を実現し、これを将来の世代へと継承するとともに、資源の循環を基本とした活動による環境への負荷の少ない社会が構築されるように、適切に行われなければなりません。
- 2 環境の保全と創造は、地域における多様な生態系を健全な状態で確保し、人と自然との触れ合いを保つ ことにより、自然と人が共生できるように、適切に行われなければなりません。
- 3 環境の保全と創造は、市、市民、事業者と滞在者がそれぞれの責務を自覚し、自らの日常生活や事業活動を見直し、互いに協働・連携しながら、積極的に推進されなければなりません。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の課題であり、私たちの行動と深く関わっていることを考慮し、すべての 日常生活と事業活動において身近な問題としてとらえ、国の内外の地域と連携しながら、積極的に推進され なければなりません。

(市の役割と責務)

- 第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的、総合的な施策を策定し、実施しなければなりません。
- 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定と実施に当たっては、環境の保全と創造を重視し、環境への負荷を少なくするための必要な措置をとらなければなりません。
- 3 市は、市民と事業者の自主的な環境の保全と創造に関する活動を支援するとともに、自ら率先して各種の施策を積極的に推進しなければなりません。

(市民の役割と責務)

- 第5条 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に関する自らの意識を高め、日常 生活に伴う環境への負荷を少なくするように、積極的に努力しなければなりません。
- 2 市民は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、地域における環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。 (事業者の役割と責務)
- 第6条 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、自らの社会的責任において、事業活動に伴う環境 への負荷を少なくするように積極的に努力しなければなりません。
- 2 事業者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、環境の保全と創造に役立つように、自ら努力するとともに、市が行う環境の保全と創造に関する施策に積極的に参加し、協力しなければなりません。

(滞在者の役割と協力)

- 第7条 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、本市の区域 内における活動に伴う環境への負荷を少なくするように、努力しなければなりません。
- 2 通勤、通学、観光旅行等で本市に滞在する者は、この条例の基本的な考え方を踏まえ、市が行う環境の保全と創造に関する施策に協力しなければなりません。

第2章 基本的な方針

(環境施策の基本方針)

- 第8条 市は、この条例の基本的な考え方の実現を図るため、次の基本方針に基づいて施策を推進しなければなりません。
 - (1) 公害の防止と生活環境の保全
 - (2) 資源・エネルギーの有効な利用と廃棄物の発生抑制、再利用等
 - (3) 歴史的・文化的な環境の保全と地域の個性を生かした良好な都市空間の形成
 - (4) 人と自然との豊かな触れ合いと共生できる環境の確保
 - (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護など地球環境の保全

第3章 実現のための方策

(市、市民、事業者等の協働・連携)

第9条 市は、市、市民、事業者等が協働・連携し、環境の保全と創造のための活動に取り組むことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(広域的連携と国際協力)

第10条 市は、地球環境の保全その他の広域的な取組を必要とする施策を実施するときは、国や他の地方公 共団体等と協力して、これを推進しなければなりません。

(環境基本計画)

- 第11条 市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画(以下 「環境基本計画」という。)を定めなければなりません。
- 2 市長は、環境基本計画を定めるときは、市民の意見を反映できるよう必要な措置をとるとともに、長浜市環境審議会の意見を聴かなければなりません。
- 3 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければなりません。
- 4 環境基本計画を変更するときにも、前2項で定められた手続きによります。

(環境基本計画との整合)

第12条 市は、施策の策定や実施に当たっては、環境基本計画との整合を図らなければなりません。 (環境配慮指針)

- 第13条 市長は、市、市民、事業者の活動や行動を良好な環境の保全と創造へと誘導するために、環境に配慮すべき指針を定める等の必要な措置をとらなければなりません。
- 2 市、市民、事業者は、前項の環境に配慮すべき指針を守るように努力しなければなりません。 (年次報告)
- 第14条 市長は、毎年、市の環境の状況や施策の内容等について、報告書を作成し、これを公表しなければなりません。

第4章 推進のための施策

(環境学習の推進等)

第15条 市は、市民、事業者等が、環境の保全と創造についての理解を深め、環境に配慮した日常生活や事業活動を展開できるように、環境の保全と創造に関する教育と学習の推進について、必要な措置をとらなければなりません。

(環境情報の収集、提供)

- 第16条 市は、環境の保全と創造のための活動を促進するため、個人や法人の権利利益の保護に配慮しながら、環境の状況など環境の保全と創造に関する情報を収集し、提供するよう努力しなければなりません。 (経済的措置等)
- 第17条 市は、市民、事業者等が行う環境への負荷を少なくする設備や施設の整備、自主的な活動を促進するため、適正な経済的助成など必要な措置をとるよう努力しなければなりません。
- 2 市は、環境への負荷を少なくする目的で、市民、事業者等に対して経済的な負担をかけようとするときは、十分な事前調査と研究を行ったうえで、必要な範囲内の措置をとることができます。

(自主的な環境管理の促進)

- 第18条 市は、事業者自らがその活動について、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるように、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。
- 2 市は、市民自らが日常生活において、環境への負荷を少なくするための管理等を行うことができるよう に、必要な措置をとるよう努力しなければなりません。

(公共施設の整備等)

- 第19条 市は、公共施設の整備や維持管理を行うときは、環境への負荷が少なくなるように、資源・エネル ギーの有効利用や廃棄物の減量等の促進に努力しなければなりません。
- 2 市は、公共施設の整備を行うときは、自然環境の適正な保全や健全な利用を図るなど良好な環境を形成することができるよう努力しなければなりません。

(環境にやさしい日)

第20条 市民、事業者等の間に広く環境の保全と創造についての理解と認識が深まり、環境の保全と創造に 関する活動への参加意欲が高まるように、毎年、春分の日を環境にやさしい日とします。

(監視体制の整備)

第21条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全と創造に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、 測定、調査等の体制を整備しなければなりません。

第5章 環境審議会

(環境審議会)

- 第22条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定により、長浜市環境審議会(以下「審議会」という。)を置きます。
- 2 審議会は、市長の相談に応じ、次の事項を調査審議し、意見を述べます。
 - (1) 環境の保全と創造に関係する基本的事項や重要事項
 - (2) 環境基本計画に関すること
 - (3) その他環境の保全と創造に関係して市長から意見を求められた事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関して、市長に意見を述べることができます。
- 4 前3項に定めるもの以外に審議会の組織や運営に関係して必要な事項は、市長が定めます。

第6章 雑則

(推進と調整体制の整備)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を、総合的に推進、調整するため、必要な体制を整備します。 (委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定めます。

付 則

この条例は、平成18年2月13日から施行します。

第2節 長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の錯乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的として、「長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例」を制定しました。

長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例

平成18年2月13日 条例第92号

目次

- 第1章 総則(第1条-第6条)
- 第2章 廃棄物の減量等(第7条―第12条)
- 第3章 一般廃棄物の適正処理(第13条―第20条)
- 第4章 環境の美化(第21条―第24条)
- 第5章 環境推進員(第25条)
- 第6章 雑則(第26条—第30条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の減量を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて廃棄物の散乱防止等による環境の美化を推進することにより、快適な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)および容器包装に係る分別収集および再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)ならびに湖北広域行政事務センター廃棄物の処理および清掃に関する条例(平成10年湖北広域行政事務センター条例第2号。以下「センター条例」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。
- 2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (2) 減量 廃棄物の発生を抑制し、再利用、再使用を図ること等により廃棄物の量を減らすことをいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不用となる物または廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。
- (4) 再生資源 再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第1項に規定する再 生資源をいう。
- (5) センターの処理施設 センター条例第2条第2項第5号に規定する処理施設をいう。

(市、市民および事業者の相互協力)

第3条 市、市民および事業者は、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進について相互に 協力しなければならない。

(市の青務)

- 第4条 市は、その施策を通じて、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化の推進に努めなければ ならない。
- 2 市は、廃棄物の減量等に関して、あらゆる機会を通じて、市民および事業者の意識啓発に努めなければ ならない。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、自ら第1条に掲げる目的に関する意識の向上に努めるものとする。
- 2 市民は、廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を生活環境の保全上支障をきたさない方法 でなるべく自ら処理すること等に努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の減量に努めるとともに、その生じた廃棄物を自らの責任に おいて適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化に関し、市の施 策および市民の活動に協力しなければならない。

第2章 廃棄物の減量等

(施策の推進)

第7条 市は、廃棄物の減量等に関して、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように するものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

(市の取組み)

第8条 市は、積極的に自ら再生品を使用し、再生資源として回収する等自ら再利用を推進するよう努める ものとする。

(資源回収活動への参加等)

第9条 市民は、資源回収活動に積極的に参加するとともに、再生品の使用もしくは不用品の活用等により 再利用に努めるものとする。

(再生資源等の使用)

第10条 事業者は、物の製造または加工に際して、再生資源または再生品を原料等として用いるように努めなければならない。

2 前項に定めるほか、事業者は、事業活動に要する用品、資材等の調達および使用に際しては、再生品を 使用するよう努めなければならない。

(環境保全型製品の普及)

- 第11条 事業者は、物の製造または加工に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の 困難性についてあらかじめ評価し、適切な材料を選択すること等により、適正な処理が容易であるような、 または再利用の促進に寄与するような製品、容器等(以下「環境保全型製品」という。)の製造または加 工に努めなければならない。
- 2 事業者は、製品の販売に際して、環境保全型製品を優先的に販売するように努めなければならない。
- 3 市民および事業者は、商品の購入等に際しては、環境保全型製品を選択するように努めなければならない。

(容器および包装の適正化等)

- 第12条 事業者は、物の製造、加工および販売等に際しては、再利用に適した容器を使用し、または過剰な 包装の抑制を図ること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 2 市民および事業者は、商品の購入に際しては、再利用に適した容器を使用し、または簡易に包装された 商品を選択し、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 3 事業者は、商品の購入者が不要とした包装、容器等を返却しようとする場合には、その回収に努めなければならない。

第3章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物の自己処理基準)

第13条 市民、事業者および土地または建物の占有者(占有者がいない場合には、その管理者とする。以下同じ。)が、一般廃棄物を自ら処理する場合は、法第6条の2第2項または第3項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(排出基準等)

- 第14条 湖北広域行政事務センター(以下「センター」という。)が行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法(以下「排出基準」という。)に従って排出するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。
- 2 センターの処理施設で一般廃棄物の処分をしようとする者は、センター管理者が定める一般廃棄物の分別の区分およびセンターの処理施設への搬入の方法(以下「搬入基準」という。)に従ってセンターの処理施設に搬入するとともに、それまでの間適正に保管しなければならない。

(排出等の禁止物)

- 第15条 次の各号に掲げる一般廃棄物は、センターが行う一般廃棄物の収集に際して排出し、またはセンターの処理施設に搬入してはならない。
 - (1) 有害性のある一般廃棄物
 - (2) 危険性のある一般廃棄物
 - (3) 爆発性、発火性または引火性のある一般廃棄物
 - (4) 著しく悪臭を発する一般廃棄物(し尿としてくみ取るものを除く。)
 - (5) 前各号に掲げる一般廃棄物のほか、センター管理者において一般廃棄物の処理を著しく困難にし、

またはセンターの処理施設の機能に支障を生じさせるおそれがあると認める一般廃棄物

2 前項各号に規定する排出等の禁止物については、規則で例示するものとする。

(適正処理困難物に係る事業者の協力)

- 第16条 法第6条の3第1項の規定による指定に係る一般廃棄物または製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難であるとセンターの管理者が指定した一般廃棄物(以下「適正処理困難物」という。)となる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者は、当該適正処理困難物の回収を行う等、センターの行う一般廃棄物処理事業に必要な協力をしなければならない。
- 2 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の措置を講じる場合は、これに協力しなければならない。

(ごみ集積所)

- 第17条 センターが行う一般廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める市長への届出に基づき、センター管理者が指定する一般廃棄物を排出する場所(以下「ごみ集積所」という。)に当該一般廃棄物を搬出しなければならない。
- 2 ごみ集積所は、規則で定める基準(以下「ごみ集積所の基準」という。)に適合するものでなければならない。
- 3 ごみ集積所を利用する者は、ごみ集積所の清潔保持と環境保全を図り、適正に維持管理しなければならない。

(一般廃棄物の搬入の申請等)

第18条 センターの処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする者は、センター管理者に申請し、その承認を 受けなければならない。

(建物の賃貸人等の周知義務)

第19条 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその 賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住または事業の用に供する賃借人 に対して、排出基準、搬入基準およびごみ集積所の場所ならびに適正な保管について周知しなければなら ない。

(多量排出事業者に対する指示)

- 第20条 市長は、多量に事業系一般廃棄物を発生させると認められる事業者に対し、必要と認めるときは、 当該事業系一般廃棄物の減量に関する計画(以下「一般廃棄物減量計画」という。)の作成、再利用等の 推進その他必要な事項を指示することができる。
- 2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者は、これを作成し市長に提出しなければならない。

第4章 環境の美化

(施策の推進と協力)

- 第21条 市は、環境の美化に関し、積極的に施策を推進するとともに、市民および事業者の自主的な活動を 促進するように努めなければならない。
- 2 市は、環境の美化に関し、市民および事業者への情報の提供ならびに意識の啓発に努めるとともに、市民および事業者の意見を聴き、これを施策に反映させるように努めなければならない。
- 3 市民は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策およびその地域の団体等が行う自主的な美化活動

に協力するように努めなければならない。

4 事業者は、自ら環境の美化に努めるとともに、市の施策および市民の行う自主的な美化活動に積極的に 協力するように努めなければならない。

(清潔の保持)

- 第22条 土地または建物の占有者は、その占有し、または管理する土地または建物を清潔に保つように努めなければならない。
- 2 何人も、公園、広場、道路、河川、港湾、駅その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。
- 3 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所の美化に努めるとともに、みだりに廃棄物が 捨てられないように、利用者への啓発等必要な措置を講じなければならない。

(廃棄物の投棄等の禁止および回収命令等)

- 第23条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。
- 2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であると きは、違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定に該当する場合であって、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。
- 4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明 したときは、その者に対し、その回収等に要した費用を請求することができる。

(土地の適正管理)

第24条 土地の占有者は、その占有し、または管理する土地にみだりに廃棄物が捨てられないよう未然に防止する措置を講じる等適正な管理をしなければならない。

第5章 環境推進員

(環境推進員)

- 第25条 市長は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化を推進すること等により、生活環境 の保全と公衆衛生の向上を図るため、社会的信望があり、熱意と識見を有する者のうちから、自治会の推 薦により環境推進員(以下「推進員」という。)を委嘱することができる。
- 2 推進員は、一般廃棄物の減量および適正処理ならびに環境の美化等を推進するため、規則で定める業務 を行う。

第6章 雑則

(指導および助言)

第26条 市長は、第1条に規定する目的を達成するために必要と認めるときは、関係者に対し指導および助言を行うことができる。

(立入調査等)

- 第27条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を立ち入らせて調査させ、または関係者に対し、報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

- 第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき 旨の勧告を行うことができる。
 - (1) 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため賃貸しようとする者、またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者が、第19条の規定に違反し、貸借人に対して必要な周知をしなかったとき。
 - (2) 土地または建物の占有者が、第22条第1項の規定に違反し、その占有し、または管理する土地または建物の清潔保持に努めなかったとき。

(公表)

- 第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。
 - (1) 第23条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。
 - (2) 第23条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。
 - (3) 第27条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なく、これを拒み、妨げ、もしくは 忌避したとき、または報告を求められた者が正当な理由なくこれに従わなかったときもしくは虚偽の報告 を行ったとき。
 - (4) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。
- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由 を通知し、弁明および有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

(委任)

第30条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の長浜市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例(平成11年長浜市条例第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

第3節 長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

「長浜市ポイ捨ておよびふん害の防止に関する条例」の内容を見直し、それまで規定されていた飲料容器と吸殻等の散乱やふん害の防止の禁止事項以外に新たに「たんつばの吐き捨て」「落書き」「路上喫煙」「深夜花火」「犬の引き綱制御」「土地の適正な管理」を規定し生活環境全般に禁止規定を拡大しました。このことにより、さわやかで清潔なまちづくりを市、市民等及び事業者と滞在者が互いに協働・連携しながら快適で清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的に条例を制定しました。

長浜市さわやかで清潔なまちづくり条例

平成20年3月24日 条例第2号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等(第6条―第18条)
- 第3章 空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等(第19条・第20条)
- 第4章 雑則(第21条—第26条)
- 第5章 罰則(第27条·第28条)

付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、長浜市環境基本条例(平成18年長浜市条例第90号)の基本理念にのっとり、環境に関する身近な課題について、市、市民等及び事業者の責務を明らかにし、協働して取組を進めるとともに、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を禁止することにより、豊かで住みよい地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者、市内に勤務し、通学し、又は滞在する者及び市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 空き缶等 缶、びん、ペットボトルその他の容器、たばこの吸い殻、釣道具、花火の燃えがら、チューイングガムのかみかす、包装紙、印刷物その他捨てられることによってごみ散乱の原因となるものをいう。
- (4) 公共の場所等 道路、公園、広場、河川、湖岸その他の公共の用に供する場所(以下「公共の場所」 という。)及び他人が所有し、又は管理する土地、建築物その他の工作物をいう。
- (5) 動物 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第44条第4項各号に掲げる動物をいう。
- (6) 落書き 公共の場所等を所有し、占有し、又は管理する者の承諾を得ず、塗料等により、文字、図形若しくは絵柄をかくこと又はかかれた文字、図形若しくは絵柄をいう。
- (7) 喫煙 たばこを吸うこと及び火のついたたばこを所持することをいう。
- (8) 花火 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第2項に規定するがん具煙火(火薬類取締法施行規則(昭和25年通商産業省令第88号)第1条の5第1号イ、ホ、ト及びチに規定するものを除く。)の爆発又は燃焼をいう。

(市の責務)

- 第3条 市は、さわやかで清潔なまちづくりの推進に関する必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等及び事業者の適切な参加の方策を関係

機関と連携して推進しなければならない。

(市民等の責務)

- 第4条 市民等は、互いに協力し合い自主的な活動により、さわやかで清潔なまちづくりを推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。
- 2 市民等は、さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為を行った者に対して、条例の趣旨を理解されるよう 注意や助言をすることができる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、さわやかで清潔なまちづくり を推進するよう努めるとともに、市が策定し、及び実施する施策に協力しなければならない。

第2章 さわやかで清潔な暮らしを阻害する行為の禁止等

(飼い犬の管理)

第6条 犬を飼養し、又は保管する者は、犬を公共の場所等において移動させるときは、人の生命財産に害を与えないように常に引き綱等により制御しなければならない。

(ふんの放置及び投棄の禁止)

第7条 動物を飼養し、又は保管する者は、動物が公共の場所等でふんをしたときは、これを放置し、又は 投棄してはならない。

(空き缶等の放置及び投棄の禁止)

- 第8条 市民等及び事業者は、空き缶等を公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。
- 2 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物(以下「宣伝物等」という。)を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該宣伝物等を回収しなければならない。
- 3 公共の場所において、行催事を開催した者は、開催場所及びその周辺を清掃しなければならない。 (喫煙の規制等)
- 第9条 市民等は、屋外で喫煙をするときは、吸い殻入れが設置されている場所において喫煙をし、又は携帯用吸い殻入れを持つようにする等、たばこの吸い殻の散乱の防止に努めなければならない。
- 2 市民等は、他人に迷惑を及ぼし、又は被害を与えるおそれのある路上喫煙をしないよう努めなければならない。

(路上喫煙の禁止)

第 10 条 市民等は、第 11 条第 1 項の規定により指定された路上喫煙禁止区域においては、定められた場所 以外の場所では、喫煙をしてはならない。

(路上喫煙禁止区域の指定)

- 第11条 市長は、特に必要があると認められる区域を路上喫煙禁止区域として指定することができる。
- 2 市長は、路上喫煙禁止区域を指定しようとするときは、関係機関等の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、路上喫煙禁止区域を指定したときは、その旨を告示するとともに、当該禁止区域に掲示するものとする。

(路上喫煙禁止区域の変更及び解除)

- 第12条 市長は、必要があると認めるときは、路上喫煙禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。
- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(回収容器の設置及び管理)

第 13 条 市内において、自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売する場所に回収容器を設置し、 これを適正に管理するとともに、その周辺の清掃をしなければならない。

(土地の管理)

- 第14条 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地に廃棄物が放置され、又は投棄されることを 防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 土地を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地が廃棄物その他の物により著しく周辺の環境を損なう状態にあると認められるときは、自らの責任で当該廃棄物その他の物を適正に処理しなければならない。

(たんつばの吐き捨て禁止)

第15条 市民等は、公共の場所等で、みだりにたんつばを吐き捨ててはならない。

(落書きの禁止)

第16条 市民等は、公共の場所等に落書きしてはならない。

(落書きの消去の要請)

第 17 条 市長は、落書き(公共の場所にされた落書きに限る。)が放置され、著しく周辺の環境を損なうお それがあると認めるときは、当該公共の場所の管理者に対し、当該落書きを消去するよう要請することが できる。

(深夜花火の禁止等)

- 第18条 市民等は、深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)に公共の場所及び地域の静穏を害するおそれのある場所で花火をしてはならない。
- 2 公共施設の管理者は、深夜花火の禁止のための啓発及び指導を行うものとする。
- 第3章 空き缶等の放置及び投棄の防止に関する協定等

(防止協定)

- 第19条 市長は、空き缶等の放置及び投棄の防止に必要があると認めるときは、事業者に対し、次に掲げる 事項について、防止に関する協定の締結を求めることができる。
- (1) 空き缶等の放置及び投棄の防止の啓発に関する事項
- (2) 放置及び投棄された空き缶等の清掃に関する事項
- (3) その他防止に関して必要な事項

(美化推進地域)

第20条 市長は、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(平成4年滋賀県条例第20号)第11条の規定により 美化推進地域として設定された琵琶湖岸等の環境美化を推進するため、市民等及び事業者への啓発、美化 活動の支援その他必要な措置を講じるものとする。

第4章 雑則

(立入調査)

- 第21条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、指定する職員に、その必要と する場所に立ち入らせ、調査をさせることができる。
- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (指導)
- 第22条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該違反行為の中止又は是正に必要な措置を講ずるよう指導をすることができる。
- (1) 第6条の規定に違反して、その飼養し、又は保管する犬を引き綱等により制御しないで公共の場所等において移動させた者
- (2) 第7条の規定に違反して、ふんを放置し、又は投棄した者
- (3) 第8条の規定に違反して、空き缶等を放置し、若しくは投棄した者、公共の場所において宣伝物等を回収しない者又は行催事後に清掃しない者
- (4) 第10条の規定に違反して、路上喫煙をした者
- (5) 第13条の規定に違反して、回収容器を設置せず、若しくはこれを適正に管理しない者又はその周辺の 清掃をしない者
- (6) 第14条の規定に違反して、その所有し、占有し、又は管理する土地の廃棄物その他の物を適正に処理 しない者

(勧告)

第23条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が、正当な理由がなく、その指導に従わないときは、期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。

(命令)

第24条 市長は、前条の規定による勧告を受け、その勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命じることができる。

(公表)

第25条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、当該命令を受けた者に意見を述べる機会を与えた上で、その命令内容の一部を公表することができる。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第5章 罰則

(罰則)

第27条 第7条、第8条第1項又は第10条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、2万円以下の罰金に処する。

2 配布した宣伝物等の回収、同条第3項又は第13条の規定に違反した者で、第24条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

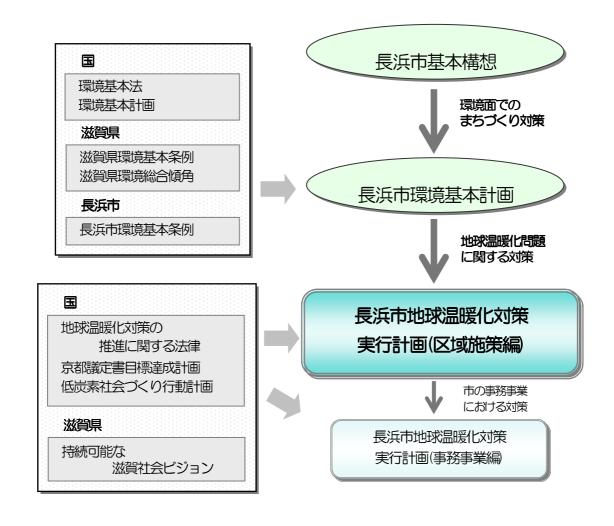
第4節 長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

「京都議定書目標達成計画」では、地球温暖化対策は市民、事業者、市の各主体がそれぞれの 役割に応じ、温室効果ガスの削減に向けて取り組むことが不可欠であるとし、地方公共団体に おいても、地域の特性に応じた対策の実施、率先した取組の実施、地域住民などへの情報提供 と活動推進、などの役割が期待されています。

このことを踏まえ、本市における地球温暖化対策に関する方針を示すとともに、対策を総合的、計画的に推進することを目的とし、「長浜市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定します。

また本市では、長浜市環境基本条例に基づき、2001 年3月に環境基本計画を策定し、各環境 政策に取り組んでいます。

このため、本計画を下図に示すような位置づけとし、環境基本計画における基本目標を達成するための行動プランとしての役割を持たせるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項に定める施策の立案として位置づけます。



(1)計画の期間

本計画の期間は、2011 年度から 2020 年度の 10 年間とします。 また、本計画の基準年度および目標年度は以下のとおりとします。

○ 基準年度 : 1990 年度

⇒ 京都議定書に準拠(2005年度からの推移についても併せて表記)

○ 目標年度 : 2020 年度(中期的な目標)および 2050 年度(長期的な展望)

⇒ 国の中期目標年度および長期目標年度に準拠

(2)計画の対象範囲

本計画は市域全域を対象とし、すべての市民、事業者と市を対象とします。

(3)対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスおよびその対象分野は、以下のとおりとします。

○ 二酸化炭素(CO₂) : エネルギー起源CO₂分野(産業・民生業務・民生家庭・

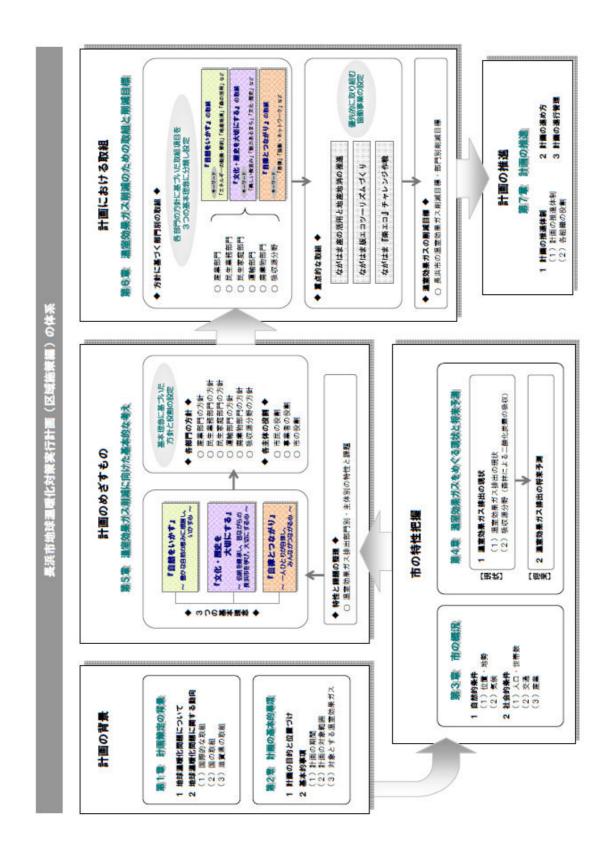
運輸部門)

廃棄物分野 (廃棄物部門) (一般廃棄物)

吸収源分野(森林などによる吸収)

○ メタン (CH₄) : 廃棄物分野 (廃棄物部門) (一般廃棄物)

○ 一酸化二窒素(N₂O) : 廃棄物分野 (廃棄物部門) (一般廃棄物)



平成23年度 長浜市環境年次報告書

平成 23 年 12 月

問い合わせ先 長浜市市民生活部環境保全課 〒526-8501 長浜市高田町 12-34 TEL 0749-65-6513 FAX 0749-65-6571

E-mail アドレス kankyou@city. nagahama. lg. jp 長浜市ホームページ http://www.city. nagahama. shiga. jp/

表紙の写真は、平成 23 年度「リサイクル工作コンテスト」応募作品 792 点の中から最優秀賞に選ばれた作品です。

左上小学校低学年の部(1・2年生)國友亮汰さん(神照小学校)中右小学校中学年の部(3・4年生)佐野詠人さん(小谷小学校)下小学校高学年の部(5・6年生)小林加奈さん(長浜小学校)